〇総務省令第三十八号

昭 電 波 和 法 + 及 五. てバ 放 年 送 法 律 法 第 \mathcal{O} 百 部 三 + を 改 号 正 す 及 る び 法 律 放 送 令 法 和 昭 兀 年 和 法 + 律 第 五. 六 年 + 法 \equiv 律 号 第 百 三 \mathcal{O} + 部 号 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 規 に 定 伴 12 1 基 づ 電 き、 波 法

並 び に n 5 \mathcal{O} 法 律 を 実 施 す る た 8 放 送 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 8 る

令和五年四月十四日

総務大臣 松本 剛明

放 送 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} ___ 部 を 改 正 す る 省 令

(放送法施行規則の一部改正)

第

撂 含 が 部 又 異 そ は げ む 分 条 次 る な \mathcal{O} \mathcal{O} 破 \mathcal{O} 標 る 以 線 炆 ょ 表 放 下 象 Ł 記 う に 送 で 規 \mathcal{O} 部 に 开 ょ 法 定 改 は 分 \mathcal{O} W ŋ 施 で だ 改 が 条 \Diamond 行 改 部 改 正 同 に 規 分 正 前 お 改 正 則 を 後 欄 \mathcal{O} 1 正 前 ک 欄 に ŧ 7 前 欄 昭 掲 同 欄 れ 和 に \mathcal{O} に $\sum_{}$ じ 撂 げ に は 及 当 + れ る び 順 げ 該 改 に 対 次 る 五 象 を 年 規 対 対 正 対 応 規 象 付 後 応 定 電 す 定 欄 す 波 規 L \mathcal{O} 監 る を 定 た る 傍 に 改 を 規 対 改 線 ŧ 理 改 正 定 応 正 委 \mathcal{O} を 後 正 後 下 員 L 欄 7 欄 会 掲 後 以 線 げ 下 12 欄 撂 に を 規 げ 含 則 7 掲 に 掲 げ 掲 \mathcal{O} げ 第 1 る む 0 条 そ + げ な る る 号) 1 対 る に \mathcal{O} 規 以 下 ŧ 象 定 ŧ お 標 $\sum_{}$ \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 1 記 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 7 傍 \mathcal{O} は \mathcal{O} 部 ょ 分 部 لح 線 条 ک う 対 L を に に を れ 7 12 象 付 お 次 改 規 を 移 重 L 11 \mathcal{O} 削 定 動 傍 又 7 ょ \Diamond り、 う 線 L は 同 そ じ と 破 12 1 線 改 改 改 \mathcal{O} う。 標 正 正 重 で 正 す 後 前 記 下 用 を 線 付 る 欄 欄 部 λ だ 12 に 分 は を

第三十二条の二 法第七十三条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した額 8 経営委員会は、第二項第二号括弧書又は同項第三号括弧書の規定により同項の規定による手 第十八条 第十二条の四 [2 ~7 略] 2 略 9 略 ならない。 続を実施しないで議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければ 第七章 認定放送持株会社(第百八十三条—第二百十条の二) 第四章 基幹放送 [一·二 略] 五~八 略 □〜三 略] [第八章・第九章 (意見の求め) [第五章・第六章 略] [第一章~第三章 (実施計画の記載事項等) (還元目的積立金の計算方法) ロ 有料インターネット活用業務 (法第七十三条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同 第三節の二 経営基盤強化計画の認定(第九十一条の五―第九十一条の十六) 第三節 外国人等の取得した株式の取扱い (第八十七条—第九十一条の四) インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項 [第四節~第六節 略] [第一節・第二節 略] じ。)の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細 当該費用の明細 のものをいう。以下同じ。)の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による 用業務(インターネット活用業務であつて、法第七十三条第二項第一号に掲げる業務以外 務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。)その他の受信料財源インターネット活 の放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務 日本放送協会(以下「協会」という。)のテレビジョン放送による国内基幹放送の全て (当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業 略 改 正 後 8 経営委員会は、第二項第二号括弧書の規定により同項の規定による手続を実施しないで議決 第十八条 [同上] [新設] 第十二条の四 [同上] [2~7 同上] [9 同上] [2] 同上] した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。 第七章 認定放送持株会社(第百八十三条—第二百十条 二・二 同上 (意見の求め) [一~三 同上] 第四章 基幹放送 五~八 同上 (実施計画の記載事項等) [第八章・第九章 同上] [第五章・第六章 同上] [第一章~第三章 U 第三節の二 経営基盤強化計画の認定(第九十一条の二―第九十一条の十三) 第三節 外国人等の取得した株式の取扱い (第八十七条—第九十一条) [第四節~第六節 同上] [第一節・第二節 同上] に定める様式による当該費用の明細 ネット活用業務以外のものをいう。以下同じ。)の実施に要する費用及び別表第三号の三 同じ。)の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細 用業務(インターネット活用業務のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。以下 務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。) その他の受信料財源インターネット活 の放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務 同上 (当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業 日本放送協会(以下「協会」という。)のテレビジョン放送による国内基幹放送の全て 有料インターネット活用業務(インターネット活用業務のうち、受信料財源インター 同上 Œ. 前

額が零を上回る場合に限る。) とする。例が零を上回る場合に限る。) とする。例ができ上回る場合に限る。) とする。以う。) について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額(当該減じて得たは、当該計算に係る収支差額が生じた一の事業年度(以下この条において「対象事業年度」と

- 支出決算表上の一般勘定の資本収支差金の額の合計額一対象事業年度の損益計算書上の一般勘定の当期事業収支差金の額及び対象事業年度の収入
- られる次に掲げる額の合計額 協会の財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要と認め
- の合計額(対象事業年度の予算書上の一般勘定の資本支出の額を限度とする。) の合計額(対象事業年度の予算書上の一般勘定の資本支出の額を限度とする。)
- 合における当該上回る額一般勘定の前期繰越金受入れの額を減じて得た額を減じて得た額が零を上回る額である場下ので得た額の範囲内で協会が必要と認めた額から、別表第四号の注4の規定に基づき対象でで得た額の範囲内で協会が必要と認めた額から、別表第四号の注4の規定に基づき対象では得た額の範囲内で協会が必要と認めた額から、別表第四号の注4の規定に基づき対象では、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗り、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗り、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗り、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗り、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗り、対象事業年度の翌年における

(還元目的積立金の取崩しに係る認可申請)

に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。 第三十二条の三 法第七十三条の二第二項ただし書の認可を受けようとするときは、申請書に次

1、前時の日本にはあた。その乱にして、一般には、これではないというです。 1、「はない十三条の二第一項に規定する還元目的積立金を取り崩して支出しようとする理由

及び資金計画に記載されている場合は、その旨 前号の内容が法第七十条の規定により協会が作成した当該事業年度の収支予算、事業計画

こ その他参考となるべき事項

第五十八条 [略] (放送の廃止及び休止の認可申請等)

[削る]

一の市町村の全部又は一部の区域に準ずる区域)

一の市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条

[新設]

(放送の廃止及び休止の認可申請等)

するものとする。 2 協会及び学園は、廃止又は休止の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を放送によつて告知第五十八条 [同上]

[新設]

除き、以下同じ。)の全部又は一部の区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、そ の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第百六十一条及び第百六十二条を 区域を併せた区域

(間接に占められる議決権の割合) れる他の市町村の一部の区域が当該他の市町村と異なる市町村の一部の区域に隣接する場合 であつて、住民のコミュニティとしての一体性が認められるときは、その区域を併せた区域 一の市町村の全部又は一部の区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接さ

第六十二条

間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権 事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合であ となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割 るものに限る。)を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上 の割合(当該法人又は団体が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合が千分の一以上であ つて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による 一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人(当該地上基幹放送

[4 6 略]

第六十六条 [略]

[一~四略]

(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)

同じ。)の業務 コミュニティ放送(法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下

(認定の更新の申請)

第七十四条 [略]

略

口に掲げる事項に限る。 前号に掲げる放送以外の基幹放送 別表第六号の様式 (法第九十三条第二項第十号イ及び)及び別表第七号の様式による書類

(放送事項等の変更)

第七十六条 略

[2·3 略]

4 法第九十七条第二項の規定による変更の届出は、別表第十九号の様式により行うものとする

法第九十七条第二項ただし書の総務省令で定める変更は、 次の各号に掲げる場合の区分に応

変更前の外国人等直接保有議決権割合(法第九十三条第一項第七号ホに規定する外国人等 当該各号に定めるものとする。

(間接に占められる議決権の割合)

第六十二条 [同上]

[2 同上]

3 一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人(当該地上基幹放送 間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権 事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合であ の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定 にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする つて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による

[4~6 同上]

(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)

第六十六条 [同上]

五 コミュニティ放送 (別表第五号 (注)

十のコミュニティ放送をいう。

以下同じ。

[一~四 同上]

[六 同上]

(認定の更新の申請)

第七十四条 [同上]

2 同上 [一同上]

二 前号に掲げる放送以外の基幹放送

別表第七号の様式による事業計画書

(放送事項等の変更

第七十六条 [同上] [2・3 同上]

4 法第九十七条第二項の規定による変更に該当する届出は、別表第十九号の様式により行うも

のとする。

[新設]	法第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとならないようにするために必要な期第八十一条の二 法第百三条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (取消猶予の勘案事項)
5 同上]	7 [略] いる場合は、法第九十七条第二項に規定する変更の届出を要するものとする。
	式がある場合又は同条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権が制限されて条第一項若しくは第二項の規定により株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株認定基幹放送事業者にあつては、外国人等直接保有議決権割合)の変更に際して、法第百十六保有議決権割合(衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行う
[新設]	6 前項の規定にかかわらず、認定基幹放送事業者が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一末満であるもの
	減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。) 外国人等保有議決権割合が
	ことを拒否している株式がある場合又は同条質
	央権馴合こ関して、法第百十六条第一項若しくは第二項の規定により、珠主名寧に記載し、六 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等保有議
	外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの
	有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、五一変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等保
	満である場合「変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五未満であるものを合計した割合(以下この章において「外国人等保有議決権割合」という。)が百分の五末
	項第七号ホに規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。以下この章におい
	四「変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合(法第九十三条第一後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの
	千分
	し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。) 外国人等直接呆有議央権接保有議決権割合に関して、法第百十六条第一項又は第二項の規定により、株主名簿に記載
	有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更
	の の の の の の の の
	議 外
	後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満であるもの直接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。)が百分の五未満である場合

第九十一条の四 法第百十六条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 第九十一条の四 法第百十六条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 第九十一条の四 法第百三条第二項の規定により認定を取り消さないこととされた認定基幹に変更があつたときにおける当該変更内容(法第九十七条第二項の規定により変更の届出を行っているものを除く。) 二 過去五年以内に法第百三条第二項の規定により認定を取り消さないこととされた認定基幹が送事業者にあつては、法第九十三条第一項第七号二又はホに再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況 ようにするために講じた措置の実施状況	13	(基幹放送の休止及び廃止に関する公表) (基幹放送の休止及び廃止に関する公表) (基幹放送の休止及び廃止に関する公表) (基幹放送の休止及び廃止に関する公表) (基幹放送の休止及び廃止に関する公表) (基幹放送の休止及び廃止に関する公表) (基幹放送の休止及び廃止に関する公表) (基幹放送の株止及び廃止に関する公表) (基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はそ第八十六条の二 法第百十条の二の公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、休廃止日の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。 「一 協会国際衛星放送又は協会者しくは学園以外の基幹放送事業者の基幹放送の休止ことに、当該各号に定める時間とする。 「一 協会国際衛星放送又は協会者しくは学園以外の基幹放送事業者の基幹放送の休止し、又はそ第八十六条の二 法第百十条の二ただし書の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げる基幹放送の休止し、又はそに、当該各号に定める時間とする。 「一 協会国際衛星放送又は協会者しくは学園以外の基幹放送事業者の基幹放送の休止し、又はそ第八十六条の二 法第百十条の二の公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送の休止し、又はそ第八十六条の二 法第百十条の二の公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送の休止し、又はそ第八十六条の二 はいことに、当該各号に定める時間といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると
(経営基盤強化計画の認定の申請)	新設。	新設」

とする。
る国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の三の様式による申請書を総務大臣に提出するもの第九十一条の五 法第百十六条の四第一項の規定により経営基盤強化計画の認定を受けようとす

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする

[一~三 略

- に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類じ。)の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組う。)の内容が特定放送番組同一化(同号イに規定する特定放送番組同一化をいう。以下同つては、地域性確保措置(法第百十六条の四第二項第五号口に規定する地域性確保措置をい四 法第百十六条の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあ
- 、次に定める書類条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつてはする省令(平成二十七年総務省令第二十六号。以下「表現の自由享有基準」という。)第十五 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関
- 適切なものであることを示す書類 お現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基本が送事業者に保る放送者組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞ由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者に対して支配関係を有基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内等を対して、表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基本で、表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基本で、表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基本である。
- のであることを示す書類 のであることを示す書類
- 別表第二十一号の四の様式による事業計画書
- 別表第二十一号の五の様式による事業収支見積り

(同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合)

(経営基盤強化計画の記載事項) 災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。)とする。 災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。)とする。 定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの第九十一条の六 法第百十六条の四第二項第五号1の総務省令で定める割合は、百分の八十(特

合にあつては、その旨及び次に掲げる事項とする。由享有基準第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場第九十一条の七 法第百十六条の四第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、表現の自

[一~三 略]

2 同上

□〜三 同上]

に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類じ。)の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組う。)の内容が特定放送番組同一化(同号イに規定する特定放送番組同一化をいう。以下同つては、地域性確保措置(法第百十六条の三第二項第五号ロに規定する地域性確保措置をい四 法第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあ

同上

- 適切なものであることを示す書類 お現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基外放送事業者に係る放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞ由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送の業務を行う者に対して支配関係を有其の放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基本が設置を表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基本を表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基本を表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基本を表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基本を表現の自由享有基準第十条第一項に規定する目前を表現している。
- のであることを示す書類 ちっぱん であることを示す書類 を表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一のであることを示す書類 を対して支配関係を有すい、又は当該国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有すいが、要求の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基
- 別表第二十一号の三の様式による事業計画書
- 別表第二十一号の四の様式による事業収支見積り

(同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合)

災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。)とする。定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの第九十一条の三 法第百十六条の三第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十(特

(経営基盤強化計画の記載事項)

合にあつては、その旨及び次に掲げる事項とする。由享有基準第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場第九十一条の四 法第百十六条の三第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、表現の自

□〜三 同上]

(不適法な申請書等)

第九十一条の八 記載を含む。)であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者(次条第一項において 「申請者」という。)に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。 法第百十六条の四第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの(違式な

前項の規定は、法第百十六条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定の拒否の通知)

第九十一条の九 を記載した文書をもつて通知する。 法第百十六条の四第 項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由

(認定証の交付) 前項の規定は、法第百十六条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

六の様式の認定証を交付する。 第十一条の十 総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、 別表第二十一号の

(認定経営基盤強化計画の公表)

第九十一条の十一 する。 関の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号)と 含む。)の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項(法第百十六条の七の規定による審議機 法第百十六条の四第四項(法第百十六条の五第三項において準用する場合を

[一~三 略]

2

(認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請)

第九十一条の十二 けようとする国内基幹放送事業者は、 出するものとする。 法第百十六条の五第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受 別表第二十一号の七の様式による申請書を総務大臣に提

2 略

(認定証の交付)

第九十一条の十三 十一号の八の様式の認定証を交付する。 総務大臣は、法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときは、 別表第二

(軽微な変更)

第九十一条の十四 げるものとする。 法第百十六条の五第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲

一 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組 超えるものに限る。) の放送を同時に行う放送時間の割合の変更(変更後の割合が第九十一条の六に定める割合を

ものとする。 法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行う

(実施状況の報告)

第九十一条の十五 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、 認定経営基盤強化

(不適法な申請書等)

第九十一条の五 記載を含む。)であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者 「申請者」という。)に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。 法第百十六条の三第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの(違式な (次条第一項において

前項の規定は、法第百十六条の四第一項の規定による変更の認定について準用する

(認定の拒否の通知)

第九十一条の六 法第百十六条の三第 を記載した文書をもつて通知する。 一項の認定を拒否したときは、 申請者に対しその旨の理由

前項の規定は、 法第百十六条の四第一項の規定による変更の認定について準用する

(認定証の交付)

総務大臣は、法第百十六条の三第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の

五の様式の認定証を交付する。

第九十一条の七

第九十一条の八 法第百十六条の三第四項(法第百十六条の四第三項において準用する場合を含 む。)の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項(法第百十六条の六の規定による審議機関 の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号)とす (認定経営基盤強化計画の公表)

□〜三 同上]

[2 同上]

(認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請)

第九十一条の九 法第百十六条の四第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受け ようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出 するものとする

[2 同上]

(認定証の交付)

第九十一条の十一総務大臣は、法第百十六条の四第一項の変更の認定をしたときは、 号の七の様式の認定証を交付する。 別表第二十

第九十一条の十一 げるものとする。 法第百十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、 次に掲

(軽微な変更)

二 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組 の放送を同時に行う放送時間の割合の変更(変更後の割合が第九十一条の三に定める割合を 超えるものに限る。)

ものとする。 法第百十六条の四第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の八の様式により行う

(実施状況の報告)

2

第九十一条の十二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、 認定経営基盤強化

表第二十一号の十の様式により、総務大臣に報告しなければならない。 計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、 別

(認定経営基盤強化計画の認定の取消し)

第九十一条の十六 総務大臣は、法第百十六条の五第五項の規定により認定経営基盤強化計画の 業者に送付しなければならない。 認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事

2

(届出一般放送の種類)

第百四十二条 略

域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。)のうち、特定の狭小な区域における二(地上一般放送(エリア放送(一の市町村の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区 需要に応えるための放送をいう。以下同じ。)に限る。以下同じ。)

「イ・ロ

(間接に占められる議決権の割合)

第百八十五条

の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、こ する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項 議決権の割合とする。 分の一以上となるときは、 れらの議決権の割合(当該法人又は団体が占める認定放送持株会社等の議決権の割合が千分の 一以上であるものに限る。 一の外国法人等が認定放送持株会社等の議決権を有する二以上の法人又は団体の議決権を有 前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる)を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十

4 6

(申請書の記載事項)

第百八十八条 法第百五十九条第三項第八号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする

二 ~ 五 略

第百九十八条 [略]

各号に定めるものとする。 法第百六十条第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

等直接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。)が百分の五未満である場合 ・直接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。)が百分の五未満である場合 変更前の外国人等直接保有議決権割合(法第百五十九条第二項第五号ロに規定する外国人

更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満であるもの

変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人

> 計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、 表第二十一号の九の様式により、総務大臣に報告しなければならない。 別

(認定経営基盤強化計画の認定の取消し)

第九十一条の十三 認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事 業者に送付しなければならない。 総務大臣は、法第百十六条の四第五項の規定により認定経営基盤強化計画の

[2 同上]

(届出一般放送の種類)

第百四十二条 同上

[一同上]

二 地上一般放送(エリア放送(一の市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律 部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。)のうち、特定の狭小な区域に 第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第百 おける需要に応えるための放送をいう。以下同じ。)に限る。以下同じ。) 六十一条及び第百六十二条を除き、以下同じ。)の一部の区域(当該区域が他の市町村の一

[イ・ロ 同上]

第百八十五条 (間接に占められる議決権の割合) 同上

[2 同上]

3 一の外国法人等が認定放送持株会社等の議決権を有する二以上の法人又は団体の議決権を有 前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。 の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、こ れらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、 する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項

[4~6 同上]

(申請書の記載事項)

第百八十八条 法第百五十九条第三項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする

[一~五 同上] 同上

第百九十八条

を要するものとする。 第二百三条の四 法第百六十一条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 第二百三条の三 法第百六十一条の二の総務省令で定める期間は、認定放送持株会社の事業年度 成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。 第二百三条の四 法第百六十一条の二の総務省令で定める期間は、認定放送持株会社の事業年度 とする。 とする。	株子の 特別 特別 特別 特別 特別 特別 特別 大月 特別 大月 大	て、去第写六十一条第一頁又よ第二頁において、去第写六十一条第一頁又よ第二頁におい場合は有議決権割合が百分の五以上百国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百減少したもの又は外国人等直接保有議決権割減少した
[新 新 新 設] [同 上]	新 設	

別表第二号(第26条関係) 第二百十六条 第二百十条の二 [3·4 略] 申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務 放送に限る。)に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該 り地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送(デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める 第七十四条、第七十六条から第七十九条まで及び第九十一条の二の規定に限る。)の規定によ 一 法第百五十九条第二項第五号イ又は口に該当することとならないようにするために必要な 大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限 二及び第百七十五条の規定に限る。) 又はこの省令(第六十一条、第六十四条、第六十五条、 [素略] 資本収入 前項の規定にかかわらず、法(第九十三条、第九十六条から第九十八条まで、 (書類の提出等) (一般勘定) ことができない者となつた認定放送持株会社において、過去に法第百六十六条第二項の規定 (取消猶予の勘案事項) 放送持株会社にあつては、法第百五十九条第二項第五号イ又はロに再び該当することとなら を行つているものを除く。 容に変更があつたときにおける当該変更内容(法第百六十条第二号の規定により変更の届出 表第六十号の注に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式の内 により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別 ないようにするために講じた措置の実施状況 法第百五十九条第二項(第五号イ又は口に係る部分に限る。) の規定により認定を受ける (事業収支) 過去五年以内に法第百六十六条第二項の規定により認定を取り消さないこととされた認定 (資本収支) 第八十六条の二第一項の規定に基づき備え置く書面 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、 法第百六十六条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす 屈 4 쬒 9 类 虎 ш 罡 第百十六条の 別表第二号(第26条関係) 第二百十八条 [同上] 2 第二百十六条 [同上] [新設] [3・4 同上] [新設] [一~三 同上] 送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。た 基幹放送(デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。)に係る申請等を行う だし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。 者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放 七十六条から第七十九条までの規定に限る。)の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上 条の規定に限る。)又はこの省令(第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条及び第 前項の規定にかかわらず、法(第九十三条、第九十六条から第九十八条まで及び第百七十五 資本収入 [表同左] (書類の提出等) (一般勘定) (事業収支) (資本収支) 同上 4 禪 9 科 뾄 Ш 罡

注3 予算書の[(1) 略]	[注1・注2	[機略]	(事業収支)	(受託業務等勘定)	[表略]	(資本収支)	[表略]	(事業収支)	(有料インター	資本収支差金											資本 大 田											
予算書の末尾に次の事項を記載するこ[(1) 略]	略]			定)					(有料インターネット活用業務勘定)		長期借入金返還金	放送債券償還金	建設積立資産繰入れ	繰入れ	放送債券償還積立資産	用業務勘定長期貸付金	有料インターネット活	出資	Ā	帯 付事	長期借入金	放送債券	建設積立資産戻入れ	戻入れ	放送債券償還積立資産	返還金	用業務勘定長期貸付金	有料インターネット活	資産受入れ	減価償却資金受入れ		事業収支差金受入れ 前期繰越命受入れ
, ,													建設積立資産に繰り入れる額						良に要する女出籍	本式 7世紀の東路が田沢田沢田が沿路で	期限1年以上の借入金		建設積立資産から戻し入れる額						保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額		1	
注3 [同左] [(1) 同左]	[注1・注2 同	[表同左]	(事業収支)	(受託業務等勘定)	[表同左]	(資本収支)	[表同左]	(事業収支)	(有料インターネッ	資本収支差金											資本支出											
	同左]								(ツト活用業務勘定)		長期借入金返還金	放送債券償還金	建設積立資産繰入れ	繰入れ	放送債券償還積立資産	用業務勘定長期貸付金	有料インターネット活	出資	A T	春 特	長期借入金	放送債券	建設積立資産戻入れ	戻入れ	放送債券償還積立資産	返還金	用業務勘定長期貸付金	有料インターネット活	資産受入れ	減価償却資金受入れ	10 0 X X X X X X X X X X X X X X X X X X	事業収支差金受入れ 前期縺越命受入れ
													建設積立資産に繰り入れる額						良に要する文出額	有形団守沓帝が田光田が音の再はマパカ	期限1年以上の借入金		建設積立資産から戻し入れる額						保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額		から受け入れる額	

- 事業収支差金及び資本収支差金の処分予定の内訳
- (3) 事業収支差金及び資本収支差金の不足が見込まれるときは、その補填の方法(法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるとき ル の 回 (画

ことが見込まれるときは、その旨

別表第三号(第34条第1項関係)

严 産 Ш

麋

併 田 日現在

流動資産 (協会全体) (資産の部) 貯蔵品 有価証券 現金及び預金 受信料未収金 前払費用 番組勘定 科皿 預金 現金 その他の前払費用 翌年度受信料収納費 受信料未収金 未収受信料欠損引当金 撤两 内訳 金額 北田 中 ⊬ 正

事業収支差金の処分予定の内訳

<u>3</u> 2 事業収支差金が不足し、又は繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法

[新設]

別表第三号(第34条第1項関係)

型

産 Ш 麋

併 Ш 日現在

(協会全体)

貸倒引当金 (貸方)					その他の流動資産	未収消費税等	未収金			前払費用	貯蔵品	番組勘定	有価証券			受信料未収金			現金及び預金	流動資産	(資産の部)			目楼
	その他の流動資産	仮払金	保管有価証券	差入保証有価証券				その他の前払費用	翌年度受信料収納費					未収受信料欠損引当金	受信料未収金		預金	現金					摘要	内訳
																						北田	金額	
																						十田田		合計

固定資産

貸倒引当金 (貸方)

仮払金

保管有価証券 差入保証有価証券

その他の流動資産

有形固定資産

未収金

その他の流動資産 未収消費税等

信料學茶権		長期前払費用		E	王裕 圣二二 直耳名	長期保有有価証券	長期預令	出資その他の資産					無形固定資産	無形固定資産			建設仮勘定	十 岩			器具			車両及び運搬具			放送衛星			機械及び装置			構築物		
	放送権料 その他の長期前払豊用		外の角の田崎	盟係 会 社 出 資					その他の無形固定資産	ソフトウェア	無体財産権	施設利用権			その他の建設仮勘定	放送衛星建設仮勘定			減価償却累計額	器具		減価償却累計額	車両及び運搬具		減価償却累計額	放送衛星		減価償却累計額	機械及び装置		減価償却累計額	構築物		減価償却累計額	建物
一 		長期前払費用		E	王玠 三百百万岁		長期預余	出資その他の資産					無形固定資産	無形固定資産			建物仮勘定				器具			車両及び運搬具			放送衛星			機械及び装置			構築物		
ī	放送権料		かの色の田湾	関係分対出答					その他の無形固定資産	ソフトウェア	無体財産権	施設利用権			その他の建設仮勘定	放送衛星建設仮勘定			減価償却累計額	器具		減価償却累計額	車両及び運搬具		減価償却累計額	放送衛星		減価償却累計額	機械及び装置		減価償却累計額	構築物		減価償却累計額	建物

固定負債 放送債券 放送債券 長期借入金 退職給付引当令	短期リース債務その他の流動負債	受信料前受金	未払消費税等			į		一年以内に償還する放送	借入金	一年以内に返済する長期	短期借入金	流動負債	(負債の部)	資産合計	開発費	放送債券発行費	繰延資産	建設積立資産	放送債券償還積立資産	特定資産	貸倒引当金(貸方)		Ì	での同の日見での同の
前受収益 預り金 預り有価証券 反受金 その他の流動負債				その他の未払金	放送債券利息	契約収納事務費																代の他の資産	差λ 促訴企	
固定負債 放送債券 炭期借入金 退職給什引当令	短期リース債務その他の流動負債	受信料前受金	未払消費税等			i i	表	一年以内に償還する放送	借入金	一年以内に返済する長期	短期借入金	流動負債	(負債の部)	資産合計	開発費	放送債券発行費	繰延資産	建設積立資産	放送債券償還積立資産	特定資産	貸倒引当金(貸方)		Ì	での同の日間での同の
前受収益 預り金 預り有価証券 反受金 その他の流動負債				その他の未払金	放送債券利息	契約収納事務費																その他の資産	差入促訴金	

減価償却累計額 放送衛星 減価償却累計額 車両及び運搬具	域価貨却系計額機械及び装置	構築物は低半期単純	減価償却累計額	建物	有形固定資産	固定資産	流動資産合計	貸倒引当金(貸方)	その他の流動資産	未収消費税等	未収金	前払費用	貯蔵品	番組勘定	有価証券	未収受信料欠損引当金	受信料未収金	現金及び預金	流動資産	(資産の部)		科目	(協会全体)		倉	[注 略]	[備考1・備考2 略]	負債合計	その他の固定負債	長期リース債務	国際催事放送権料引当金
																					千円	内 訳			借対照表						
																					千円	金 額 構		年	Αli						
																					%	成 比		日現在							
																							1			_	_				
減価償却累計額 放送衛星 減価償却累計額 車両及び運搬具	凝価貨型系計額機械及び装置		減価償却累計額	建物	有形固定資産	固定資産	流動資産合計	貸倒引当金(貸方)	その他の流動資産	未収消費税等	未収金	前払費用	貯蔵品	番組勘定	有価証券	未収受信料欠損引当金	受信料未収金	現金及び預金	流動資産	(資産の部)		科目	(協会全体)			[注 同左]	[備考1・備考2 同左]	負債合計	その他の固定負債	長期リース債務	国際催事放送権料引当金
減価償却累計額 放送衛星 減価償却累計額 車両及び運搬具	減価資料系計額機械及び装置	爺 生 田	減価償却累計額	建物	有形固定資産	固定資産	流動資産合計	貸倒引当金(貸方)	その他の流動資産	未収消費税等	未収金	前払費用	貯蔵品	番組勘定	有価証券		受信料未収金	現金及び預金	流動資産	(資産の部)		科目为	(協会全体)		貸 借 対	[注 同左]		負債合計		長期リース債務	国際催事放送権料引当金
減価償却累計額 放送衛星 減価償却累計額 車両及び運搬具		爺 生 田	減価償却累計額	建物	有形固定資産	固定資産	流動資産合計	貸倒引当金(貸方)	その他の流動資産	未収消費税等	未収金	前払費用	貯蔵品	番組勘定	有価証券		受信料未収金	現金及び預金	流動資産	(資産の部)	千円 千円	科目目			貸 借	[注 同左]		負債合計		長期リース債務	

環境	受信料前受金	未払消費税等	未払金	一年以内に償還する放送債券	一年以内に返済する長期借入金	短期借入金	流動負債	(負債の部)	資産合計	繰延資産合計	開発費	放送債券発行費	繰延資産	特定資産合計	建設積立資産	放送債券償還積立資産	特定資産	固定資産合計	出資その他の資産合計	貸倒引当金(貸方)	その他の出資その他の資産	信託受益権	長期前払費用	その街の田資	関係会社出資	出資	長期保有有価証券	長期預金	出資その他の資産	無形固定資産合計	無形固定資産	無形固定資産	有形固定資産合計	建設仮勘定		減価償却累計額	器具
	受信料前	未払消費税等	未払金	一年以内に償還・	一年以内に返済す	短期借入金	流動負債	(負債の部)	資産合計	繰延資産合計	開発費	放送債券発行費	繰延資産	特定資産合計	建設積立資産	放送債券償還積立	特定資産	固定資産合計	出資その他の	貸倒引当金(貸方	その他の出資そ	信託受益権	長期前払費用	その色の田資	関係会社出資	出資	長期保有価証	長期預金	出資その他の資産	無形固定資産	無形固定資産	無形固定資産	有形固定資産	建設仮勘定	十七世	減価償却累計額	器具

)																	
備考 この表において、「承継資本」と	負債純資産合計	純資産合計	評価・換算差額等	繰越剰余金 (繰越欠損金)	還元目的積立金	建設積立金	剰余金 (欠損金)	固定資産充当資本	承継資本	本	(純資産の部)	負債合計	固定負債合計	その他の固定負債	長期リース債務	国際催事放送権料引当金	役員退任引当金	退職給付引当金	長期借入金	放送債券	固定負債	流動負債合計	その他の流動負債	短期リース債務
とは旧社団法人日本放送協会から承継した純資産を、																								
、継した純資産を、																								
備光い	負	倉	評価・	黨		建	剰余	固定	承継	資本	(純資		囲	64	長期	風際	役員	退職	長期	放送	固定負	消	64	短期

-				!		<u> </u>																	
						1																	
備考 この表において、「承継資本」	負債純資産合計	純資産合計	評価・換算差額等	繰越剰余金 (繰越欠損金)	建設積立金	剰余金 (欠損金)	固定資産充当資本	承継資本	資本	(純資産の部)	負債合計	固定負債合計	その他の固定負債	長期リース債務	国際催事放送権料引当金	役員退任引当金	退職給付引当金	長期借入金	放送債券	固定負債	流動負債合計	その他の流動負債	短期リース債務
とは旧社団法人日本放送協会から承継した純資産を																							
本放送協会から承																							
:継した純資産を、																							

「固定資産充当資本」とは固定資産の再評価益を資本に組み入れた額並びに過年度の当期事業収支差金及び剰余金のうち資本支出充当として固定資産化し資本に組み入れた累計額を、「建設積立金」とは将来の建設投資のための<u>積立金をいう。</u>

(一般勘定)

科目	内訳	金額	構成比
	十日	十二日	%
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			
受信料未収金			
未収受信料欠損引当金			

(資産の部) 流動資産

現金及び預金 受信料未収金

未収受信料欠損引当金

一般勘定)

科目

北田

北田

金額

構成比

73条の2第1項の規定に基づく積立金をいう。

事業収支差金及び剰余金のうち資本支出充当として固定資産化し資本に組み入れた累計額

「建設積立金」とは将来の建設投資のための<u>積立金を、「還元目的積立金」とは法第</u>

「固定資産充当資本」とは固定資産の再評価益を資本に組み入れた額並びに過年度の当期

市教インケーネット活用。	
イ朗業金滑也引動 定 価物価及価額価及価 伍 仮形定面形の傾呆 系のシ貸務 費の当資 復 償 償び懺星償び饋 徹 勘固資定固他金有 会他分付等 税流金産 産 却 邦粜邦 邦運邦 却 定定産資定の 有 社の一金勘 等動ご合 累 累置累 累機累 緊 資 産資資 価 出出金 禁動 過過 調 調 悪 課 異 強 産 選 強 強 過 過 過 過 過 過 過 過 過 過 過 過 過 過 過 過 過	
宋 12	番組勘定 貯蔵品 前払費用

市 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	負債合計	固定負債合計	その他の固定負債	長期リース債務	国際催事放送権料引当金	役員退任引当金	退職給付引当金	長期借入金	放送債券	固定負債	流動負債合計	その他の流動負債	短期リース債務	受信料前受金	未払消費税等	未払金	一年以内に償還する放送債券	一年以内に返済する長期借入金	短期借入金	流動負債	(負債の部)	資産合計	繰延資産合計	開発費	放送債券発行費	繰延資産	特定資産合計	建設積立資産	放送債券償還積立資産	特定資産	固定資産合計	出資その他の資産合計	貸倒引当金(貸方)	その他の出資その他の資産	信託受益権	長期前払費用	定長期貸付金
	負債合計	固定負債合計	その他の固定負債	長期リース債務	国際催事放送権料引当金	役員退任引当金	退職給付引当金	長期借入金	放送債券	固定負債	流動負債合計	その他の流動負債	短期リース債務	受信料前受金	未払消費税等	未払金	内で		短期借入金	流動負債	(負債の部)	資産合計	繰延資産合計	開発費	放送債券発行費	繰延資産	特定資産合計	建設積立資産	放送債券償還積立資産	特定資産	固定資産合計	出資その他の資産合計		その他の出資その他の資産	信託受益権	長期前払費用	定長期貸付金

																															1			
										M	立	⋇	#	疟	箈		(協会			三注	[AK	表界	(有)			評価・						資本	. (登
受信対策費	契約収納費	受託業務等費	放送番組等有料配信費	国際放送番組等配信費	国内放送番組等配信費	国際放送費	国内放送費	経常事業支出	受託業務等収入	副次収入	放送番組等有料配信収入	交付金収入	受信料	経常事業収入		科目	(協会全体)		溢	.	各]	(受託業務等勘定)	各]	(有料インターネット活用業務勘定)	負債純資産合計	純資産合計	i・換算差額等	繰越剰余金 (繰越欠損金)	還元目的積立金	建設積立金	剰余金 (欠損金)	寒	1 25 % 1	(純資産の部)
																			計	+														
																金			年月										! ! ! ! ! ! !					
															十田田	額		に ま ら	ر ا										i i i i i i					
																								ĺ					<u></u>		-			
受信対策費	契約収納費	受託業務等費	放送番組等有料配信費	国際放送番組等配信費	国内放送番組等配信費	国際放送費	国内放送費	経常事業支出	受託業務等収入		収放送番組等有料配信収入	業 交付金収入	事 受信料	常 経常事業収入	離	型	(協会全体)		演 食		[表同左]	(受託業務等勘定)	[表同左]	(有料インターネット活用業務勘定)	負債純資産合計	純資産合計	評価・換算差額等	繰越剰余金 (繰越欠損金)		建設積立金	剰余金(欠損金)	寒継資本 固定資産充当資本	資本	(純資産の部)
																			=	ī														
																			海	*														
																			删	ŧ														
																金		年	中															
																額		月日まで	月目から															

	-	<u>;</u>																														
二	(一般	ريو	del	×4×	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	当期平	当期平							₩	立	別	桦	経常リ	\bowtie	Ħ	*		#	疟								
科目	- 般勘定)	還元目的積立金繰入れ	事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	資本支出充当	当期事業収支差金	当期事業収支差金	その他の特別支出	過年度損益修正損	固定資産除却損	固定資産売却損	特別支出	その他の特別収入	過年度損益修正益	固定資産受贈益	固定資産売却益	特別収入	経常収支差金		経常事業外収支差金	財務費	経常事業外支出	雑収入	財務収入	経常事業外収入	経常事業収支差金	未収受信料欠損償却費	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	% 用	三日
金額千円																																
常] _	F		-		账	账							M+	垃	別	牵	滋	XH.	垃	夕	継	#	疟	滋							
科目	- 股勘定)		事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	資本支出充当	当期事業収支差金	当期事業収支差金	その他の特別支出	過年度損益修正損	固定資産除却損	固定資産売却損	特别支出	その他の特別収入		固定資産受贈益		特別収入	経常収支差金		経常事業外収支差金	財務費	経常事業外支出	雑収入	財務収入		経常事業収支差金	未収受信料欠損償却費	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	***	□
金額																																

当期事業収支差金	その他の特別支出	過年度損益修正損	固定資産除却損	固定資産売却損	特別支出	その他の特別収入	支過年度損益修正益	収固定資産受贈益	別 固定資産売却益	特 特別収入	経常収支差金	汝	滋	外 財務費	業 経常事業外支出		常 財務収入	黨	経常事業収支差金	未収受信料欠損償却費	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	給与	調査研究費	広報費	受信対策費	契約収納費	国際放送番組等配信費	国内放送番組等配信費	国際放送費	国内放送費	游	収 副次収入	業 交付金収入	事
4 年 1							*	以	別	特	経常	 \rm	Į.	<u></u>	業	")	経															X #	Δħ	排	#
当期事業収支差金	その他の特別支出	過年度損益修正損	固定資産除却損	固定資産売却損	特別支出	その他の特別収入	過年度損益修正益	固定資産受贈益	固定資産売却益	特別収入	経常収支差金		経常事業外収支差金	財務費	経常事業外支出	雑収入	財務収入	経常事業外収入	経常事業収支差金	未収受信料欠損償却費	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	給与	調査研究費	広報費	受信対策費	契約収納費	国際放送番組等配信費	国内放送番組等配信費	国際放送費	国内放送費	経常事業支出	副次収入	交付金収入	受信料
													港金						Ē 金	欠損償却費			厚生費						组等配信費	組等配信費						

当期変動額合計	期変動額 (純額)	資本以外の項目の当		還元目的積立金取崩	れ	還元目的積立金繰入	建設積立金取崩し	建設積立金繰入れ	(当期欠損金)	当期事業収支差金	資本支出充当	当期変動額	前期末残高		大		型 ====================================		(協会全体)			資 本	[注 略]	[表略]	(受託業務等勘定)	[表略]	(有料インターネット活用業務勘定)	還元目的積立金繰入れ	事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	当别争亲収文定宏 資本支出充当
															産充当 建	T	資					等変					Ú				
														很光亚 假光亚	一 設 還元目的		#					動計算書									
														単 大		(H)				年	年										
															英 算 計	•	評 結資	(単位:千円		月日まで	月 日から										
_	 		<u> </u>						<u> </u>							革合	四			Ÿ	Q,							<u></u>		<u>; </u>	
		11																-,												_	
			当期末残高	当期変動額合計	期変動額(純額)	資本以外の項目の当	建設積立金取崩し	建設積立金繰入れ	(当期欠損金)	当期事業収支差金	資本支出充当	当期変動額	前期末残高				型 ==		(協会全体)				[注 同左]	[表同左]	(受託業務等勘定)	[表同左]	/ターネッ		事業収支剰余金	建設積立金繰入	当 州 争 来 収 文 左 宏 資 本 支 出 充 当
			当期末残高	当期変動額合計	期変動額 (純額)				(当期欠損金)		資本支出充当	当期変動額	前期末残高		資本	承継			(協会全体)			谷	[注 同左]	[表同左]	(受託業務等勘定)	[表同左]	/ターネッ		事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	
			当期末残高	当期変動額合計	期変動額 (純額)				(当期欠損金)		資本支出充当	当期変動額	前期末残高	汉 ·	本資 本資				(協会全体)			資本等変	[注 同左]	[表同左]	(受託業務等勘定)	[表同左]	(有料インターネット活用業務勘定)		事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	
			当期末残高	当期変動額合計	期変動額(純額)				(当期欠損金)		資本支出充当	当期変動額	前期末残高	II †		固定資 剰 余			(協会全体)			本律	[注 同左]	[表同左]	(受託業務等勘定)	[表同左]	/ターネッ		事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	
			当期末残高	当期変動額合計	期変動額(純額)				(当期欠損金)		資本支出充当	当期変動額		五十 五 元 宋 四 五 元 宋 四 元 元 宋 四 元 元 宋 四 元 元 元 元 元 元 元 元 元	産売当 建設積立金 沓木	固定資 剰余金	田		(協会全体)	年	年	本等変動計算	[注 同左]	[表同左]	(受託業務等勘定)	[表同左]	/ターネッ		事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	
			当期末残高	当期変動額合計	期変動額 (純額)				(当期欠損金)		資本支出充当	当期変動額		五 (株感 <i>午</i> 欠損金) 等	连充当 建設積立金 繰越剰余資本 会 (編載	固定資 剰余金 価・	自資本	(単位:壬円)	(協会全体)	月	年 月 日から	本等変動計算	[注 同左]	[表同左]	(受託業務等勘定)	[表同左]	/ターネッ		事業収支剰余金		

(一般勘定)

(単位:_壬円)___

(一般勘定)

前期末残高 当期変動額 [表略] (受託業務等勘定) 当期末残高 当期変動額合計 (有料インタニネット活用業務勘定) (当期欠損金) 建設積立金繰入れ 建設積立金取崩し 資本支出充当 当期事業収支差金 受入れ 資本以外の項目の当 還元目的積立金繰入 期変動額 (純額) 活用業務勘定からの 有料インターネット 還元目的積立金取崩 歩 Ш 資本 承継 推 指 本 本 固定資 資 積立金 種 깯 還元目的 積立金 剰余金 K 繰越剰余 欠損金) 金 (繰越 評価換差・算額 海骨合 純資 (受託業務等勘定) [表同左]

当期末残高	当期変動額合計	期変動額 (純額)	資本以外の項目の当	受入れ	活用業務勘定からの	有料インターネット	建設積立金取崩し	建設積立金繰入れ	(当期欠損金)	当期事業収支差金	資本支出充当	当期変動額	前期末残高					型 型
																資本	承継	
															資本	産充当	固定資	河
																建設積立金	剰余金	K
														欠損金)	金(繰越	繰越剰余		
														等	差額	換算	自・	早
																#	産合	箔箔
٠																		

(有料インターネット活用業務勘定)「ボロナ」

[表同左]

[表略]

[備考 略] [注 略]

キャッシュ・フロー計算書

年年

月月

のかまりでで

[備考 同左] [注 同左]

キャッシュ・フロー計算書

年年

月 月

のかまりでで

(協会全体) [I∼VI 同左]

[I ~VII [注 同左]

[注 略]

(協会全体)

[I~VI 器]

二十六頁

別表第五号 (第六十条関係) 別表第四号(第34条第3項関係) [表表] [一~九 略] [注4・注5 略] [注1 略] [表界] (受託業務等勘定) (有料インターネット活用業務勘定) (一般勘定) [削る] [一~九 略] (資本収支) (事業収支) (事業収支) (資本収支) (事業収支) たときは、その旨を欄外に記載すること。 2項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行つたときは、その旨)を欄外に記載す 事業収支差金及び資本収支差金の不足があるときは、その補塡の方法(法第73条の2第 法第73条の2第2項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行つ 事業収支差金及び資本収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。 思 略 略 口 \succ M Œ 夹 算 表 年寅 別表第五号 (第六十条関係) 別表第四号(第34条第3項関係) 注 3 事業収支差金が不足し、又は繰越不足があるときは、その補てんの方法を欄外に記載す 注2 事業収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。 [新設]

 十三
 [同上]

 十二
 [同上]

 十二
 [同上]

 [一~九 同上] [注4・注5 同左] [表同左] (有料インターネット活用業務勘定) [注1 同左] [表同左] (受託業務等勘定) [表同左] [表同左] (一般勘定) 表同左] ┿ この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村の一部の区域(当該区域が他 (資本収支) (事業収支) (事業収支) (資本収支) 、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とす 町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し [一~九 同上] (事業収支) の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市 رب ارب ارب [同左] 口 \succ 州 H 釆 禪 表 年两

																															74
注1 佐人番号の橋 ための番号の利 号を記載するこ 量2~注5 [略] 注2~注5 [略]		(注8)	の有無	欠格事由 3		決権割合とを	外国人等直接	外国人等直接	特定役員の氏	注5)	基幹放送の業	放送事項(注4)	業務開始の予定期	希望する周波数	希望する放送対象地域	免許を受けた	波法の規定に	基幹放送の業	基幹放送の種類 (注2)	地上基幹放送。									総務大臣 殿		別表第六の一号(第64条関係)
の場	_	議決権の割合 (同号二及びホ)	特定役員(同号二)	# (3)	国籍等(法第93	決権割合とを合計した割合 (注7)	外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議	外国人等直接保有議決権割合(注7	特定役員の氏名又は名称(注		基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(E4)	5定期日	ž 数	经对象地域	免許を受けた者の氏名又は名称 (注3)	波法の規定による免許を受けようとする者又はその	基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電	[類 (注2)	地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、											(第64条舆保)
. Xは四体の場]する法律(平 [し、法人番号: [限つて記載す	(同号へからルまで)	(同号二及びホ	二) (注9)		(法第93条第1項第7号イからハ	(注7)	合と外国人等間	合 (注7)	生6)		る 電気通信設備					名称 (注3)	けようとする 津	る基幹放送局に		受けたいので	Ĥ	>	電話番		果	(ふりが	住	郵 便 番		地上基幹放支	(1) T VT 4T 1
佐人×は四体の場合に成り、11以手続における特定の個人を識別するに関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。) (<u>洼10)</u>			号イからハ		接保有議				前の概要(子又はその	していた画					中	表者の氏名)	名 (法人又	がな)	严	· 中		地上基幹放送の業務認定申請書	
収于続における特定の個人を職別34 27号 第2条第15項に規定する法人3 は記載を要しない。 次に掲げる様式により記載すること。		口有	口有																	放送法第93条第2項の規定により申請します。)氏名)	(法人又は団体にあつては、名称及び代					計	‡ ‡
特定の個人を同 15項に規定する い。 い。 により記載する	れ (□ 無 (□ 無	浦	一口浦																	により申請しる					ては、名称及る					A 四	
改法人番						%		%												**					CV (F)				I	п	75
[新設] (新設]						(<u>洼5</u>)	の有無	欠格事由		注4)	基幹放送の業務に用	放送事項 (注3)	業務開始の予定期日	希望する周波数	希望する放送対象地	免許を受けた者の氏	波法の規定	基幹放送の業務に用	基幹放送の種類(注	地上基幹放送									総務大臣 殿		別表第六の一号(第64条関係)
[同左]					処分歴等(同	議決権の割合	特定役員(同	J H	国籍等(法第			注3)	予定期日	汝数	送対象地域	た者の氏名又	波法の規定による免許を受けようとする者又はその	業務に用いら	種類 (<u>注 1</u>)	地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。									×₽		方(弗64条舆保
					(同号へからルまで)	計(同号二及びホ)	(同号二) (注6)		593条第1項第		いられる電気通信設備の概要(名又は名称 (注2)	受けようとす	いられる基幹放送局について電		室を受けたいの		i.	電話		果	0 % D	住	郵 便		地上基料	
						《本) (<u>注7)</u>			(法第93条第1項第7号イからへ		設備の概要(る者又はその	局にしいて電		で、放送法第		- į	番号	表	名 (法	がな)	所	番号		地上基幹放送の業務認定申請書	DE-70-7115 - 111 11
																				93条第2項の				表者の氏名)	(法人又は団体にあつては、名称及び代					、疋申請書	 - - -
]有口]有口]有口	à	」 計											規定により申					あつては、名				+	Ĥ	
					浦	浦	浦	1	_			li .	l	Ì	l	l			l	=##		i		!	半77					ш	

(注1)		ふりがな 氏名
株式会		住所
会社に		役名
株式会社にあつては役		担当部門
員、その他の法丿	口有 口無	特定役員への該当の 有無
(又は団体にあつてはこれ)	口有 口無	日本の国籍の有無
に準ずる者		備考
5者につ		

- いて記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載 定款を提出すること。
- 条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を
- (注4) 有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の 役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注6)

- 準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。 旅券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては 本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は 登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日
- 注7 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2 割合の欄の記載を要しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付するこ の申請の場合は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した が分かる小数点以下の位まで記載し、 数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であること 19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。 位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、 その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例 コミュニティ放送に係る業務の認定

議決権の総数

無議決権株式(B)

|X|

Œ

株式数 (株)

議決権の数 (個)

議決権制限株式(C)

総数(1)

単元未満株式(II)

その色(G)

井 採 済 疒

権株式

特定外国株式等(F)

完全議決 相互保有株式(E)

自己保有株式(D)

[新設]

関は、申請者が株式会社である場 欄は、会社法第108条第1項第3 個は、会社法第108条第1項第3 個は、会社法第108条第1項第3 別で議決権を行使することができ 優において「議決権の数に含め 個は、無議決権を行使することができ 長において「議決権制限株式」と り数に含める。 図は、完全議決権株式又は議決権制 10で支配することが可能な関係に りに支配することが可能な関係に りに支配することが可能な関係に り下この別表において「完全議決権 りに支配することが可能な関係に り下この別表において「相互保有 りに支配することが可能な関係に り下この別表において「特定外国 個は、自己保有株式、相互保有券 12と。 個は、自己保有株式、相互保有券 12と。 個は、単元未満株式の総数を記載 12、発行済株式及び調条第3項 12、発行済株式及び調条第3項 12、発行済株式及び調条第3項 12、発行済株式及び調条第3項 12、発行済株式及び調条第3項 12、発行済株式及び調条第3項 12、発行済株式及び調条第3項 12、発行済株式及び調条第3項 12、発行済株式の総数を記載 12、発行済株式の総数を記載 12、発行済株式及び議決権の総数を記載 12、発行済株式及び議決権の総数を記載 12、発行済株式及び議決権の総数を記載 12、発行済株式及び議決権の総数を記載 12、発行済株式及び議決権の総数を記載 12、第10年有株式、相互保有株 12、第11年有株式、相互保有格 12、第11年有株式、相互保有格 12、第11年有株式、相互保有格 12、第11年有株式、相互保有格 12、第11年有株式、相互保有格 12、第11年有株式、相互保有格 12、第11年有株式、相互保有格 12、第11年有株式、相互保有格 12、第11年有株式、相互保有格 12、第11年有株式、相互保有格 12、第11年有格 12、第11年有格	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
---	---------------------------------------

イ 外資議決権比率に関する事項(7) コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

(小において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法といては、第62条第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又ついても記載すること。 中請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体であ社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を構定(小において同じ。)。 (州において同じ。)。 (州の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準す	外 資 業 議決権の総数の10 日 分の1以上を占め 本 る者 法 合 計 合 計 (注1) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいい	議決権の総数の10 00分の1以上を占 外 める者 国 議決権の総数の10 法 00分の1未満を占 (計 者)	氏 倍 法 株 談 (D) 外資系日本法人の議 (E) (E) 名 所 人 式 株 談 (D) 外資系日本法人の議 (E) (E) 本権を有する外国法 の × (A) 番 数 権 議 人等 (B) (C) 数 権 氏 の ※ (B) (C) 数 権 氏 外資系日本法人の 塚 (D) 総 又 議決権の総数に対 (D) 総 ス 議決権の比率 (E) (E) 称 (E) (F) (G)
機を有するE 国法人等に 人又は団体に *である場合に *窓に対する意 *と。ただし、 *を提出すること 準ずるもの)	で る 者 を と し		回の比率%田
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	É		舳 兆

- を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 🗓 🗓 の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) 即の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有 しないこととされる株式 (アの(C)の議決権制限株式を除く。) の数を減じて 計算した数を記載すること。
- (注7) ①の欄は、アの⑴に記載した議決権の総数に対するイの⑺の⑪の比率を記載すること。
- (注8) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。
- (7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (/) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- (注9) (I)の欄は、(E)の比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- [7] [G]の比率が2分の1を超える場合は、国の比率に(G)の比率を乗ずることなく、国の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- (4) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、即の比率に個の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、即の比率に同の比率を合算した比率を乗ずることなく、即の比率をそのまま(1)の欄に記載すること。
- (10) ①及び(のから(1)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入ととし小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後とし小数点第2位まで記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四拾五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四拾五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四拾五入して20.00%となるときは四拾五人せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、そ

4%まで記載すること。) の位未満の端数は切り捨てて記載すること (例:19.999456%の場合は19.999

備考の欄は、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その 旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて©の比率の 確認方法を記載すること。

- ①の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者

(注13) ハて記載があるもの。)、 [C]及びD]を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主につ に記載すること。 有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資

 \equiv コミュニティ放送に係る申請の場合 料)を添付すること。

	1												
	i人等	国柒	*										
<u></u>	を占める者の合計 (計 者) (F)	議決権の総数の1000分の1未満	を占める者	議決権の総数の1000分の1以上				A K					
/								柊	松	H	×	名	果
											(A)	把	住
									(B)	中	簏	\succ	浙
									(C)	擦	数	共	槟
							(D)	a	数	9	촮	朱	議
					(E)	数图	蕊	0	鳌	栄	搬	\	(D)
/												析	贏

<u>と。</u>
(E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(()の(I)の比率を記 - へユヘ蛔い私の細は小数点第3位を四捨五

載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五

、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した

入とし小数点第2位まで記載し、

る場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入

小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入前の比率が20%未満であ

算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して

後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合

せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その 位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.99948 で記載すること。)

(注3) 算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計

(注4) いて記載があるもの。)、 [C]及び[D]を証する書類 (例:株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主につ に記載すること 有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資

料)を添付すること。

园园

注6の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注 注 9 注 9 の有無を確認の上、 ニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は <u>注7の様式</u>により欠格事由の有無を確認の上、 記載すること。 記載すること。 法第93条第1項第7号ニに係る欠格事由 この場合において、コミ

別表第六の二号(第64条関係

衛星基幹放送の業務認定申請書

併 田

Ш

総務大臣

骤

総務大臣 礟

典 闽 紳 号所

(ふりがな) ₩ (法人又は団体にあつては、名称及び代

Ħ

表者の氏名)

電法 注 \succ 맮 橅 緗 声 声

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

放送事項(<u>注 6</u>)
業務開始の予定期日
希望する周波数 (<u>注 5</u>)
希望する放送対象地域
(<u>注4</u>)
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置
免許を受けた者の氏名又は名称 (注3)
波法の規定による免許を受けようとする者又はその
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電
基幹放送の種類 (注2)

注 5 注 6 [同左]

別表第七の一号別紙(6)により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第七の一号別紙(3)ウにより欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第六の二号 (第64条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

併

田

Ш

阑 緗

(ふりがな) 号所

₩ (法人又は団体にあつては、名称及び代

 \mathbb{H}

表者の氏名)

畾

淵

紳

卓

放送事項(<u>注 5</u>)	業務開始の予定期日	希望する周波数 (注4)	希望する放送対象地域	(<u>注3</u>)	衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置	免許を受けた者の氏名又は名称 (注2)	波法の規定による免許を受けようとする者又はその	基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電	基幹放送の種類 (注1)	衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。
										長第2項の規定により申請します。

			代表有以外の記載がない有にあつてはこれに を添付すること。	、空記事項証明書(全記事項証明書に代表看以外の 準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付するこ
			の写し)を添付すること。法人にあっては、	了前のものに限る。
			記載の	(A)
			であるかにかかわらず、特定役員が日	(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、
				(4) 予定のものについてはその旨
			でない者についてはその旨	[7] 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨
				(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
			特定役員に該当する場合に記載すること。	(注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当
			の文字を付記すること。	役員については役名の後に「(常)」の文字
			代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の	(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員について
			ı	有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
			所の都道府県市区町村(外国に住所を	(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市
			業務執行役員をいう。	3分の1を超えない場合にあつては、業務執
			務執行決定役員の総数に占める割合が	業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が
			、申請者の業務執行決定役員であつて	条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて
			表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同	(注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条
				し、定款を提出す
			定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載	だし、
			その他の法人又は団体にあってはこれに準ずる者につ	(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又
			□有□無	□有 □無
			日本の国籍の有無 備考	ふりがな 住所 役名 担当部門 特定役員への該当の 氏名 有無
		[新設]	次に掲げる様式により記載すること。	法人又は団体の場合に限つて記載することとし、
	[同左]	注1~注6		注2~注7 [略]
				し、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
			定する法人番号を記載すること。ただ	7
		[新設]	行政手続における特定の個人を識別する	注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行
			口有口無	(<u>吐土)</u> 処分歴等 (同号へからルまで)
			口有口熊	(注10) 議決権の割合 (同号二) (<u>注12</u>)
口有口無	処分歴等 (同号へからルまで)	Į.	口作口熊	特定役員(同
口有口熊	議決権の割合 (同号二) (注9)	(洋7)	ij	
口有口熊	特定役員(同号二)(注8)	の仕組出	口	国籍等(法第93条第1項第7号イからハ
	まで)	行 交 曲 由	%	外国人等直接保有議決権割合(注9)
÷	国籍等(法第93条第1項第7号イからハ			特定役員の氏名又は名称(注8)
		注6)		注7)
	業務に用いられる電気通信設備の概要(基幹放送の業務に用い		基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(

数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であること 位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小 19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。 がわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例: 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2 次の様式を添付すること。 また、記載事項を証するものとして

議決権の総数

										ľ
備光	総数()	(44)	(A) \(\frac{1}{2} \)	4 \$	产车	∦ ≐	光 作	V		2000
•	:(I)	単元未満株式(II)		権株式	完全議決		議決権制限株式(C)	無議決権株式(B)		100 mm
1 単元の株式数		.式(ii)	その他(G)	特定外国株式(F)	相互保有株式(E)	自己保有株式(D)	.株式(C)	式(B)	区 分	
									株式数 (株)	
									議決権の数 (個)	

- う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。 あつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体に
- (注2)
- という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数 頃について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定め (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。 (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事 単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」 当該株式は議決権の数に含めない。
- (注4) この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は 項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下 義決権の数に含める. (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事
- 308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自 己保有株式」という。)の総数を記載すること。 即の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除 以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第
- (注6) 能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において 則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可 (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規

「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

- (注7) 記録を拒否している株式の数を記載すること。 (F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は
- (注8) (6)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以 外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

- (注10)
 田の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

 (注10)
 (目の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

 (注11)
 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が
 分かる資料)を添付すること。
- 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄
- (注13) ○記載を要しない。─ 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあっては、設立時発行株式の 状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

外資議決権比率に関する事項

(注3)		(注2)	(注1)		> **	外国法							1 / 2000
別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。 (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあってはこれに準ずるもの)	員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表 示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に	申請者が株式会社である場合は株主、	外国法人等とは、法第93条第1項第	마	を占める者の合計 (計 者) (F)	議決権の総数の1000分の1未満	議決権の総数の1000分の1以上 を占める者		X S				Free
従い記法人等	思決定の事項	, 20	\sim						名称	メばる	名口	凩	
載し、いため	三機関(その他の法人又は団体である場合は社	号イからハまでに掲げる者をいう。							(A)	严	住	
、定款を提出すること ってはこれに準ずるも	だおい	法人又	いまべ						(Б)	畬号问	A ≻	拼	
を提出したい	て議業によっている。	は団化	(だ掲)						(0)	效無例	共	栋	
世ずる	なだ対すただし	本であ	げる者						② ⑥ ②	権の禁	栄	巍	
2 4 0 2 4 0	する意	る場合	をいう					数%回	催の総	憲決権	<u> </u>	(D)	
₩ ⊝ I	意思表定款に	合は社	0								淅	備	

務所の所在地を記載すること。 記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事

- (注4) BDの欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただ 法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること
- (注6) ①|の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式 (アの(C)の議決権制限株式を除く。) の数を減じて計算 、た数を記載すること。
- 切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載するこ 20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は で記載すること。ただし、 数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の 合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載す (i)の欄は、アの(i)に記載した議決権の総数に対するイの(i)の比率を記載する 小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入をせず、比率が この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小 当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位ま 四捨五入する前の比率が20%未満である場合におい
- (注8) [F]の欄は、騰決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について小数 点以下の位を合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数 「(計 者)」に記載すること。
- (注9) を添付すること。 て記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主につい

<u>注10</u> [略]
<u>達11</u> <u>注8の様式</u>により欠格]
<u>達12</u> <u>注9の様式</u>により欠格]
別表第六の三号(第64条関係) 注8の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。 注9の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

併

総務大臣 骤

甪 阑 緗 严 卓

(ふりがな)

凩

(法人又は団体にあつては、名称及び代

表者の氏名)

鮰

畑

緗

声

Ш Ш

総務大臣 霽

闽 緗 卓

(ふりがな)

凩

1/4 (法人又は団体にあつては、名称及び代

表者の氏名)

#

畑

緗

三十八頁

注 注 8 注 9

別表第七の二号別紙(3)ウにより欠格事由の有無を確認の上、記載すること。 別表第七の二号別紙(6)により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。 [同左]

別表第六の三号(第64条関係)

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

併

Ш

Ш

_	栄
¥	\succ
_	紳
_	坤

します。 移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請

					- [7							
注 1 注 人 注		(<u>注9</u>)	の有無	欠格事由		外国人等直	特定役員の	注6)	基幹放送の	放送事項(注5)	業務開始の予定期日	希望する周波数	希望する放	免許を受け	波法の規定	基幹放送の	基幹放送の
洋1 洪人番号の欄は 洪人又は団体の場合に殴り 行政主続における特定の個人を講別する	処分歴等 (同号へからルまで)	議決権の割合 (同号二) (注11)	特定役員(同号二)(<u>注10</u>)	#(7)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハ	外国人等直接保有議決権割合(注8)	特定役員の氏名又は名称 (注7)		基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要((<u>淮5)</u>)予定期日	波数 (<u>注 4</u>)	希望する放送対象地域	免許を受けた者の氏名又は名称 (注3)	波法の規定による免許を受けようとする者又はその	基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電	基幹放送の種類 (注2)
が用郷にない																	
アル群が	有	有	有	ij	#												
サの歯					- ;												
人を響出し	浦	浦	浦	非	1												
K					- !	%				-							
										-							

し、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただ

<u>注2~注6</u> 注7 法人x 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

	氏名	なばのぞ	
	I±DI		
	Ž Z	ላ ግ⁄	
		88.12 개 마	
口有 口無	有無	特定役員への該当の	
口有 口無	日本の国籍の用紙	日十〇国锋の十年	
	温力		

株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあってはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載 定款を提出すること。

(注2) 3分の1を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。 業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が 条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請

		- i					-	<u> </u>	l	l				<u> </u>	ı
							7								(
	(<u>注6</u>)	の有無	欠格事由		注5)	基幹放送の	_放送事項 (注4)	業務開始の予定期日	希望する周	希望するが	免許を受じ	波法の規定	基幹放送の	基幹放送の	しまり。
処分歴等 (同号へからルまで)	議決権の割合(同号二) (<u>注8</u>)	特定役員(同号二)(<u>注7</u>)	まで)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハ		基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要((注4))予定期日	希望する周波数 (注3)	希望する放送対象地域	免許を受けた者の氏名又は名称 (注2)	波法の規定による免許を受けようとする者又はその	基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電	基幹放送の種類(<u>注1</u>)	
Ш				۱ :			!								
有	有	有	ī	Н											
]											
淮	浦	浦	1	Ħ											
							į.								

[新設]

<u>注1~注5</u> [新設] [同左]

- (注3) 有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を
- (注4) 役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること
- 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨
- (注7) 旅券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては 準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。 本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は 登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに ① 予定のものについてはその旨

 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日
- がわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例: 数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であること 19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。 位まで記載すること。ただし、 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2 次の様式を添付すること。 四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、 記載事項を証するものとして

備考	総数(1)	(11/	E 2	井 茅	2 样	¥ =	光 行	4		譲り
	:(I)	単元未満株式(II)		権株式	完全議決		議決権制限株式(C)	無議決権株式(B)		議状権の総数
1 単元の株式数		(式(II)	その他(G)	特定外国株式(F)	相互保有株式(E)	自己保有株式(D)	!株式(C)	:式(B)	区分	
									株式数 (株)	
									議決権の数 (個)	

(注1) あつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体に

(注2) う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。 (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

る、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」 頃について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定め (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事

[新設]

- を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。 という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数
- [门の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下 議決権の数に含める。 この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は
- く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第 308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自 己保有株式」という。)の総数を記載すること。 D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除
- 能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において 則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可 「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。 E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規
- 記録を拒否している株式の数を記載すること。 (F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は
- (注8) 外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。 (6)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以
- (注9) 田の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 分かる資料)を添付すること。 について記載があるもの。) 、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主
- (注12) の記載を要しない。 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄
- 状況を記載すること(イにおいて同じ。)。 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の
- 外資議決権比率に関する事項

							$ \downarrow $
							外資議決権比率に関する事項
	柊	₩	¥	×	公	果	
				(A)	刑	住	
		(B)	中	缃	\succ	拼	
		(C)	瘊	数	共	栋	
(D)	<u></u>	数	9	補	米	議	
箈	9	촒	栄	퐳	\	(D)	
					掀	痡	
		本 (画 (D)	(B) (C) 数(a) (D)	は の (B) (C) 数 を (D)	ス (A)	本	

	外国法 人等	
中	議決権の総数の1000分の1未満 を占める者の合計 (計 者) (F)	議決権の総数の1000分の1以上 を占める者

- (注1) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからへまでに掲げる者をいう。
- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注3) Mの欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を 記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事 務所の所在地を記載すること。
- (注4) B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) [D]の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式 (アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- 7) 印の欄は、アの印に記載した議決権の総数に対するイの印の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四拾五入して20.00%となるときは四拾五入をせず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載することがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)
- --(注8) [F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算 して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」 に記載すること。
- (注9) (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主につい

を添付すること。 て記載があるもの。) 有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)

注7の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第七の一号 (第65条第1項関係)

注8の様式により欠格事由の有無を確認の上、

記載すること

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

[注1 略]

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の口には、注1の表の区分に従 って該当する事項に レ印を付けること。

[(1)・(2) 器]

別紙(3)/は、 次の様式により記載すること

	从名义は名 称	一番のたける中
1 1 1 1 1 1	Ħ	7
-	Ŋ	H
	製	High
	#	ŧ
	権の比率(%)	議決権の総数に対する議決
	THE	ĬŦ
	Ĺ	¥

- 提出すること。 いて議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)について記載すること。 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつて 定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関にお
- 記載すること 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について
- 100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) 団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱代専 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は
- (治色) 務(常)」、 については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。 は団体の代表権を有する役員については役名の前に「ೀり」の文字を、常勤の役員 「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること
- \Im 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種
- 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- 出資の予定のものについてはその旨

[同左]

別表第七の三号別紙(6)により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第七の三号別紙(3)ウにより欠格事由の有無を確認の上、記載すること

別表第七の一号 (第65条第1項関係)

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

[表同左]

[注1 同左]

注2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

別紙(3)は、次の様式により記載すること

ア 議決権の総数

(¥1)	備考	総数(1)	(44)	E 2	4 \$	产车	₩ 🗅	光 征	4	
		:(I)	単元未満株式(1)		権株式	完全議決		議決権制限株式(C)	無議決権株式(B)	
最近日現在の議決権(株式会社にあっては議決権。	1 単元の株式数		式(H)	その他(G)	特定外国株式等(F)	相互保有株式(E)	自己保有株式(D)	株式(C)	式(B)	区分
										株式数 (株)
その色の洪人又は団体に										議決権の数 (個)

- あつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行 う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。 東当中站在2歳次補(宋式世句での)では歳次補、60句の放入×14回年で
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式 数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。 」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総 事項について議決権を行使することができない株式 (同法第189条第1項に定 (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の
- (注4) 事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以 は議決権の数に含める。 下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式 (c)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の

- (注5) ⑪の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) 印の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。
- (注7) (f)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式及び同条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに
- (注8) (G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

記載すること。

- (注9) 囲の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること
- (注11) (1)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- (注12) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の 状況を記載すること(ウにおいて同じ。)。

主たる出資者及び議決権の数

が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称
フジギントよし	住 所
12 帯学者(こ	職業
しょごよくすぎ イラーここう くっぱ 子生 タナギスト サスト はなら 女子 ボ	議決権の総数に対する議決 権の比率 (%)
+ < 1.1+ < +	備考

- (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあっては株主、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること
- (注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

- (注5) は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又
- (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株 (代) 専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合にお

いて、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の

- (注7) 文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- (7) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種
- 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

発起人又は発起人代表であるときはその旨

- ウ 外資議決権比率に関する事項 出資の予定のものについてはその旨

_					1	1
		法人	₩ Ш		日を本者	
□⊳	満る	議 の 1	H	護 の 1	日本の国籍を有す る者 (J)	$\overline{ X }$
ᄪᆘ	(L)	·権の 0分の		·権の 0分の	11籍を (J)	\(\partial \)
_	満を占める者 (L)	議決権の総数 の10分の1未	上を占める者(K)	議決権の総数 の10分の1以	を有が	4
	шк	71 75	шк	~ x	,	氏名又は名称
/						A 是 A A A A A A A A A A A A A A A A A A
/						法人番号图
						株式教術(2)
						議決権の数個①
7						回/護決権の総数%回
\overline{Z}						日決外 氏名又は名称问
\square		/			/	日本法人の議 決権を有する 外国法人等 外国法人等 人 日本法人の 経 機決権の総 数に対する 機決権の が 等 (6)
/						本法人の議権を有する 国法人等 日本法人の 競決権の総 競決権の比 対する を の の の の の の の の の の の の の
						義る。の人の終める出る。
		ĺ		/	/	田の北楽窓田
						(E) : 1 -) (%)
						(E) × (1 - (G) (1)
					/	日本の国籍の確認方法
$\overline{/}$						a

(注1) る金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又はこれに準ずるものと 上場会社等とは、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定す

- して第87条で定める株式を発行している会社をいう(//)において同じ。)。
- (注2) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからへまでに掲げる者をいう((引において同じ。)。(おっ) 由軸来が結ず会社にちゃは会社相主 その知のは1つは団体にちゃは会社(さっ)
- (注3) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は 社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定め がある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること(仏)において同 が、
- (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注4)

-) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。
- (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6)

-) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注8) (E)の欄は、アの(D)に記載した議決権の総数に対するウの(D)の比率を記載すること。
- (注9) 印及びGの欄は、田の比率を合算した比率がなお5分の4を上回らない場合に次のとおり記載すること。田の比率を合算した比率に田の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回れば、それ以上については記載を要しない。
- (7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等について記載すること。当該日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (/) (アによつてもなお側の比率を合算した比率に们の比率を合算した比率を加えて計算した比率が 5分の4を上回らない場合には、一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の日本法人の議決権を有している場合であって、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該外国法人等が当める日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合の当該外国法人等について記載すること。
- (注10) (I)の欄は、1から(G)の比率を減じて計算した比率に(B)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (7) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(I)に0と記載すること。
- 一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、1から当該一の日本法人に係る(©の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(E)

の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、0と記載すること。

- (注11) ①及び(G)から(I)までの欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。
- (注12) 備考の欄は、イの(注7)の、(//及び以に準じて記載すること。また、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること
- (注13) (川の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第93条第1項第7号ロに掲げる者に該当しない者を記載すること。(注14) (N及び川の欄は、法第93条第1項第7号ロ及びへに掲げる者に該当しない
- 法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。 (注15) (()及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報
- が) (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

			\equiv
国法人等			#
議決権の総数の10 00分の1未満を占 める者の合計 (計 者)	議決権の総数の10 00分の1以上を占 める者	x \$	申請者が上場会社等である場合
		氏名又は名称	581
		(A)	場合
		法人番号 @	
		株式数無①	
		議決権の数側①	
		回/護抉権の総数%団	
		外決人氏名又は名称⑪銜権等	
		外資系日本法人の議 決権を有する外国法 人等 大 (5) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
		田の比率%田	
		(E) (G) (T)	
		擅	
	•		

	\succ	拼	*	ш	账	資	李
⇨		I	を	分の1	議決権		
計				分の1以上を占め	の総数		
				П &	910		
\angle							
_							
\angle							
_							
	_	_			_	_	
Z							

- (注1) 外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第62条第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。
- (注2) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。
- (注3) ®から図までの欄は、⑦の(注5)から(注8)までに準じて記載するこ
-) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。
- (7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (/) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- (注5) (I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (7) (6)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- (/) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、即の比率に同の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、即の比率に同の比率を合算した比率を乗ずることなく、即の比率をそのまま(1)の欄に記載すること。
- (注6) (E)及び(G)から(I)までの欄は、(7)の (注11) に準じて記載すること。
- (注7) 備考の欄は、イの(注7)(7)、(/)及び口に準じて記載すること。また、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載す

[(4)・(5) 略]

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

氏名	ながかる	
ŒΡI		
ķ L	タング	
日田田口	88 3学 75 日午	
 大服	和 洪	L
有無	特定役員への該当の	
備考		

(注1)~(注5) 略]

[削る]

(6) 備考の欄は、次の事項を記載すること

[(7) 略]

[4] [略]

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、<u>役員又は役員予定者の履歴書</u>を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7)~(15) 略]

別表第七の二号(第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

[注1 略]

注 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注 1 の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

[(1)・(2) 略]

別紙(3)は、次の様式により記載すること。

		ı J	
		民)	釆
		(注1)	名
l√ l<	~)	\bowtie
いて議 ただし	が技		F3
譲し	は株主	綾決	**
然	ľ	権(名又は名称
ご芸芸	200	り総	尔
17	争	数数	魚
過過	0 %	[2]	
思める	> 11	참형	Ī
表定	\bowtie	Š	所
に対する意思表示を行う権利を有する構成員)について記載する 定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、	94 (1)	議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者	職
行ある	本	夬権	20
S 50	7	O	
強化	7	7	業
をなった	Ä	軽が	业业
鱼(はご	10	議決権の総数に対する議決 権の比率 (%)
6 6	规) H	権出
構定	法	Ò	の楽
成め	\geq	11	(※
	X C	工人	ر) :اکتا
17 KB	4	0	茶
注了	 	琳	7
がなる	遺の	(林	議)
	细	过	失
典典	决范	会社	fi fi
いて議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員) について記載すること ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款	蒸蒸	717	備
こ定	墨	9H	
こと。 定款を	その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関にお	(株式会社にあつて	析
PV I	0)	()	

ر ر ر

- (注8) (引の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注9) (C)及びD)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

[(4)・(5) 同左]

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。..

// //	15410110	1 21	1217	1 2 7	9	SHOW ON THE STATE OF THE STATE		
# &	<u> </u>	住所	住所 役名	担当部門 兼職	兼職	特定役員への該当の 有無	日本の国籍の有無	備考
						口有 口無	口有 口無	

[(注1)~(注5) 同左]

6) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

<u>注7)</u> [同左]

[(7) 同左]

「ハー円ユ」
四本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(ウ) [同左]

(18) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

[(7)~(15) 同左]

別表第七の二号 (第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

[表同左]

 [注1 同左]

 注2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること(ア及びウは認定の申請又は認定の変更の申請者しくは届出の場合に限つて記載すること。)。

、議決権の総数

茶	浴	仁	発	
権株式	完全議決	議決権制限核	無議決権株式	
相互保有株式(E)	自己保有株式(D)	限株式(C)	₹(B)	区分
				株式数 (株)
				議決権の数 (個)

提出すること。

- (注2) <u>設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について</u> <u>記載すること。</u>
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が 100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は 団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

こついては役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

- 7) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- 出資の予定のものについてはその旨

備考 1 単元:	総数(1)	単元未満株式(II)	(A) その他(G)	特
この株式数			<u>4</u> (G)	≌定外国株式(F)

- (注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- (注4) (○の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) ⑪の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) (印)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。
- (注7) (F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式の数を記載すること。
- (注8) (G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) 印の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) (川を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- 注13) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の 状況を記載すること(ウにおいて同じ。)。
- 主たる出資者及び議決権の数

以 名 人 は 右 称	7 T
TH 171	
柳	
*	#
権の比率(%)	議決権の総数に対する議決
HIU	i
Ą	#

- 別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること いて「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表にお ては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつ
- (注2) て記載すること。 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員につい
- が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率
- 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) (注4) は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又
- (注6) いて、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株 (代) 専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合にお
- 文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- (注7) (7) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の
- (4) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- 出資の予定のものについてはその旨

ウ 外資議決権比率に関する事項

×	(7) 申請者が
***	3.上場会社等以外
氏名又は名称	外である
(A)	5場合
法人番号函	
株式数無①	
議決権の数個印	
①/護決権の総数%①	
日本の国籍の確認方法	
	

(ギュ)			日本法人		日本の
たる母体を買り	습 計	(G)	۶	(F)	り国籍を有する者
					血栓
소타자 마 파 리 마	/				
压出学和					
この外組					
/ 公晶括口压引注纸 o 冬知1g后 > 苗小中	_	_			
4					

- 上場会社等とは、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして第87条で定める株式を発行している会社をいう(似において同じ。)。
 由請求が株式会社である株式を発行している会社をいう(似において同じ。)。
- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は 社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること(似において同
- (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注3)

- (注4) B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。
- (注5) (0)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) ①の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- 注7) ①の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するウの(7)の(1)の比率を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。
- (注8) 備考の欄は、イの(注7) ⑦、(//及び年)に準じて記載すること。
- (注9) (F)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第93条第1項第7号ロに掲げる者に該当しない者を記載すること。
- (注10) (G)の欄は、法第93条第1項第7号ロ及びへに掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。 (注11) (F)及びG)の欄は、(E)を合算した比率が5分の4を上回るまで記載すれば足
- (f)及び(G)の欄は、(E)を合算した比率が5分の4を上回るまで記載すれば足り、それ以上については記載を要しない。
- (注12) (C)及びD)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- 申請者が上場会社等である場合

 \subseteq

[(4)・(5) 略]

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

兼職 特定役員への該当の有無 備考 □有 □無		ふりがな 住所 役名 担当部門 兼職
1		
		無光

[(注1)~(注5) 略] [削る]

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(4) 業務執行決定役員であって業務執行役員でない者についてはその旨

(ří 1)	国法人等	李	
合 計 (4 英 Z 共 Z 共 Z 大 Z 大 Z 大 Z 大 Z 大 Z 大 Z 大 Z T Z X Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z	議決権の総数の1000分の1未満 を占める者の合計 (計 者) (F)	議決権の総数の1000分の1以上 を占める者	区 分
至7日			氏名又は名称
<u> </u>			住所 (V)
),			法人番号 (5)
7 7			株式数無①
見げス			議決権の数個印
み			回/護決権の総数%団
Ž1			編

(注1) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいう。

(注2) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注3) (B)から(E)までの欄は、(7)の (注4) から (注7) までに準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、イの(注7) ⑦、例及び以に準じて記載すること。

(注5) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注6) (()及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

[(4)・(5) 同左]

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること

	(
<u> </u>	CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF
住所	, ,,,,
役名	217
担当部門	- 0. / HD-4X
兼職	9
特定役員への該当の有無	
日本の国籍の有無	
備考	
	ふりがな 任所 役名 担当部門 兼職 特定役員への該当の有無 日本の国籍の有無 備考

[(注1)~(注5) 同左]

(注6) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること(認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限る。)。

(注7) [同左]

[(7) 同左]

(// 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国

[(ウ) | | | | | | | | | | | | |

(注7) 員予定者の<u>履歴書</u>を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を<u>添付す</u> 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役

 $[(7)\sim(15)$

別表第七の三号(第65条第1項関係)

第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

大器 [注1 略]

[(1)・(2) 器]

って該当する事項に レ印を付けること、

注 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注 1 の表の区分に従

別紙(3)は、次の様式により記載すること

(注1)	氏名 3
	氏名又は名称
総数に対する	住 所
5議決権の比る 7 1 1 日本にあり	職業
 	議決権の総数に対する議決 権の比率(%)
で会社にあ ・田沖完機	備
U F	淅

- おいて議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)について記載するこ は休土、この間の方人人は四年にのしては国家方人人は四年の原心の在院園に 宦款を提出すること。 定款に別段の定めがある場合は、 その定めによる比率を記載し、
- (注2) :記載すること。 設立中の法人又は団体にあつては、 (注1) によるほか、発起人全員につい
- (注3) が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること
- (注5) は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又
- (注6) 人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常顗 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱代 「雑貨商店主」のように記載すること。 一(常) の文字を付記すること この場合において、
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること
- 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、 出資金、 寄付金等の出資の

の法人若しくは団体であるときはその旨

(注8) するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること(特定役員が日 <u>員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類</u>を添付 申請若しくは届出の場合に限る。) 本の国籍を有することを証する書類にあつては、認定の申請又は認定の変更の 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役

 $[(7)\sim(15)$ 回左]

別表第七の三号 (第65条第1項関係)

第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

[表同左]

[注1 同左]

注2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

[3] 別紙(3)は、次の様式により記載すること(ア及びウは認定の申請又は認定の変更の申請 若しくは届出の場合に限つて記載すること。)

議決権の総数

											. `
(1+40)	備考	総数(]	(4.4/	E 2	¥ \$	2 样	× =	光ű	₹		U XXH
	•	;(I)	単元未満株式(II)		権株式	完全議決		議決権制限株式(C)	無議決権株式(B)		成るノニ田・ノからえへ
労 吹禁 セイク・マイ おいれい おい 素 シャ はっぱ 百	1 単元の株式数		:式(ii)	その色(G)	特定外国株式(F)	相互保有株式(E)	自己保有株式(D)	.株式(C)	:式(B)	区分	
										株式数 (株)	
これ田やひし状の中の名										議決権の数 (個)	

- (注1) あつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行 う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。 最近日現在の議決権(株式会社にあっては議決権、その他の法人又は団体に
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) 」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総 数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。 める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式 事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定 (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の

- 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- 出資の予定のものについてはその旨

95

- (注4) は議決権の数に含める。 下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式 事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以 (C)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の
- (注5) 308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自 除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第 己保有株式」という。)の総数を記載すること。 (1)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を
- (注6) て「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。 可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表におい 規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが (E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行
- (注7) 記録を拒否した株式の数を記載すること。 (F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は
- (注8) 以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。 (G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式
- (田)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (注9) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 権の数の状況が分かる資料)を添付すること。 (1)を証する書類 (例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決
- 況を記載すること (ウにおいて同じ。)。 (注12) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状

主たる出資者及び議決権の数

/新耶森 (1.米)	名又は名称
チィー殊物は	住 月
į	所
4 平 葉 ス	職
163	⋇
○ する社で手掛) 本の1/13 t のびoot 次率 4 少 対 東東 2 十 行 4 殊 が 0 對 東 素	議決権の総数に対する議決 権の比率(%)
ナタナ	備
4	淅

- (注1) いて「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に 別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表にお ては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつ
- (注2) て記載すること。 設立中の法人又は団体にあつては、 (注1) によるほか、発起人全員につい
- (注3) が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率

- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又
- (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株
- (注7) 文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。 いて、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(代) 専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合にお

(7) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の

- (ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨 (4) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- 出資の予定のものについてはその旨
- 外資議決権比率に関する事項

1																Θ
	습 計	(G)	日本法人	(F)	日本の国籍を有する者					7	⊼					申請者が上場会社等以外である場合
										夲	名	は	×	名	Ħ	外である
													(A)	严	住)場合
				/							(B)	中	維	\succ	法	
											(C)	寒	数	共	茶	
									(D)	a	数	9	権	栄	議	
						(E)	Z	数	蕊	9	権	栄	퐳	\	(D)	
		/				洴	方	黝	確	9	籍	H	9	*	Ш	
														淅	備	

- (注1) る金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又はこれに準ずるものと して第87条で定める株式を発行している会社をいう((イ)において同じ。)。 上場会社等とは、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定す
- (注2) がある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること(例において同 社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定め 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は
- (注3) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。
- (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。 (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

- (注5) (注6) しないこととされる株式 (アの(c)の議決権制限株式を除く。) の数を減じて ①の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有
- (注7) 計算した数を記載すること。 載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位 ⑤の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するウの(7)の(0)の比率を記
- (注8) 備考の欄は、イの(注7)(7)、(//及び(二)に準じて記載すること。

まで記載すること。

- (注9) る者に該当しない者を記載すること。 (f)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第93条第1項第7号ロに掲げ
- (注10) は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。 ⑥の欄は、法第93条第1項第7号ロ及びハに掲げる者に該当しない法人又
- (注11) り、それ以上については記載を要しない。 (F)及び(G)の欄は、(E)を合算した比率が5分の4を上回るまで記載すれば足
- (注12) 等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。 (0)及び(1)を証する書類 (例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書

					3
(** 1)		国法人等	*		申請者;
ごよく日々移り、移分60後代、七八段一大田は	화	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計 者) (F)	議決権の総数の1000分の1以上 を占める者	区 分	申請者が上場会社等である場合
1 1 14 1	/			氏名又は名称	
٠٠ ٦	/			(A)	
7 7	/			法人番号®	
ひごみ作りだ平り分かい				株式数無①	
Z ボーロ				議決権の数個印	
† †				回/護決権の総数%回	
5¥	$\sqrt{}$			編	
_					

- (注1) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからへまでに掲げる者をいう。
- (注2) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。
- (3)から(1)までの欄は、(7)の(注4)から(注7)までに準じて記載するこ

[(4)・(5) 器]

別紙(6)は、次の様式により記載すること。.....

	いがなそ 名	
	住所	_
	役名	
	担当部門	
	兼職	
口有 口無	特定役員への該当 の有無	
	備考	

[過る]] (注1)~(注5)

器

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること

3 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨

(注7) 員予定者の<u>履歴書</u>を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を<u>添付す</u> 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役

 $[(7)\sim(14)$ 器

別表第十五号 (第74条第1項関係)

地上基幹放送の業務認定更新申請書

第1 申請書

総務大臣

郷

併

旦

Ш

総務大臣

骤

闸 紳 肥 車

(ふりがな)

氏

者の氏名)

(法人又は団体にあつては、名称及び代表

鰢 焩 緗 声

- (注4) 備考の欄は、イの(注7)⑺、⑴及び⑴に準じて記載すること。
- (注5) 算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。 (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合
- (注6) 等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。 (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書

[(4)・(5) 同左]

6

別紙(6)は、次の様式により記載すること

	ふりがな氏 名
	住所
	役名
	担当部門
	兼職
口有 口熊	特定役員への該当 の有無
口作 口熊	日本の国籍の有無
	備考

[(注1)~(注5) 同左]

(注6) 請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限る。)。 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること (認定の申

[同左]

[(7) 同左]

(4) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国 の法人若しくは団体であるときはその旨

[(ウ) 同左]

(注8) るほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること(特定役員が日本の 国籍を有することを証する書類にあつては、認定の申請又は認定の変更の申請若 員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付す 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役

 $[(7)\sim(14)$ 同左]

くは届出の場合に限る。

別表第十五号(第74条第1項関係)

第1 申請書

地上基幹放送の業務認定更新申請書

併

Ш

Ш

紳 車

闸

甪 (ふりがな) 严

(法人又は団体にあつては、名称及び代表

凩

者の氏名)

畾

焩

紳

卓

五十八頁

7萬) - の音斗十萬牟昭	別表第六の一号]	第2 添付書類	注 3 [略]	注2 [略]	ただし、法人		注1 法人番号の欄は		認定の番号	選生無料及込り来 ます。	チョ キャキャキ・チョ								総務大臣 殿			第1 申請書	别表第十六号 (第74条第1項関係)	[第2略]	注 3 [略]	注2 [略]	ただし、法人		注1 法人番号の欄は、		認定の番号	₩ ₩	地上基幹放送の業績	
(第74条第1項盟係)	オトイロなくのは中の一年の十二年の1477年日 1975年日				法人番号が不明の場合は記載を要しない。	\mathbb{H}	闌は、法人又は団体の場合に限り		認定の年月日	単年	を	法人番	畑		凩	(ふりがな)	庄	郵 便 番			衛星基幹放送		第1項関係)				法人番号が不明の場合は記載を要しない。	7利用等に関する法律	闌は、法人又は団体の場合に限り、		認定の年月日		' 第の認定の更新を受け	一
	藤井のフボロソキペ				載を要しない。	条第15項	1		欠格事由の有無 (注2)			· 本		者の氏名)	名(法人又は団体にあつては、名称及び代表		界	무			衛星基幹放送の業務認定更新申請書						載を要しない。	るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。		口有 口無	欠格事由の有無(<u>注 2</u>)		地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第1項の規定により申請し	,神
						番号を記載すること。	行政手続における特定の個人を識別す		備光	及芯広男30米吊~項の死たにより半請し	的 () () () () () () () () () (ては、名称及び代表					年 月 日								番号を記載すること。	行政手続における特定の個人を識別す		備考		 項の規定により申請し	
(数間町1萬冬7歳) - 0音4十萬年間	号一の十萬条間	第2 添付書類	注 2 [同左]	<u>注1</u> [同左]			[新設]		認定の番号	電生滋料及芯り米ます。	東日 井木井 できり								総務大臣 殿			第1 申請書	別表第十六号(第74条第1項関係)	[第2 同左]	注2 [同左]	注1 [同左]			[新設]		認定の番号	누	地上基幹放送の業	
74条第1項関係)	田 第十の一 中の様式の フ れ の フ 中 ろ								認定の年月日	· 然 2 题 任 3 风 参 名 风 5 /	学の当年の田内では10年に		書 話 番	7	凩	(ふりがな)	辝	郵 便 番			衛星基幹放送の		第1項関係)								認定の年月日		務の認定の更新を受け	
								口布口熊	欠格事由の有無 (注1)	東年毎年以近の米傍の隠れの天刺名文コー1~2~、及近広形30米形 4 曳の光井により午間 0寸。			加	者の氏名)	名(法人又は団体にあつては、名称及び代表		所	中			衛星基幹放送の業務認定更新申請書									口有口無	欠格事由の有無(<u>注1</u>)		地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第1項の規定により申請し	
									備考	良の死たでより十冊し	H (古 小) ~ T T 于 讲]				ては、名称及び代表					年 月 日											備考		頁の規定により申請し	

変更事項(注1)
枚送法第
総務大臣
別表第十九号
別表第七の三号
第2 添付書類
1/2
注1
[新設]
認定の番号
より申請します。
移動受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定に
総然大田
II III II

電 茁 番 号	氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の斤名)	(ふりがな)	住 所	郵 便 番 号	総務大臣 殿	年月日	基幹放送の業務認定承継認可申請書	第1 申請書	別表第二十号(第78条第1項関係)	<u> </u>	注6 [略]	証する書類として添付することとされている書類を添付すること。	に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を	に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。このとき、変更箇所	変更の場合は、変更内容を証するも	並5 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決	された書類)を添付すること。	(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載	券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付し、法人にあつては登記事項証明書	が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅	更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、新たに選任された特定役員	の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載すること。このとき、変	注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全ての	177		具有議決権割合とを合計した割合」のように記載すること。	事項」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間 称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間	こによる児許を受けようとする有义は当談児許を受けた有のに は、まずは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	Ž	ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただ	注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別する	変更 前 (注3) (注4) (注5) 変更後 (注3) (注4) (注5)
電話番号	氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者のF名)	(ふりがな)	住 所	郵 便 番 号	総務大臣 殿	年 月 日	基幹放送の業務認定承継認可申請書	第1 申請書	別表第二十号(第78条第1項関係)	<u> </u>	<u>注3</u> [同左]					[新設]								[新設]	注2 [同左]			0 (n			[新設]	変更 変更後

(注 茁 \succ 緗 中

98条第3項前段の規定により認可を受けたい)ので、下記により別紙の書類を添えて申請しま 放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい(又は放送法第

쀤

合併又は分割当事者

(ふりがな)	住所(本店又は主たる事	(ふりがな)
商号 (又は名称)	務所の所在地)	代表者氏名 (注2)

 $[2\sim6$

- 様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式 による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び外資議決権比率の様式、別表第七号の
- ティ放送の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。) する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニ とし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するもの
- ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただ 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別する

代表者の役職名及び氏名を記載すること

法人番号が不明の場合は記載を要しない。

别表第二十一号(第79条第1項関係)

基幹放送の業務認定承継認可申請書

併 田

Ш

総務大臣 霐

緗

(ふりがな)

(法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電法 쌞 缃 ₩ 声 卓

> 98条第3項前段の規定により認可を受けたい)ので、下記により別紙の書類を添えて申請しま 放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい(又は放送法第

쀤

合併又は分割当事者

代表者氏名	務所の所在地)	商号 (又は名称)
(ふりがな)	住所(本店又は主たる事	(ふりがな)

[2~6 同左]

第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力 <u>別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り及び</u>別表

おうとする場合にあっては、同号ホを除く。) する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行 とし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するもの

[表同左]

 ∞

[新設]

[新設]

[第2 同左]

别表第二十一号 (第79条第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

併 国

Ш

総務大臣 骤

阑 卓

(ふりがな)

(法人又は団体にあつては、名称及び代表

畑 紳 卓 者の氏名)

鰛

4 98条第3項後段の規定により認可を受けたい)ので、下記により別紙の書類を添えて申請しま (注 1) 放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい(又は放送法第

뺍

護母人

氏名(<u>注2</u>)	(ふりがな)
世份 (<u>在 3</u>)	个品 (注 9)
代表者氏名(<u>注4</u>)	(ふりがな)

 $2\sim 5$ 器

- 様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式 による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び外資議決権比率の様式、別表第七号の
- <u>ティ放送</u>の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。) する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニ とし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するもの

ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別する 法人番号が不明の場合は記載を要しない。

 注2
 [略]

 注3
 [略]

 注4
 [略]

 [第2
 略]

表第二十一号の二 (第91条の2関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

Ш

闸 維

総務大臣 殿

(ふりがな)

(法人又は団体にあつては、名称及び代表

畑 紳

維

4 98条第3項後段の規定により認可を受けたい)ので、下記により別紙の書類を添えて申請しま 放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい(又は放送法第

쀤

護受人

氏名 (<u>注1</u>)	(ふりがな)
H2 (<u># 4</u>)	(6天) 地力
代表者氏名 (注3)	(よばのそ)

[2~5 同左]

- 6 第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力 別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り及び別表
- おうとする場合にあつては、同号ホを除く。) する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送<u>又は移動受信用地上基幹放送</u>の業務を行 とし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するもの

表同左_

[新設]

[同左]

注1 注2 注3 「第2 [同左] [同左]

[新設] 同左]

議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。 放送法第116条の2の規定により 併 日から Я 日までの外国人等による

			施状況(注4)
			再発を防止するために講じた措置の実
			の変更 (注3)
			人等保有議決権割合に係る様式の内容
	変更年月日		外国人等直接保有議決権割合又は外国
			決権割合の変更 (注2)
%	%		接保有議決権割合又は外国人等保有議
変更後	変更前	変更年月日	変更の届出を要しなかつた外国人等直
			うにするために講じた措置の実施状況
			欠格事由に該当することとならないよ

- ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただ 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別する 法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 場合は19.9994%まで記載すること。)。 四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数 の注に規定する様式を添付すること。 に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付すること 点以下の位まで記載し、 記載すること。記載に当たつては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載す とされている書類を添付すること。 こと。ただし、 記載の事業年度に係る法第97条第2項ただし書の総務省令で定める変更の全てについて 四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を その位未満の端数は切り捨てて記載すること (例:19.999456%の このとき、変更箇所に※印を付し、 また、変更内容を証するものとして、別表第六号 備考欄又は余白
- **≟**3 注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付する 国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六号の注に規定する様式の内容 に変更があったものの全てについて記載し 記載の事業年度に係る第91条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外 このとき、変更箇所に※印を付し 変更内容を証するものとして同様式を添付す 備考欄又は余白に変更年月日を記載し、
- 幹放送事業者に限る。 過去5年以内に法第103条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた認定基
- 注 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(第91条の 5 第 1 項関係

別表第二十一号の三

経営基盤強化計画の認定申請書

併 Ш

Ш

別表第二十一号の二 (第91条の2第1項関係)

経営基盤強化計画の認定申請書

侢 Ш Ш

六十四頁

<u>注10</u> 注11 注12 経営基盤強化計画の認定を受けたいので、放送法第116条の4第1項の規定により申請します 8. 放送法施行規則第91条の7第2号に規定する地域性確保措置の内容 6. 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容 総務大臣 [9. (特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合) _ 5 (審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合) $\lfloor 1. \sim 4.$ (特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合) (審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合) 措置の内容を記載すること。 ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 し、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別する 一器 十一号の四 郷 四四四 (第91条の5第2項関係 電法 \mathbb{H} 典 -111 (ふりがな) 注 話人 便番 緗 橅 者号 导导 鱼 严 (法人又は団体にあつては、名称及び代表 経営基盤強化計画の認定を受けたいので、放送法第116条の3第1項の規定により申請します 総務大臣 8. 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容 6. 法第116条の3第2項第5号口に規定する地域性確保措置の内容 注1~注6 [新設] [9. [7. 5. (特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合) (審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合) (特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合) $\lfloor 1. \sim 4.$ (審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合) 措置の内容を記載すること。 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する 十一号の三 [同左] [同左] [同左] 同左] 同左] 回左] 郷 [同左] 同左] (第91条の2第2項関係) 픮 \mathbb{H} $\widehat{\mathbb{H}}$ 爂 -111 (ふりがな) 畑 闸 温 緗 緗 串 者专 ₩ 严 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

<u>注2</u> [略] <u>注3</u> [略] <u>注4</u> [略] <u>別表第二十一号の八</u> 法第116条の5第1項の規定により申請します。 別表第二十一号の五 別表第二十一号の七 別表第二十 別表第二十一号の九 器 园 総務大臣 総務大臣 ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 月日付けて認定を受けた経営基盤強化計画について変更の認定を受けたいので、放送 法人番号が不明の場合は記載を要しない。 礟 礟 (第91条の13関係) (第91条の5第2項関係) (第91条の14第2項関係) (第91条の12第1項関係) (第91条の10関係) 経営基盤強化計画の軽微な変更届出書 経営基盤強化計画の変更認定申請書 電法(\mathbb{H} 甪 典 (ふりがな) (ふりがな) Ä 阑 \succ 뙈 便 番 紳 綝 紳 导导 鱼 号所 始 严 争量 (法人又は団体にあつては、名称及び代表 (法人又は団体にあつては、名称及び代表 者の氏名) 者の氏名) 併 併 耳 Ш Ш Ш <u>注2</u> <u>注3</u> 別表第 放送法第116条の4第1項の規定により申請します。 别表第二-別表第二十一号の四 別表第二十一号の八 別表第二十一号の六 [同左] [同左] [同左] [表同左] [同左] 総務大臣 平成 年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更の認定を受けたいので、 総務大臣 [新設] 十一号の七 [同左] [同左] [同左] 郷 郷 -号の五 (第91条の2第2項関係) (第91条の11第2項関係) (第91条の10関係) (第91条の9第1項関係) (第91条の7関係) 経営基盤強化計画の軽微な変更届出書 経営基盤強化計画の変更認定申請書 畾 Ħ 甪 -111 (ふりがな) (ふりがな) 畑 阑 闽 缃 紳 ₩ 肥 卓 卓 ₩ 严 者号 (法人又は団体にあつては、名称及び代表 (法人又は団体にあつては、名称及び代表 者の氏名) 併 併 田 田 Ш Ш

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合) [6. 略] 7.放送法施行規則 <u>第91条の7第2号</u> に規定する地域性確保措置の実施状況 [8. 略]	(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合) [4. 略] 5. 法 <u>第116条の4第2項第5号ロ</u> に規定する地域性確保措置の実施状況	4 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画の <u>年度</u> の実施状況を下記のとおり報告します。 [11.~3. 略]	注2 [略] 注3 [略] <u>出4</u> [略] 別表第二十一号の十 (第91条の15関係) 認定経営基盤強化計画の実施状況報告書 年月日 総務大臣 殿	電話番号 法人番号 (注1) 年月日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更をしたので、放送法第116条 の5第2項の規定により届け出ます。 [表略] 注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合) [6. 同左] 7. 放送法施行規則 <u>第91条の4第2号</u> に規定する地域性確保措置の実施状況 [8. 同左]	(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合) [4. 同左] 5.法 <u>第116条の3第2項第5号ロ</u> に規定する地域性確保措置の実施状況	\overline{YR} 年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画の \overline{YR} 年度の実施状況を下記のとおり報告します。	注1 [同左] 注2 [同左] 注3 [同左] 別表第二十一号の九 (第91条の12関係) 認定経営基盤強化計画の実施状況報告書 年 月 日 総務大臣 殿	電話番号 <u>平成年月</u> 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更をしたので、放送法 <u>第</u> 116条の4第2項の規定により届け出ます。 [新設]

外国人等直	特定役員の氏名		連絡先	事務上の		住所	名称	認定放送持株会 1 申請対象会								捻轮人田			別表第六十号(第	注11 [略]	注10 [略]	注9 [略]	(特例役員兼台	(審議機関の記 注7 [略] 注8 法第116 事業年度に	<u>し、法人</u> 番 <u>注 2</u> ~ <u>注 6</u>	<u>注1</u> 法人番号 ための番号
\rightarrow)氏名(注2)	電話番号	担当者	住所	担当部署			認定放送特株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第3項の規定により申請します。 1 申請対象会社に関する事項	注 1	大	a	台、ほべくは日子におりては、 者の氏名)	年 を が が が が が が が が が が が が が	そりがな)	A	角	年 月 日	1	(第187条関係)				(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)	(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合) E7 [略] E8 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。	法人番号が不明の場合は記載を要しない。 6 [略]	法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただ
特定役員(法第159条第2項第5号イ)(注2) □ 有 □	電話番号	連絡先担当者	事務上の 住所	担当部署	代表者氏名		名称	認定放送特株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第3項の規定により申請します。 1 申請対象会社に関する事項			[電 話 番 号	Ė	F A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	そのがな)	中 文 审 力	A 本			別表第六十号(第187条関係)	回	<u>注9</u> [同左]	<u>注 8</u> [同左]	(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)	(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合) 	<u>注 1</u> ~ <u>注 5</u>	[新設]

						単元未満株式(G)	単元ラ		
					1(F)	その他(F)		共	
					特定外国株式等(E)			茶	
					相互保有株式(D)			浴	
					自己保有株式(C)		ij.	介	
					(B)	議決権制限株式(B)		発	
						無議決権株式(A)	無議		
		の数 (個)	(議決権の数	株式数 (株)	分	X			
						楼	議決権の総数	ア 議	
							付すること。	付す	
	1371	次の様式を添		記載事項を証するものとして、)。また、	9994%まで記載すること。	4%まで記	. 999	
		6%の場合は19	例:19.99945	載すること(その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19	位未満の端	し、その	記載し、	
	1. 91	以下の位まて	わかる小数点	であることが	なるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで	捨五人せる	ときは匹	なる	
	117	して20.00%と	位を四捨五人	、小数点第3	る前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%と	\$20%未満で	の割合が	る前	
	1 ,	、四捨五入す	こと。ただし、	まで記載する	小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。	位を四捨五	数点第3	ll	(注3)
					ること。	登記事項証明書を添付すること。	事項証明	、登記	
	<u> </u>	ること。また	し) を添付す	.限る。) の写	る住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付すること。	 (有効期	票又は旅	る住民	
		籍の記載のあ	戸籍抄本、本	る書類(例:	特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のあ	本の国籍を	役員が日		注 6
			l	を記載するこ	備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。	予定のもの	の欄は、		注 5
			載すること。	する場合に記	日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載するこ	有無の欄は	の国籍の	i	注4
			0	付記すること	員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。	名の後に「	いては役	見につ	
	ire.	を、常勤の役	.「(代)」の文字を、	"は役名の前に	役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に	代表権を有	の欄は、		注 3
				すること。	する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載するこ	はこれに準	にあって	する者	
	1	国に住所を有	:市区町村(外	:所の都道府県	住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有	住民基本台	住所の欄は、	2 住所	注2
				•	第14号に規定する業務執行決定役員をいう。	る業務執行	に規定す	第14号	
	Ivu:	役員及び同条	条第13号に規定する業務執行役員及び同条	:第13号に規定	表現の自由享有基準第2条	_	役員とは	1 特定役員	注
			口有 口無		口有 口無				
		備光	日本の国籍の有無		門 特定役員への該当の 有無	名 担当部門	住所 役名	<u> </u>	Şr
					次に掲げる様式により記載すること。	様式により	に掲げる	Ш.	(注2)
	•		にと。	号を記載する	関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載するこ	; 2 条第15項	る法律第		
	[新設]	号の利用等に	するための番	の個人を識別	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に		法人番号の欄は、		(注1)
		川浦	口有		(同号ハからヌまで)		処分歴等	(注4)	(<u>1</u> 2)
		山浦	口有	(<u>注 6</u>)	議決権の割合(同号イ及びロ)(<u>注</u>	の割合 (同	議決権	浦	の有無
) 処分歴等(同号へがちメまで)	(<u>注1</u>)	川浦	口有	')(<u>注 5</u>)	(法第159条第2項第5号イ)		特定役員	欠格事由	欠枠
は、 は	の有無	%		割合 (注3)	を合計した割合 (注3)			:	
由 議決権の割合(同号イ及びロ)(注3)				議決権割合と	人国人等直接保有議決機割令人因及人国務保有議決機割会人	ツ 権割令 ノ	等保有議?	人警直装	外国

浦 浦

注1 最近日現在の議決権の状況について	備考 1単元の株式数	総数(II)	
て記載すること。			

- 項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定め A)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事 . 単元株式数に満たない数の株式 (以下この別表において「単元未満株式」 当該株式は議決権の数に含めない。 を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数
- 議決権の数に含める。 頃について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下 <u> この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は</u> ⑪の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事
- 己保有株式」という。)の総数を記載すること。 308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自 (C)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式 (単元未満株式を除 以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第
- 能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において 則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可 「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。 ⑪の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規
- 下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載する 株式及び法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式 (以 2項において準用する法第116条第3項の規定により議決権が制限されている 項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式、法第161条第 即の欄は、法第161条第1項又は同条第2項において準用する法第116条第2
- 注7 [F]の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式 以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (G)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- 分かる資料)を旅付すること。 について記載があるもの。) 、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主
- の記載を要しない。 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄
- の状況を記載すること(イにおいて同じ。 法第159条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式

|\ 外資議決権比率に関する事項

<u> </u>	1				T
¥	本法人	貧系日	国法人等 🛚	平	
<u>≯</u> □>	H	議決: の10	議決権のの1000分か1000分未満を占者の合計者の合計(計 者)	議 (決 の100 上 以上	×
合 計 	上を占める者	議決権の総数の10分の1以	 議決権の総数 の1000分の1 未満を占める 者の合計 (計 者) (計 者)	議決権の総数 の1000分の1 以上を占める 者	33
					氏名又は名称
洋笛150冬笛					生所(g)
1594					法人番号 B
) 無					株式数網①
9 届 1					譲決権の数卿⑪
ת /	1				四/叢決権の総数%囲
巾【					外權氏名又は名称例
(1)から(3)またに越げ					外資系日本法人の議決権を有する外国法人等権を有する外国法人等权 所 外資系日本法人の 対 議決権の総数に対 する議決権の比率 が (6)
					田の比率%田
バ州やごご					(i) % (i) X (ii)
					龍

注4 ①の欄は、①から株主総会の議決権を有しないこととされる株式 (アの②の

し、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

図の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただ

務所の所在地を記載すること。

| Mの欄は、都道府県市区町村 (外国法人等にあってはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあっては本店又は主たる事 の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をい 外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第185条第4項

- 5 ①の欄は、アの⑪に記載した議決権の総数に対するイの⑪の比率を記載する
- 主6 (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。
- ① 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、 当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有す る場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する 外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分
 ① 1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- 主7 (1)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (7) (6)の比率が2分の1を超える場合は、(6)の比率に(6)の比率を乗ずることなく、(6)の比率をそのまま(1)の欄に記載すること。
- | 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(I)の比率 | 10(1)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、 | 一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(I)の比率に(I)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(I)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- 主8 ①及び⑥から⑴までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し 小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率 の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載 すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位ま で記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合におい て、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20 %未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切 り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994まで記載すること。)。
- (2) 備考の欄は、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その 旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。
- 10 (])の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

注11 を添付すること。 て記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) [C]及び[D]を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主につい

(注4) (注5)

(注6)

(注3)の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。 (注2)の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

(注7) 墨

[2~5 點]

主たる出資者及び議決権の数

質にした	に係るグループを明確	それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした	世につい	どれの茶	は、それ
らるとき	上となる特定株式がま	特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるとき	に係る議	特定株式	<u>。また、</u>
7181	上の者について記載す	議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること	対する議	の総数に	(注1) 議決権
備光	特定株式に係る株 主に関する事項	議決権の総数に対する議 特定株式に係る株 決権の数及び比率(%) 主に関する事項	職業	住所	氏名又は名称

- 上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。 特定株式(第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、
- 特別地上基幹放送事業者(第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放 ている者が有する株式に限る。)に係る議決権保有割合
- 送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨
- おける当該株式の数 法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式がある場合に
- (注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。
- (注3) 100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) 団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は
- (注6) は団体の代表権を有する役員については役名の前に「ೀり」の文字を、常勤の役員 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、 ついては役名の後に「(常)」の文字を付記すること。 (常)」、 「雑貨商店主」のように記載すること。 個人にあしては「何㈱代専 この場合において、法人又
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること
- 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- 出資の予定のものについてはその旨
- (注8) 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算し、

(注1) [同左]

(注2) 7の表により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

(注3) 6(3)の表により欠格事由の有無を確認の上、記載すること [同左]

(注4)

[2~5 同左]

主たる出資者及び議決権の数

(1) 議決権の総数

		区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)
	無議決権株式(A)	₹(A)		
発	議決権制限株式(B)	*式(B)		
行		自己保有株式(C)		
浴	完全議決権	相互保有株式(D)		
茶	茶八	特定外国株式等(E)		
共		その他(F)		
	単元未満株式(G)	₹(G)		
総数(出)	H)			
備考		1 単元の株式数		
(注 1)		一、ストキ書はよいしいが表の報送機の対別によっている。	帯やストケ	

- (THI)
- (注2) 項について議決権を行使することができない株式 (同法第189条第1項に定める う。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載 し、当該株式は議決権の数に含めない。 単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」とい (A)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事
- (注3) の別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決 項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下こ 権の数に含める。 (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事
- (注4) 株式」という。)の総数を記載すること。 条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有 く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308 (6)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除
- (注5) 則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能 な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相 ⑪の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規

- ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- 査人又は団体が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該法人又は団体の過半数の役員等(株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

- (注6) 即の欄は、法第161条第1項又は同条第2項において準用する法第116条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式、法第161条第2項において準用する法第116条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株式及び法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。
- (注7) (P)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注8) (G)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注9) 印の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注10) 側を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- (注11) 法第159条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の 状況を記載すること(③)において同じ。)。

主たる出資者及び議決権の数

2

		_
	人有人は 有物	エタマ 14を発
	ED!	升出
		排
	決権の数及び比率 (%) 主に関する事項	議決権の総数に対する議 特定株式に係る株
	主に関する事項	特定株式に係る株
		本

- E1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。
 1 特定株式 (第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録
- 1 特定株式 (第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記されている者が有する株式に限る。) に係る議決権保有割合
- 2 特別地上基幹放送事業者(第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨なは44条第1項の相定により業事権を有しないこととかる株式がある場合。
- 3 法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式がある場合における当該株式の数
- (注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が 100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株) (代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を

- 、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- 日本国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- 出資の予定のものについてはその旨
- (注8) 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算し、記載すること
- イ 法人又は団体が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該法人又は団体の過半数の役員等(株式会社にあっては役員、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- (3) 外資議決権比率に関する事項
- 申請対象会社が上場会社等以外である場合

法人	₩ □	日る本者	
上を占める者 (K)	議決権の総数 の10分の1以	日本の国籍を有す る者 (J)	×
			氏名又は名称
			生所 (A
			法人番号创
			株式数ო①
			議決権の数個印
			回/護決権の総数%団
			日決外 氏名又は名称印本権国 日 譲 数 議 率
			日本法人の議決権を有する 外国法人等 外国法人等 日本法人の 機 護 決権の総 及 数 護 決権の総 数 に 対 する 路 襲 決 権 の 比
			倒の比率陽囲
			1 – (G)) (%) (I)
			日本の国籍の確認方法
			雇

□⊳		漸	91	議
뿌	(L)	満を占める者	の10分の1未	議決権の総数
Z				
/				
/_				
4				
				/
	_	/		
			/	
Ζ,		/		/

- (注1) 上場会社等とは、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして第199条で定める株式を発行している会社をいう(イにおいて同じ。)。
- (注2) 外国法人等とは、法第159条第2項第5号イ(1)から(3)までに掲げる者をいう(イにおいて同じ。)。
- (注3) (A)の欄は、(2)の(注5) に準じて記載すること。
- (注4) ®の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。
- (注5) ①の欄は、①から株主総会の議決権を有しないこととされる株式((1)の®の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注6) (Dの欄は、(1)の(田に記載した議決権の総数に対する(3)のアの(D)の比率を記載すること。
- (注7) (F)及び(G)の欄は、(E)の比率を合算した比率がなお5分の4を上回らない場合に次のとおり記載すること。(E)の比率を合算した比率に(E)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回れば、それ以上については記載を要しない。
- (7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等について記載すること。当該日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞ

れの外国法人等について記載すること。

- (4) ⑦によつてもなお側の比率を合算した比率に(1)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回らない場合には、一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該外国法人等が占める日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合の当該外国法人等について記載すること。
- (注8) (1)の欄は、1から(6)の比率を減じて計算した比率に(5)の比率を乗じて計算した比率が引載すること。
- (7) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(I)に0と記載すること。
- 一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、1から当該

一の日本法人に係る(G)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、0と記載すること。

- (注9) 印及び(G)から(I)までの欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。
- (注10) 備考の欄は、(2)の(注7)ア及びウに準じて記載すること。また、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。
- (注11) (J)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第159条第2項第5号イ(Z)に掲げる者に該当しない者を記載すること。
- (注12) (K)及び(L)の欄は、法第159条第2項第5号イ(2)及び(3)に掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。 (注13) (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等
- の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

申請対象会社が上場会社等である場合

国法人等	李	
議決権の総数の100 0分の1未満を占め 3者の合計 (計 者)	議決権の総数の100 0分の1以上を占め る者	区分
<u> </u>	_ & S	氏名又は名称
		ションサード 年(V)
		当上(i 水人番中(ii)
		(、) 本子((本式数無)
		議決権の数側回
		回ノ議決権の総数処団
		株 本 本 を 有する外国法人等 様 を 有する外国法人等 氏 外資系日本法人の 名 外資系日本法人の 又 議決権の総数に対 は する議決権の比率 名 (%)
		田の比率%田
		(E) (E) (E) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F
		備 考

	\succ	光	H	Ш	账	資	*
□⊳		I	考を	分の	議決		
ᄪ				1以上	議決権の総数の10		
				分の1以上を占め	数の10		
					_		
/							
$\overline{/}$							
_							
_							
		_	_	_	_	_	
_							

- 注1) 外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第185条第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。
- (注2) (A)の欄は、(2)の(注5)に準じて記載すること。
- (注3) (B)、(D)及び(E)の欄は、アの(注4)から(注6)までに準じて記載すること
- (注4) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。
- (7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (/) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- (注5) (1)の欄は、回の比率に同の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (7) (6)の比率が 2分の 1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- (4) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、印の比率に(6)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、印の比率に(6)の比率を合算した比率を乗ずることなく、印の比率をそのまま(1)の欄に記載すること。
- (注6) (E)及び(G)から(I)までの欄は、アの(注9) に準じて記載すること。
- (注7) 備考の欄は、(2)の(注7) ア及びりに準じて記載すること。また、第185条 第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資 系日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。
- (注8) (j)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算

	うにするために講じた措置の実施状況
	<u>議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。</u> 欠格事由に該当することとならないよ
	入 番
	電 話 番 号
	氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表 *のFA)
	ふりがな)
	地 使 电 方
	Ĥ A
	年 月 日
	\subseteq :
_	別表第六十四号の二(第203条の2関係)
[注 同左]	[注 略]
[1~3 同左]	[1~3 略]
(別紙)	(別紙)
[注 同左]	[注 略]
類を添付する	書を添付すること。
(注7) 役員又は	(注6) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾
ウ 予定(
の洋人芸	(a) TAEOBOTOV CIRCOI
	2 年の中のでも、アイドの中のでは、アイドの中のでは、アイドの中のでは、アイドの中のでは、アイドの中のでは、アイドの中の中では、アイドの中では、アイが、アイが、アイが、アイが、アイが、アイが、アイが、アイが、アイが、アイが
(<u>注6)</u> [同左] 	(注 5) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
11	
[(注1)~(注4)	[(注1)~(注4)略]
<u> </u>	ふりがな 住所 役名 担当部門 兼職 特定役員への該当の 備考 氏名 備考
7 役員に関する事項	する事項
9	
(注9) (0)及1	
に記載-	
して記録	

して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)] に記載すること。

注9) (C)及び(D)を証する書類 (例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

役員に関する事項 中定役員への該当の 日本の国籍の有無 備考 有無 日本の国籍の有無 備考 有無 日本の国籍の有無 の有無 備考 日本の国籍の有無 備考 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。 (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。 (注6) 「同左] (注6) 「日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。 イ 日本の国籍を有しない人であるときはその旨の法人者しくは団体であるときはその旨の法人者しくは団体であるときはその旨の法人者しくは団体であるときはその旨力をおしていてはその旨力をあるときはその旨力をあるときはその旨力をあるときはその旨力をあるときなは表謝に係る法人者しては団体が外国の法人者しては団体であるときはその旨力をあるときなは表謝に係る法人者しては団体が外国の法人者しては団体が外国の法人者とは団体であるときはその旨力を表していてはその旨力を表していては役員が日本の国籍を有することを証する書を添付することを記する書を添付する目が役員予定者については役員就任承諾書を添付することを記する書話を活付する目が分別を記載を表示することを記する書話を添付する目が分別を記載を表示することを記する書話を添付する目が分別を記載を表示することを記する書話を添付する目が分別を記載を表示することを記する書話を表示する目が表示する目が表示する。 (注7) (注7) <th>五 (別) [1- [五] (新設]</th> <th>7 </th> <th></th> <th>11 11</th> <th></th> <th><u> </u></th> <th>7</th>	五 (別) [1- [五] (新設]	7 		11 11		<u> </u>	7
(注4) 同左]	(現) (3) (3) (3)	<u>年7)</u> 横		" " _		<u> </u>	役員に関す
(24) 担当部門 兼職 特定役員への該当の 日本の国籍の有無 備考 有無	133	小 以 以 个 个	発日法	、(注, [同本] [同左]		住所	-る事!
担当部門 兼職 特定役員への該当の 日本の国籍の有無 備考 有無		おのははのではいません。	別人が国の本国の指入国土指入	4) 国籍の		役名	油
#職 特定役員への該当の 日本の国籍の有無 備考 有無 日本の国籍の有無 備考 □有 □無 □有 □ □ □ □		のについて 予定者の <u>履</u> か役員予定	は発起人代籍を有しなくは団体で	同左] 有無の欄は			
特定役員への該当の 日本の国籍の有無 備考有無 口有 口無 口有 口無 口有 口無 四有 口無 四方 口無 四方と。 ② ときはその旨 さはその旨 さはその旨 であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国されるの目 さけた役員が日本の国籍を有することを証する書いては役員就任承諾書を添付すること。		はその 本語 る 本語 る も に た に に に に に に に に に に に に に	表し、あくり、	· 特		兼職	٠,
日本の国籍の有無 備考 口有 口無 備考)旨 &び特定役員が日本の国 りいては役員就任承諾書	かるときはその旨 であるとき又は兼職に係 さはその旨	三役員に該当する場合に	П	特定役員への該当の 有無	
金人を関します。		籍を有することを証 を添付すること。	る法人若しくは団体:	記載すること。			
		す. る :	が外国			備考	

日子生田科ト語	おうさんマトコ時に	・一貫ラ仆針とせい	聞く8日子の古付うさなと十二幕な一国う小型ともなって明ける以上を買う古付し大 (1大)
			施状况(注4)
			再発を防止するために講じた措置の実
			の変更(注3)
			人等保有議決権割合に係る様式の内容
	変更年月日		外国人等直接保有議決権割合又は外国
			決権割合の変更 (注2)
%	%		接保有議決権割合又は外国人等保有議
変更後	変更前	変更年月日	変更の届出を要しなかつた外国人等直

(王工) する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

- 該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。 記載すること。ただし 点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満である いて記載すること。 (例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。) 。また、変更内容を証する 変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、 がわかる小数点以下の位まで記載し、 記載の事業年度に係る法第160条第2号括弧書の総務省令で定める変更の全てにつ 別表第六十号の1の(注3)に規定する様式を添付すること。 記載に当たつては、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで 四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数 その位未満の端数は切り捨てて記載するこ 当該注において当 このとき
- 余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付 るものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、 することとされている書類を添付すること 又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六十号の1の(注 3 に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証す 記載の事業年度に係る第203条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合 備考欄又は
- (注4) 定放送持株会社に限る。 過去5年以内に法第166条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた認
- (注5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第六十五号(第208条第1項関係)

総務大臣

郷

第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

併

Ш

Ш

典 阑 緗

争

严

(みりがな)

凩

M (法人又は団体にあつては、名称及び代表

> 別表第六十五号(第208条第1項関係) 第1 申請書

総務大臣

霐

認定放送持株会社承継申請書

併

田

Ш

闸 卓 무

典

(ふりがな)

凩

₩ (法人又は団体にあつては、名称及び代表

八十頁

别表第六十六号(第209条第1項関係) 第1 申請書 り別紙の書類を添えて申請します。 総務大臣 放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、 $2\sim5$ のとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて別表第六十号の1の(注2) 及び(注3)に規定する様式を添付すること。) [機器] 欠格事由に関する事項(法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するも 承継に係る認定放送持株会社の名称 合併又は分割当事者 認定の番号 する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 墨 园园 四周 郷 器 (ふりがな) 名称 (注3) 畾 Ħ 電法 期 任 (ふりがな) 認定放送持株会社承継申請書 畑 注 阑 | | 認定放送持株会社の名称 住所 (本店の所在地) 紳 쒀 緗 号所 쏌 (法人又は団体にあつては、名称及び代表 者の氏名) 者の氏名). 代表者氏名等 (注2) (ふりがな) 併 耳 下記によ Ш 别表第六十六号(第209条第1項関係) 第1 申請書 り別紙の書類を添えて申請します。 [第2 同左] 総務大臣 ∞ 放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記によ 0 $2 \sim 5$ のとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を 証する書面を添付すること。) [表同左] [新設] 欠格事由に関する事項(法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するも 承継に係る認定放送持株会社の名称 合併又は分割当事者 同左] 認定の番号 (注2) [同左] [同左] [同左] 同左] 礟 (ふりがな) 名称 \mathbb{H} ے (ふりがな) 認定放送持株会社承継申請書 畑 闽 認定放送持株会社の名称 住所 (本店の所在地) 緗 _____者の氏名)_____ 쏌 (法人又は団体にあつては、名称及び代表 者の氏名) 代表者氏名等 (注1) (ふりがな) 併 Ш

Ш

	人 番 号	
放送法第165条第1項の規定により別紙の書類を添えて申請します。	より、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記によ 。	放送法第165条 り別紙の書類を涼
	뺁	
1 譲渡会社		1 譲渡会社
(ふりがな) を新	住所(本店の所在地) (ふりがな)	
1 2	I disk H v d I i j (lasen)	
[2~4 略] 5 承継に係る認定放送持株会社の名称	社の名称	[2~4 同方 5 承継に係る
認定の番号 (注3)	認定放送持株会社の名称	認定の番
かぬ事品~問子2事項	終150冬後の店路の口色子を世子の七年でくこと指導とよる。	6
/ 火格事田に関する事項(法のとし、同欄の□には、該当	八倍事由に選りる事項(花馬133条男2項男3方の火倍事由の有無について記載りるものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて <u>別表第六十号の1の(注2)</u>	/ 火格事用でのとし、同様
及び(注3)に規定する様式を添付すること。) [表略]	を添付すること。)	証する書面を [表同左]
注1 法人番号の欄は、行政	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関	[新設]
する法律第2条第15項に	する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。	
注2 [器]		<u>注1</u> [同 <i>ž</i> 注2 [同 <i>ž</i>
[第2略]		[第2 同左]

備考 表中の [

条第1項の規定により、認定放送特株会社の地位を承継したいので、下記によら添えて申請します。

뺍

F		「一要交付下		
(ふりがな) 名称 住所 (本店の所在地)	在地) (ふりがな) 代表者氏名等 (<u>注 2</u>)	(ふりがな) 名称	住所 (本店の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名等 (<u>注1</u>)
路] 路,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就		2	学 (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学)	
.保心認定放送持株会在の名称	+ 0 夕 st	5 英継に保る認足放送持株会在の名	1993年	
:の番号(<u>注 3</u>)	也の名称	認定の番号(注2)	認定放送特株会社の名称	
5	(注第150条第2項第5号のケ校重由の有無について記載するよ	7 ケ牧重山に関示る重項(決	ネスチ律ほよパンご無手の中軍郊みの音と場近6萬多051場式)	田の有用アヘント記載中スサー
同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて $別表第六十号の1の(注2)$	け、併せて <u>別表第六十号の1の(注2)</u>	のとし、同欄の口には、該当	のとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を	欠格事由に該当しない事実を
:3)に規定する様式を添付すること。)		証する書面を添付すること。)		
		[表同左]		
:人番号の欄は、行政手続における特定の	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関	[新設]		
法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。	記載すること。			
[略]		<u>注1</u> [同左]		
[略]		注2 [同左]		
_略]		<u>注3</u> [同左]		
		[第2 同左]		
」の記載及び対象規定の二重傍線を付	の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	記である。		

(電波法施行規則の一部改正)

第 に 含 に 分 は 部 又 撂 掲 が 分 は 条 む 次 げ げ 異 破 そ \mathcal{O} \mathcal{O} る る な ょ 線 表 電 \mathcal{O} 以 対 う 対 下 に る 標 で 波 象 に 象 t 記 ک 进 ょ 法 規定 り、 規 施 部 改 λ 0) \mathcal{O} 定 行 は め、 だ 分 条 で で 規 が 部 改 改 に 改 改 則 改 分 正 正 同 お 正 を 正 前 正 前 7 前 昭 ک 後 欄 欄 前 \mathcal{O} て 欄 欄 和 欄 れ ŧ に に 同 にこれ 掲 に 撂 \mathcal{O} じ 及 に ک +げ び 順 げ は 0 れ 五. 当 改 る る 次 に 年 規 に 対 該 正 対 を 対応する 電 対 象 対 後 応 定 付 波 応 規 象 欄 す \mathcal{O} L 監 す 定 規 に る 傍 た 定 対 理 る 線 を 改 規定 ŧ ŧ 改 を 応 委 正 \mathcal{O} 員 下 改 L 後 \mathcal{O} 正 を 掲 7) 以 会 を 後 正 欄 線 掲 規 撂 欄 後 に を げ 下こ げ 則 げ 欄 撂 含 に 7 第 る げ 7 掲 に む **,** \ 0) そ + 0 る げ 掲 1 な 条 兀 \mathcal{O} げ 規 以 な る 7 に 号) 標 下 る 定 対 1 t お 記 \sum Ł 象 t \mathcal{O} 0 **\ \mathcal{O} 部 傍 規 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} は て 定 分 線 条 は \mathcal{O} 部 に 二 と を に ょ これ を 対 う \mathcal{L} L 付 お 象 次 に 重 て れ L 1 を \mathcal{O} 規 を 移 改 傍 又 て 加 ょ 定 め、 線 は 同 削 動 え う り、 破 ľ L る $\widehat{\underline{}}$ に と 線 そ 改 7 重 改 改 \mathcal{O} で 正 う。 正 を 標 下 正 开 す 線 付 後 前 記 λ る。 だ 欄 欄 を L 部

(無線局の種別及び定義) 改 Œ. 後 (無線局の種別及び定義) 正 前

第四条 [一~二の二 略] 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する

二の三 特定地上基幹放送局

定地上基幹放送局(放送試験業務を行うものを除く。 基幹放送局のうち法第六条第二項第七号に規定する特

三の二 特定地上基幹放送試験局 基幹放送局のうち法第六条第二項第七号に規定する特 定地上基幹放送局(放送試験業務を行うものに限る。 をいう。

(間接に占められる議決権の割合) 前項各号に規定するもののほか、 無線局の種別を別に定めることがある。

第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省 う。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決 系日本法人」という。)が直接占める

地上基幹放送局免許人等の

議決権の割合に、

当該外国法 合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合とする。 権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割 人等が占める外資系日本法人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をい 十七号に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。)を除く。以下この条において「外資 号口に掲げる者(当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社(放送法第二条第二 条において「地上基幹放送局免許人等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同 ついて、地上基幹放送を行う基幹放送局の免許人(免許を受けようとする者を含む。以下この 令で定める割合は、一の同号イに掲げる者(以下この条において「外国法人等」という。)に

3 権の割合とする。 上であるものに限る。 決権の割合(当該法人又は団体が占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合が千分の一以 よる間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議 であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定に 送局免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合 一の外国法人等が地上基幹放送局免許人等の議決権を有する二以上の法人(当該地上基幹放 一以上となるときは、 前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決)を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の

の子会社等(議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体を 子会社等が、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又 いう。以下この項において同じ。)とする一の外国法人等がある場合(当該一の外国法人等の 地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をそ

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

[| ~ | | の | | 同上]

二の三 特定地上基幹放送局

基幹放送局(放送試験業務を行うものを除く。)をい 基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上

三の二 特定地上基幹放送試験局 \equiv 同上

基幹放送局(放送試験業務を行うものに限る。)をい 基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上

[三の三~二十九 同上]

2 前項各号に規定するものの外、無線局の種別を別に定めることがある。 (間接に占められる議決権の割合)

第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省 外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める放送免 合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただ 占める放送免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割 会社をいう。以下同じ。)を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。)が直接 令で定める割合は、一の同号イに掲げる者(以下この条において「外国法人等」という。)に 許人等の議決権の割合とする。 し、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該 許人等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者(当該放送免許 ついて、基幹放送局の免許人(免許を受けようとする者を含む。以下この条において「放送免 人等をその子会社とする認定放送持株会社(放送法第二条第二十七号に規定する認定放送持株

[2 同上]

2

二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前 決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる 会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議 該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。 二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、 一の外国法人等が放送免許人等の議決権を有する二以上の法人(当該放送免許人等をその子

4 この項において同じ。)とする一の外国法人等がある場合(当該一の外国法人等の子会社等が (議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下 放送免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であ 放送免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等

該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。 該地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときを含む。)は、当は団体でない場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該地

- に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。とを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定7 地上基幹放送局免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があるこ

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

[一~五 略]

以下同じ。)を行う基幹放送局
、コミュニティ放送(放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。

適用する。 ・ は人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を は人又は団体の議決権を有するときを含む。)は、当該放送免許人等の議決権を有する のて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該放送免許人等の議決権を

- 本の が送免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。 が送免許人等の議決権の自合をでは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権の自合をでは同条第二項に規定する請求若しくは通条第二項に規定する請求若しくは通条第二項に規定する請求者しくは通知を受けた場合において第一項となる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体(放送免許人等の議決に限る。次項において同じ。)に対し、書面又は電子情報処理組織(放送免許人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体(放送免許人等の議決権の割合その他の事項に知いて同じ。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報の理組織をいう。次項において同じ。)に対し、書面又は電子情報処理組織(放送免許人等の議決権の無力をでは、又は同条第二項に規定する株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体(放送免許人等の議決権の主に限る。)である放送免許人等の議決権の制合を確認し、又は同条第四項に規定する株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権の割合を確認し、又は同条第四項に規定する株式以外の株式を持定するといる。以下同じ。)(特定地上基幹放送事業者に限る。)である放送免許人等が、同項業者をいう。以下同じ。)(特定地上基幹放送事業者に限る。)である放送免許人等が、同項業者をいう。以下同じ。)(特定地上基幹放送事業者に限る。)である放送免許人等の議決権の割合として第一項の計算をすた。)である対策により、対域に対して第一項の計算をする。)である。
- 6 放送法第百二十五条第一項第二号に規定する地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹 ため、放送免許人等が、同項右しくは同法第百二十五条第二項において準用する同法第百十六条第四項に規定する株式会社である地上基幹放送をする無線局の免許を受けた場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が 合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が 合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が 得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権の割合として第一項の計算をする。 じかられる議決権の割合として第一項の計算をする。
- 算は当該報告をした日にされたものとする。ときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計7 放送免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つた

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

二 5 五.

同じ。)を行う基幹放送局 コミュニティ放送(放送法施行規則別表第五号(注)十のコミュニティ放送をいう。

以下

第四十二条の二 法第七十五条第二項第三号の総務省令で定める事項は、 第十一条の二の十 [略] 第四十二条の八 法第八十条の二の総務省令で定める期間は、 第四十二条の七 第四十二条の六 第四十二条の五 第四十二条の四 第四十二条の三 第十一条の二の十一 [削る] [2 略] 幹放送局の免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わ 事業年度経過後三月以内に、当該様式による報告書一通及びその写し二通を当該報告を行う基 ものとする。 があつたときは、その旨を公示する。 いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。 法第九条第四項及び第十七条第一項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用 (許可を要しない工事設計の変更等) (電波の発射の防止) (無線局の免許の取消猶予の勘案事項) (開設計画の認定の公示) [七~十 略] (報告等) (開設計画の認定の取消猶予の勘案事項) 総務大臣は、前項第一号に掲げる事項について法第二十七条の十五第五項の規定による届出 の十六第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととされたことがあるか れたことがあるか否かの別 おいて、過去に法第七十五条第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととさ 否かの別 するために必要な期間 法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた免許人に 法第五条第一項第四号に該当することとなつた認定開設者において、過去に法第二十七条 法第五条第一項第四号に該当することとならないようにするために必要な期間 法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとならないように 法第八十条の二の総務省令で定めるものは、日本放送協会とする。 略 [略] 法第八十条の二の規定による報告は、別表第五号の四の様式により作成し、 略 法第二十七条の十六第二項第三号の総務省令で定める事項は、 免許人の事業年度とする。 次に掲げるものとする 次に掲げる 2 認定開設者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、第十一条の二の十 [同上] 3 法第九条第五項及び第十七条第二項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用 3 第四十二条の四 第四十二条の三 第四十二条の二 第十条 [新設] [新設] [2 同上] [新設] [新設] [新設] いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。 (電波の発射の防止) (開設計画の認定の公示) (許可を要しない工事設計の変更等) [七~十 同上] (報告) 前項の届出があつたときは、その旨を公示する。 同上 同上 その旨を届け出なければな

Ľ 灿 別表第一号 第四十三条の六 第四十三条の三 運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を 第四十三条の二 基幹放送局の免許人は、法第九条第五項又は法第十七条第二項の規定により法 第四十二条の九。法第八十条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 第四十三条 3 5 7 4 2 [6~8 略] [2~4 略] 2略 に提出しなければならない。 ばならない。 受けようとする免許人は、別表第五号の八の様式による申請書を総合通信局長に提出しなけれ 第六条第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式によ [器] つて行うものとする。 前項の確認を受けようとする者は、 前各項の規定による届出書の様式は、別表第五号の五のとおりとする (事業計画の変更等) (監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等) (非常局の無線設備の機能試験の免除) 前項の規定により報告するときは、別表第五号の七の様式によつて行うものとする。 (記載事項等の変更) ととならないようにするために講じた措置の実施状況 送局にあつては、法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に再び該当するこ 規定により変更の届出を行つているものを除く。 の内容に変更があつたときにおける当該変更内容(法第九条第五項又は法第十七条第二項の 表第二号第1の注 31に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式 四において「外国人等保有議決権割合」という。)に変更がない場合であつて、 過去五年以内に法第七十五条第二項の規定により免許を取り消さないこととされた基幹放 (同号に規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。) とを合計した割合 (別表第五号の 外国人等直接保有議決権割合(法第五条第四項第三号に規定する外国人等直接保有議決権 呼出符号又は呼出名称指定申請書の様式 (第6条の2の2第1項関係) 又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合 別表第五号の九の様式による申請書を所轄総合通信局長 申請者(注1) 住所 氏名又は名称 免許規則別 2 前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の八の様式による申請書を所轄総合通信局長 畑 別表第一号 第四十三条の三 運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を 3 第四十三条 [同上] 第四十三条の六 第四十三条の二 基幹放送局の免許人は、 5 前各項の規定による届出書の様式は、別表第五号の四のとおりとする。 [2 同上] 2 [6~8 同上] [2~4 同上] [3~7 同上] [新設] 受けようとする免許人は、別表第五号の七の様式による申請書を総合通信局長に提出しなけれ [4 同上] ばならない。 の規定により報告するときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。 に提出しなければならない。 [同左] つたときは、別に告示するところにより、 (監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等) (事業計画の変更等) (非常局の無線設備の機能試験の免除) 第一項の規定により届け出るときは、 (記載事項等の変更) 同上 [同左] 同上 法第六条第二項第四号に規定する事業計画に変更があ 別表第五号の五の様式によつて行うものとし、 総務大臣に届け出なければならない。 申請者 住所 氏名_(注2)_ (注1) 第二項

[略]	② [略] 別表第二号の二の四(第11条の2の4第2項関係) [略] 収入印紙貼付欄 (収入印紙を必要額 を超えて貼っている 場合は、請求書の余 白に「過納承諾 氏 名」のように記入し てください。)	□ 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載する □ と。 □ と。 □ 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 [削る]	[略] ・
[同左] [同左] 注1 [同左] 注7 (前左]	3 <u></u> [[別表第二号。 [同左] 収 印	○ ○ ※	注 [同左] 注 送 送
 [同左] [同左] 同左]	[同左] 号の二の四(第1] 入 紙	法人又は団体の場合は、	正] 種 別 <u>(注3)</u> [同左] 短 法人又は団体の対
請求者 (注1) 住	[同左] 二号の二の四(第11条の2の4第2項関係) 左] 収 入	易合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載するこ	(日本産業規格A列4番) 法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

別表第二号の三の二 別表第二号の二の五 (第11条の2の4第2項関係) (収入印紙を必要額を整定でにつるを整えてにつる場合は、請求書の余日に「過熱承諾 氏句」のように記入してください。) 注1 申出人の欄の記載は、次によること 注1 請求者の欄の記載は、次によること。 [器] [2~6 略] [2~4 點] 収入印紙貼付欄 [(1)~(4) 略] [(1)~(3) 器] 別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載する 別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載する 別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載するこ 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識 ただし、 開設指針の制定の申出の様式 (第21条の2関係) 法人番号が不明の場合は記載を要しない。 法人番号が不明の場合は記載を要しない。 請求者 (注1) 住 氏名又は名称 代表者氏名... 法人番号 # 代表者氏名 法人番号 氏名又は名称 出 人(注1) 別表第二号の三の二 別表第二号の二の五 (第11条の2の4第2項関係) 注1 [同左] 注1 [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [2~4 同左] [2~6 同左] 口 [新設] [新設] 프 $[(1)\sim(3)$ [(1)~(4) 同左] 同左] 淮 [同左] 請求者 (注1) 申 出 人(注1) 住 所 氏 天 名 表者氏名 氏 代表者氏名 所名

 ≿i \₩			東辺	<u> </u>		東辺	
<u>東 以</u> (署	[略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [m] [m	[注 1 · <u>3</u> は するだだがただだ。	[略] [略]	■ <u>別</u> と。 「2~ 現表第三号 様式に代:	注1 (4)	[84]	<u>と。た</u> [2~4 # 別表第二号の六 2関係)
	に 「 に に に に に に に に に に に に に	・ 2 法人 さた。 たし、		<u>別する</u> と。7 12~6 第三号 4 だに代わる	申出人([(1)~(3)		<u>と。</u> [2~4 第二号の] 関係)
		暦 昭 昭 昭 昭 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		・るため。 ただし、 帯] 無線第3 のるものと	大の 横の (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8)		2) 径
	許人が	無 ・2 略] <u>法人番号については、</u> るための番号の利用等 だし、法人番号が不明		の番号 (法) 事者選 (大) (大)	短出人の欄の記載は、2 (3) 略] (3) 略]		, 法人 線設備
		が、は、は、後の関係の関係の関係の関係を関する。		<u>の利用</u> 番号が 離号が	が、は、ないには、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに		番号がの技術
	信局長	近 (人又) (関する) 場合は		別するための番号の利用等に関 と。ただし、法人番号が不明の: [2~6 略] [2~6 略] 表第三号 無線従事者選解任届の様式	短 申出人の欄の記載は、次によるこ (1)~(3) 略] 法人番号については、法人又に		不明の
	で提出	 		引する治 場合は で (第3 で、それ	はない。		場合は
	出する4	短 (日本略]		るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 略] 略] 無線従事者選解任届の様式(第34条の4関係)(総務	辺 (日本産ごよること。 (日本産ごよること。		<u>法人番号が不明の場合は記載を要しない。</u> 設備の技術基準の策定等の申出の様式(
免	無線設4	(日本) こ限り、 第15項(い)、	() () () ()	2条第) 要しな 4関係) ことカ	製い合	申住氏法代名	要しな 出の様:
苹	備等の	(日本産業規格A列4番) 1限り、行政手続におけ 315項に規定する法人番い。	住 所 氏名又は名称 法人番号	15項に) (総) (総)	Vist	申 田 人 住 男 氏名又は名称 子 番 号 代表者氏名	大 (第
>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	格A列 手続に する法	棒	規定す ※ ※ ※ 大 西]格 A 列 政手続	人所称号名	32条の
	施 報 告	4番) おける 人番号		又は総	14 (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)		9 0 2
	書の榜	特定のを記載		音通信	が		及び第
	免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式(第41条	短 辺 (日本産業規格A列4番) 1・2 略] 		別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 と。 略] ~6 略] 号 無線従事者選解任届の様式(第34条の4関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)	戦規格A列4番) イ政手続における特定の個人を識		「し、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
	5 ₄₁ 条	世紀		ارا ارا م	が、		020
異 迢	是 数 5 4 3	[圣	司 司 司	別表第三	∰ 1	- 成 成 - 一 成	別表第
[同左]	月	[注1・2 [新設]	[同左] [同左]	第「2 」 日 2 8		[同左]	[2~4 別表第二号の六 [同左]
	[同左] [同左] [同左] ラの二	回			S []		回
	[同左]	祖 [1		1	短 同左]		左] [同左]
							1 ()
		Ü]]		
		ij					
		Ĕ					
免許			— 兵		辺	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			生 房 天名又は		辺	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
免許人の氏名又は			住 所 氏名又は名称		辺	羰	
免許人の氏名又は名称			住 所 氏名又は名称			申 出 人	
免許人の氏名又は名称		辺 (日本産業規格A列4番)	住 所		辺	年 出 人 在 所 八块者氏名	
免許人の氏名又は名称			住一所氏名又は名称		辺	申 出 人 在 所 氏 名	

人を護児	<u>.41</u>	送	(日本産業規格A列4番)
近人番号か个明の場合は記載を要しない。 [略] 「略] 「免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式(第41条(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それにできる。)	<u>2</u> ~ <u>6</u> [同左] 別表第五号の三 [同左]		
免許人(予備免許を受けたものを含む。) 氏名又は名称 法 人 番 号	[同左]		免許人(予備免許を受けたも のを含む。)の氏名又は名称
短 辺 (日本産業規格A列4番) [注 1 略] ② 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条 第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 3 ~ 8 [略] 別表第五号の四(第42条の7 関係) 外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書	短 [注 1 同左] [新設] <u>2</u> ~ <u>7</u> [同左] [新設]	Ü	(日本産業規格A列4番)
総務大臣 殿 郵 便 番 号 (ふりがな) 氏 名りがな) 重 話 番 号 法 人 番 号 (注 1) 電波法第80条の2の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの外国人等による議			

次年本日に談当することとならないよう	都道府県一市区町村コード	[同左] 1 [同左] 在 所)	「 の に な に な る に な る の に る の に た の に た の に た の に に た の に に の の の の の の の の の の の の の	の場合は、たれで、	株式に代わるものとして認めた場合は、	
変更年月日 変更前 変更後 変更後 変更年月日 変更後 変更年月日 変更がおかる小数点第3位を四捨五入して20.00%となると、小数点第3位を四捨五入して20.00%となると、小数点第3位を四捨五入して20.00%となると、小数点第3位を四捨五入して20.00%となると、小数点第3位を四捨五入して20.00%となると、か数点第3位を四捨五入して20.00%となると、か数点第3位を四捨五入して20.00%となると、か数点第3位を四捨五入して20.00%となると、かることがわかる方ものとして、免許規則別表第二号第1の注意によるものとして、免許規則別表第二号第1の注意によるものとして、免許規則別表第二号第1の注意と、変更箇所に変更がないものであつて、多定のきる、変更箇所に変更がないものであつて、多定の方に変更がないものの全てについて同様式を添付すること。このとき、変更箇所で表示で表示さいて当該様式の内容により免許を取り消さないこととされが	[同左]	別表第五号の四	8大臣又は総合通信	こと。 5 5 項関係)(総引	各A列4番とする の様式(第43条第	送局に限る。 用紙の大きさは、日本産業規格 五 記載事項等の変更届出書	<u>が</u> (注5) <u>別表第五号の</u>
変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更年月日 変更がおいる小数点以下の位まで記載し、小数点第3位を四捨五入して20.00%となると、小数点第3位を四捨五入して20.00%となると、かることがわかる小数点以下の位まで記載し、方こと(例:19.99945でほのとさ、変更箇所に※印を付し、備考欄又は会いて当該様式の内容を証する書類として添付すること。このとき、変更箇所に変更がないものであつて、を1つを2歳式の内容に変更があつたものの全てについて同様式を添付すること。このとき、変更箇所に変更があったものの全てについて月日を記載し、当該注において当該様式の内容に変更があったものの全でについて月日を記載し、当該注において当該様式の内容に変更があったものの全でについての情報式を添付すること。このとき、変更箇所に必可において当該様式の内容に変更があったものの全でについてもの方言に変更があったものの全でについてもの方言に表記し、当該注において当該様式の月日を記載し、当該注において当該様式の月日			\sim	を添付すること。 許を取り消さない	とされている書類 頁の規定により免	近去5年以内に法第75条第2項	
変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更年月日 変更を15名法年第2条第15項に規定する法人番号を10場について記載すること。ただし、四捨五入する良かることがわかる小数点以下の位まで記載し、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるとあることがわかる小数点以下の位まで記載し、5こと(例:19.99945まで記載し、5こと(例:19.99945まで記載し、5こと(例:19.99945での場合は19.9994%まで記載し、5ことで、変更箇所に※印を付し、備考欄又は25いて当該様式の内容を証する書類として添付でで変更があつたものの全てについて日格式の内容に変更があつたものの全てについて同様する※44するマレーのしま、亦用答言を表によると			当該様式の内容を		ラ N 四塚八を都内 更年月日を記載し	で、多気的存を証するものではを付し、備考欄又は余白に変更	四
変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 2条第15項に規定する法人番号を引 3の場合は記載を要しない。 (について記載すること。記載に当たつては、2位まで記載すること。ただし、四捨五入するほ、小数点第3位を四捨五入して20.00%となると、小数点第3位を四捨五入して20.00%となると、か数点第3位を四捨五入して20.00%となると、か数点第3位を四捨五入して20.00%となると、か数点第3位を四捨五入して20.00%となると、か数点第3位を四捨五入して20.00%となると、か数点第3位を四捨五入して20.00%となると、か数点第3位を四捨五入して30%となると、がおかる小数点以下の位まで記載し、5こと (例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載し、2と。 変更箇所に※印を付し、備考欄又は急いて当該様式の内容を証する書類として添付さいる。 変更箇所に変更がないものであつて、5			の全てについて記 ・	変更があつたもの	する様式の内容にア同様する派件	別表第二号第1の注31に規定す	# 坦
変更年月日 変更前 変更後 変更 年月日 変更 前 変更 後 変更 年月日 変更 年月日 % 変更 年月日 変更 年月 1 7 2 年 7 2 位ま で記載すること。 記載に当たつては、 2 位ま で記載すること。 ただし、四 捨五 入 する 2 5 位ま で記載すること。 ただし、四 捨五 入 する 2 5 位ま で記載 1 7 2 5 2 5 2 5 (例:19.999456%の 場合は19.9994%まで記載し、あることがわかる小数 点以下の 位まで記載し、 あることがわかる小数 点以下の 位まで記載し、 5 2 5 (例:19.999456%の 場合は19.9994%まで記載し、 5 2 5 (例:19.999456%の 場合は19.9994%まで記載し、 5 2 5 変更 箇所に※印を付し、 備 5 欄又は 5 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			_	に変更がないもの	<u>こと。</u> 等保有議決権割合	とされている書類を添付するこ 記載の事業年度に係る外国人等	١.,.
変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更			として添付するこ	内容を証する書類	さいて当該様式の		<u>淡</u>
変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更年月日 % 変更年月日			<u> </u>	1 12	正するものとして このとき、変更箇	こと。)。また、変更内容を記 <u>定する様式を添付すること。こ</u>	冰 松
変更年月日 変更前 変更後 2 変更			. 9994%まで記載す	99456%の場合は19	1	:満の端数は切り捨てて記載する	·
変更年月日 変更前 変更後における特定の 変更年月日 変更年月日 変更年月日 % 変更年月日 変更年月日 変更年月日 変更年月日 変更年月日 変更年月日 変更年月日 変更年月日			1 1	5小数点以下の位置	789	1 1	
変更年月日 変更前 変更後 変更 (変更 (変更 (変更 ()			20%となるときは、	9捨五人して2	1		
変更年月日 変更前 変更6 変更 前 変更 6 変更 6 変更 4 月日			<i>P N S</i>	が、世界で	(について記載する2位まで記載する	の総務自司で足める変更の宝(3 位を四捨五入し、小数点第 2	
欠格事由に該当することとならないよう 変更年月日 変更(注) にするために講じた措置の実施状況 変更の届出を要しなかつた外国人等直接 変更年月日 変更後 保有議決権割合又は外国人等保有議決権 % % 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更(注2) 変更年月日 % 更(注3) 変更年月日 変更年月日 再発を防止するために講じた措置の実施 状況(注4) 変更年月日 変更年月日 (注1) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。			第2項第2号括弧	弧書又は法第17条 : コポアル	条第5項第2号括	記載の事業年度に係る法第9条	
欠格事由に該当することとならないようで更年月日変更後にするために講じた措置の実施状況変更の届出を要しなかつた外国人等直接変更新変更後保有議決権割合又は外国人等保有議決権%%外国人等直接保有議決権割合に係る様式の内容の変変更年月日更(注3)更(注3)再発を防止するために講じた措置の実施変更年月日状況(注4)法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載す				要しない。	月の場合は記載を	こと。ただし、法人番号が不明	13
変更年月日			法人番号を記載す	う、日葵子桃にお 第15項に規定する	ま四件シッコに成 関する法律第2条	おくまった アース おくない おくない おくない おいま おいま	
変更年月日 変更前 変更後 %			子の君子の届しめ			ナードロン・ファイン・ドード	
変更年月日 変更前 変更後 %						するために講じた措置の実施	再発を防止
変更年月日 変更前 変更後 %							
変更年月日 変更前 変更後 % % 変更年月日 %						権割合に係る様式の内容の変	等保有議決
変更年月日 変更前 変更後 % %						接保有議決権割合又は外国人	外国人等直
変更年月日 変更前 変更後			ì	ì		(注2)	割合の変更
変更年月日 変更前 変更			3			割合又は外国人等保有議決権	保有議決権
			変更後	変更前		を要しなかつた外国人等直接	変更の届出
						に講じた措置の実施状況	にするため
				4		該当することとならないよう	欠格事由に

[略] 1 申請者(注2)		別 出 番 の		安さない。 <u>別表第五号の七</u> 基幹放送局事業収支結果報告書の様式(第43条の2第3項関係)(この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)	组の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審 こついては、放送法第175条の規定に基づき放送法施行令(昭和25年政 こ定める事項として提出する場合は、本件事業計画の変更の届出とし	□利/へに選任で40/で医具等の機能管(上記1(7)関係] □変更事項について新旧を対比したもの〔上記1(8)・(9)関係] <u>注1</u> 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。	2 提出書類 <u>(注3) (注4)</u> □変更後の定款又は寄附行為〔上記1(1)関係〕 □変更後の定款又は寄附行為〔上記1(1)関係〕 □免許規則第4条第2項に規定する無線局事項書の様式に変更後の現状を記載し、変に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの〔上記1(2)~(6)関係〕
[同左] 1 [同左]	注1 [同左] 2 [同左] 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 6 3 5 3 6 3 6 3 7 4 8 4 8 4 9 4 9 4 10	・て、別紙 電波法施行規則第43条の2第2項の規定により、 <u>(在2)</u> の放送事業収支結果について、別級 のとおり届け出ます。 [同左] [同左] [新設] [新設]	[同左] 住所 氏名又は名称 代表者氏名(注1)	(総務大臣が 別表第五号の六 [同左]	注1 同左] 2 同左] 3 同左] (本) 新設] での提出を	と。 類型 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□100 その他 2 提出書類 (注 □変更後の定 変更箇所 □免許規則第 で※印を付 「※中を付

東 诏						Xm							近	畑
	「3、 「表第十 場合は、	(2)	2 (1)	Ţ Ř	[器]	<u> </u>	一大光に	[2]		2		[略]		
届出者(注2)郵便番号 住 所 氏名又は名称	で。 たてり、 〜9 略] ― 号の三(第 、 それによる	、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。	届出者の欄の記載は、次によること。 <u>代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に</u>	短 辺 (日本産業規格A列4番) [87]	氏名又は名称 法人番号	届出者(注2)郵便番号 住 所	[375] 昭] 別表第十一号の二(第51条の10の2の4、第51条の10の2の8関係)(総合通信局長がこの様式 に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)	J 40 45	代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか 、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。	略] 届出者の欄の記載は、次によること。	短 辺 (日本産業規格A列4番)	法人番号	任 男	便番
		1. 152			<u>ij</u>	畑		1. 150					ŢŢ.	冲
[同左] 届出者(注2)郵便番号 住 所 氏名(法人に	[3~9 同左] 別表第十一号の三(第51条の10の3関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認め 場合は、それによることができる。)		[ユエ・四年] <u>2</u> 代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。	短 辺 (日本産業規格A列4番) 注1 同左]	[同左]	[同左] [届出者(注2)郵便番号 住 所	[3~3 岡正] 別表第十一号の二(第51条の10の2の4、第51条の10の2の8関係)(総合通信局長がこの様: に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)		これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。	[注1 同左]★ 代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、	短 辺 (日本産業規格A列4番)	[同左]	在	便番

ŭ 埘 別表第十二号の三(第51条の11の2の8関係) Ĕ 畑 別表第十二号の二 (第51条の11の2関係) 場合は、それによることができる。 めた場合は、それによることができる。 一器 郡 一一一一 [注1 略] 屋 [注1 略] 國 [3・4 黙] 請求者の欄の記載は、次によること 別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載するこ 申請者の欄の記載は、次によること。 別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載するこ 当該代理人に関する必要事項を記載すること .れに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること 代理人による提出の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、 代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を蕭 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識 ただし、 觝 觝 法人番号が不明の場合は記載を要しない。 法人番号が不明の場合は記載を要しない。 Ĕ Ŭ 申請者 (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた 届出者(注2) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認 (注2) (日本産業規格A列4番) (日本産業規格A列4番) (日本産業規格A列4番) 郵便番号 法人番号 氏名又は名称 郵便番号 法人番号 氏名又は名称 严 法人番号 氏名又は名称 甲 严 これに準じて 別表第十二号の二(第51条の11の2関係) 別表第十二号の三(第51条の11の2の8関係) 켂 Milk 場合は、それによることができる。 めた場合は、それによることができる。 [同左] [同左] [同左] [注1 同左] [同左] [注1 同左] [同左] [3・4 同左] 該代理人に関する必要事項を記載すること。 れに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。 代理人による提出の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当 代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、 赿 Ŭ ŭ 申請者(注2)郵便番号 (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた 居出者 (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認 (注2) (日本産業規格A列4番) (日本産業規格A列4番 (日本産業規格A列4番 氏名又は名称 郵便番号 氏名又は名称 氏名又は名称 严

(Y

記である。	備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記であ
[3・4 同左]	[3・4 略]
	と。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
	別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載するこ
	2 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識
	これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。
れに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。	(1) 代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、
2 代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、こ	2 請求者の欄の記載は、次によること。
[注1 同左]	[注1 略]
(日本産業規格A列4番)	(日本産業規格 A列 4番)
[同左]	[聯合]
	法人番号
氏名又は名称	氏名又は名称
住 所	中 界
請求者(注2) 郵便番号	請求者(注2) 郵便番号
[[略]
場合は、それによることができる。)	場合は、それによることができる。)
別表第十二号の四(第51条の11の2の9関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた	別表第十二号の四(第51条の11の2の9関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた
	と。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
	別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載するこ
	② 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識
	れに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。
に準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。	(1) 代理人による届出の場合は、届出を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、こ
2 代理人による届出の場合は、届出を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、	2 届出者の欄の記載は、次によること。
[注1 同左]	[注1 略]
-	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三 条 無 線 局 免 許 手 続 規 則 昭 和 + 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 五 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正

する。

掲 掲 部 が 含 又 げ げ 異 そ 分 次 む は る な \mathcal{O} \mathcal{O} 破 \mathcal{O} る 標 以 ょ 線 表 対 対 る 象 象 下 う 12 ŧ 記 で 規 に ょ 規 部 井 \mathcal{O} り、 定 定 は 分 改 W \mathcal{O} で で 改 だ が 条 \Diamond 改 改 部 改 正 同 に 正 分 正 前 お 改 正 を 前 後 欄 正 前 \mathcal{O} 1 ک 欄 欄 欄 に £ 7 前 12 12 掲 同 欄 n に \mathcal{O} _ $\sum_{}$ じ に 掲 げ 及 は れ 当 れ る び 順 げ $\overline{}$ る 12 該 に 対 改 次 規 対 対 象 対 を 正 対 応 応 規 象 付 後 応 定 す す 欄 す 定 規 L \mathcal{O} る る を る 傍 定 た 12 改 改 線 Ł t を 規 対 定 応 \mathcal{O} \mathcal{O} 正 改 正 下 を を 後 正 L 後 掲 掲 欄 後 以 線 7 欄 撂 を げ げ に 欄 下 12 含 7 げ 7 撂 12 撂 げ る げ 1 1 撂 \mathcal{O} む 0 そ な な げ る る 条 1 に 規 1 対 る \mathcal{O} 以 t ŧ 象 標 定 下 Ł お 規 \mathcal{L} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 1 記 \mathcal{O} は は 定 7 傍 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 条 لح 線 分 ょ ک う に を に L 対 れ れ に 付 お 7 象 を を 移 規 重 改 L 1 加 削 定 動 傍 又 7 \emptyset 線 え は 同 ŋ L る そ と 破 ľ 線 改 改 \mathcal{O} 1 う。 重 標 正 正 で 下 を 後 前 記 囲 欄 線 欄 部 W 付 だ 12 を 12 分 は L

第十二条 次の各号に該当する場合は、申請書又は届出書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無 第二条 第十二条の二 [2 4 略] [2~5 略] 6 9 応じ、 三 法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区 合通信局長に提出して行うものとする。 線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総 六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための なければならない。 外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。)に行わ める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内 局を含む。以下同じ。)の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定 第四章 特定基地局の開設計画の認定の手続(第二十五条の四―第二十五条の八の二) (工事設計等の変更の申請及び届出) 基幹放送局(基幹放送(法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。)を行う実用化試験 (免許の単位) [四·五 略] 一・二略 □ ≤ 五
■ [第五章~第八章 (届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更) [第一章~第三章 の許可を受けようとする場合 域若しくは無線設備の設置場所の変更又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更 害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分 号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。)、外国語放送(放送法施行規則(昭和 放送(以下「臨時目的放送」という。)、コミュニティ放送(放送法第九十三条第一項第七 一十五年電波監理委員会規則第十号)別表第五号(注) 変更前の法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者の役員に占める割合が百分の三 略 当該各号に定めるものとする。 法第九条第五項第一号の総務省令で定める変更は、 略 改 正 後 十の外国語放送をいう。)、受信障 次の各号に掲げる者の区分に 第十二条 第二条 [同上] [2~4 同上] [新設] 6~9 同上] 2~5 同上] 三 法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区 第四章 特定基地局の開設計画の認定の手続(第二十五条の四一第二十五条の八) 六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための [一・二 同上] 二~五 同上] (免許の単位) [第五章~第八章 [第一章~第三章 (工事設計等の変更の申請及び届出 |四・五 同上| 放送(以下「臨時目的放送」という。)、コミュニティ放送(放送法施行規則(昭和二十五 域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可を受け 以外の基幹放送の区分 年電波監理委員会規則第十号)別表第五号(注)十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。 [同上] ようとする場合)、外国語放送(同表(注)十一の外国語放送をいう。)、受信障害対策中継放送又はそれ 同上 同上 同上 改 正 前

- 割合が百分の三十未満であるもの 十未満である者 変更後の法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者の役員に占める
- るもののであつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満でありものであつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合との差が千分の一未満外国人等直接保有議決権割合と変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満である者 変更前の三十 変更前の
- じ、当該各号に定めるものとする。 と お第九条第五項第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる基幹放送局の区分に応
- の「一一受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局以外の基幹放送」があると、衛星基幹放送とは移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局以外に
- 接保有議決権割合が百分の五未満であるもの 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満である場合 変更後の外国人等直
- あるもの
 一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満で一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の 次更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国
- 更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合を除く。) 又は第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、以は記録することを拒否している株式がある場合を除く。) 外国人等直接保有議決権国債接保有議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項(第百二十五条第二項に直接保有議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項(第百二十五条第二項に直接保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等
- 等保有議決権割合が百分の五未満であるもの以下「外国人等保有議決権割合」という。)が百分の五未満である場合「変更後の外国人以下「外国人等保有議決権割合」という。)が百分の五未満である場合「変更後の外国人等間接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合(法第五条第四項「変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合(法第五条第四項
- て、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつホ 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等
- 五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第百十六条第四項に規定するしくは記録することを拒否している株式がある場合又は同法第百十六条第四項(第百二十用する場合を含む。)若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項(第百二十五条第二項において準議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項(第百二十五条第二項において準

保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるものしたもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。) 外国人等保有議決権割合が減少

のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるもの 次 受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局 次

直接保有議決権割合が百分の十五未満であるもの 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満である場合 変更後の外国人等

満であるもの
満であるもの
満であるもの
満であるもの
一未満であって、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分口 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合 外口 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合 外口

「 が百分の三十以上三分の一未満であるもの が百分の三十以上三分の一未満であるもの が百分の三十以上三分の一未満であるもの が百分の三十以上三分の一未満であるもの であって、変更後の外国人等直接保有議決権割合に関して、放送法第百二十五条第一項又は第二項において準用する同 直接保有議決権割合に関して、放送法第百二十五条第一項又は第二項において準用する同 で表現して、放送法第百二十五条第一項又は第二項において準用する同 で表現して、放送法第百二十五条第一項又は第二項において準用する同 のの三十以上である場合(変更前の外国人等

決権が制限されている場合は、法第九条第五項に規定する変更の届出を要するものとする。 いて準用する場合を含む。)の規定により、法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議記録することを拒否した株式がある場合又は同法第百十六条第四項(第百二十五条第二項にお記録することを拒否した株式がある場合又は同法第百十六条第四項(第百二十五条第二項にお記録し、若しくは第百二十五条第二項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは権割合の変更に際して、放送法第百十六条第一項、第二項(第百二十五条第二項において準用権割合の変更に際して、放送法第百十六条第一項、第二項(第百二十五条第二項において準用

(記載事項の省略)

第十五条 [略]

2

基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載を部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の役員の氏名若しくは名称、外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の内容の役員の氏名者しくは名称、外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の内容の合い、事業収支見積り、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定であって、その無線設備の設置場所(人工衛星に開設する一個の概要、特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割備の概要、特定では、以下この項において同じ。)、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定、以下この項において同じ。)、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定、以下この項において同じ。)、放送区域、基幹放送の管轄区域内にあり、かつ、事会が大会に係るも、以下にの項に規定する事業計画、事業収支見積り(協会及び学園の基幹放送局に係るも、法第六条第二項に規定する事業計画、事業収支見積り(協会及び学園の基幹放送局に係るも、

第十五条 [同上] (記載事項の省略)

2 同上]

第二十五条の七 第二十五条の六 [略] 4 3 2 第二十五条の四 第二十五条の八 [2 · 3 略] [4 略] 画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 第八号注5又は注6に規定する様式を添付すること 七条の十四第一項第二号に規定する事項を変更するときは、変更内容を証するものとして別表 的内容を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。この場合において、 して、その全部又は一部の記載を省略することができる。 [削る] [削る] (認定開設計画の申請事項に係る届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更) (開設計画の変更等の申請) 前項の規定は、次条及び第二十五条の八の二の規定に基づく認定等の申請に準用する。 (認定等の拒否の通知) (認定の申請) 前四項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。 法第二十七条の十五第五項の規定により変更の届出をしようとするときは、 法第二十七条の十四第一項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満であ 決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの 人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一 接保有議決権割合が百分の十五未満であるもの 略 ては、その代表者の氏名又は名称 略 当該開設計画に対応する開設指針が示された告示の件名及び告示番号 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上である場合 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局を開設しようとする法人又は団体にあつ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満である場合 法第二十七条の十五第五項第一号の総務省令で定める変更は、 略 法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、 変更後の外国人等直 外国人等直接保有議 次に掲げる場合 当該変更の具体 申請書に開設計 法第二十 外国 3 2 第二十五条の七 2 第二十五条の六 第二十五条の四 4 [新設] [新設] $\frac{2}{3}$ [新設] [4 同上] | | 該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号 を記載した申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、 前項の規定は、次条及び第二十五条の八の規定に基づく認定等の申請に準用する。 (認定の申請) (開設計画の変更等の申請) (認定等の拒否の通知) 前三項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。 同上 同上 認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏 同上 法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項 同上 同上 総務大臣に提出しなければな

2 法第二十七条の十五第五項第二号の総務省令で定める軽微な変更は、第二十五条の四第二項 各号に掲げる事項の変更とする。

第二十五条の八の二 [略] (合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 [同上] (合併等に関する規定の準用)

百五頁

別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式(第3条第2項及び第16条第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによること ができる。)

1 申請者 (注5)

住 所	都道府県一市区町村コード [
	₸ (-)
氏名又は名称及び代 フリガナ	フリガナ
表者氏名	
法人番号	
$S \sim \mathbb{R} + \mathbb{R}^{d}$	

収入印紙については、次によること。

[(1)~(3) 器]

のように記入すること。 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」

1の欄は、次によること。

- 、番号を記載すること。ただし、 ,ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す 法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。 2の欄は、法第5条に規定する欠格事由について、該当する口にレ印を付けること。 受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を 外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄 開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合に この場合において、当該基幹放送局は なお、申請者が個人の場合は、

別表第一号 [同左]

[同左]

-	[同左]	
	住 所	都道府県一市区町村コード [
		〒 (−)
	サンスは名称及び代 フリガナ	FA ∇ は名称及び作 フリガナ
	世 世 七 日 る	
	文山又占	
:		

[2~5 同左]

[注1 同左]

[同左]

[(1)~(3) 同左]

[新設]

[3・4 同左]

5 [同左]

[新設]

[(1)~(4) 同左]

2の欄は、次によること。

- (1) 法第5条に規定する欠格事由について、該当する口にレ印を付けること。ただし、開 線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載する 、基幹放送をする無線局については、外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要 び移動受信用地上基幹放送を除く。以下この注において同じ。)をする無線局以外の無 国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及 設しようとする無線局の種類が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外
- (2) 外国性の有無の欄に記載をした場合は、議決権の数等を証する書類(例:株式分布状 況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること

(注5) 都道府県一市区町村コード [] 在 〒 (ー) 1	<u>要しない。</u> 申請書の様式(第 25 条の 10 第 1 項及び第 2 こ代わるものとして認めた場合は、それによ	のように記入すること。 [3・4] 4 略] [3・4] 1 の欄は、次によること。 5 [同 [(1)~(4)] [(1)~(4)] [(1)~(4)] 2 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別すること。 [新設 るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 [新設	[2 (次によること。 (全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、 番の用紙に貼付すること。 『を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」	名称及び代 フリガナ	[同左] 新道府県-市区町村コード [] 在 〒 (-))	[7~12 略] [7~12 略] [7~12 略] [7~12 略] [7~12 財表第一号の二 特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式 (第 20 条の 5 第 2 項及び第 20 別表第一号の二条の 8 第 2 項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによる ことができる。)
[同左] 所 <u>都道府県―市区町村コード [</u>] 〒 (_)	号の三 [同左]	3 · 4 同左] [同左] [(1)~(4) 同左] [新設]	~5 同左] 1 同左] 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼 付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。	氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名	[同左] 所	>12 同左] }の二 [同左]

氏名人ほ名称及 ONT	:	だし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 [6~12 略] 別表第一号の四 無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式(第 25条の 17第1項及び第 25条の19第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)	(2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」 のように記入すること。 [3・4 略] 5 1の欄は、次によること。 [(1)~(4) 略] [(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。た	法人番号 [2~5 略] [2 1 略] [注 1 略] 2 収入印紙については、次によること。 (1) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。	氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名
大名文は名称文の代	7	[6~12 同左] 別表第一号の四 [同左] [同左]	[3·4 同左] 5 [同左] [(1)~(4) 同左] [新設]	[2~5 同左] [注1 同左] <u>2</u> 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。	氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名

(2)		(1)	N
) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」	日本産業規格 A列 4番の用紙に貼付すること。) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、	

<u>のように記入すること。</u> [3・4 略]

5 1の欄は、次によること。

[(1)~(4) 略]

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[6~10 略]

2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

[3・4 同左]

[同左]

[(1)~(4) 同左]

[新設]

[6~10 同左]

百九頁

別表第二号第1 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、そ れによることができる。) [1枚目~5枚目 略]

無線局の区別 通信事項コード 通信の相手方 通信の相手方

쐽 Z (日本産業規格A列4番)

各欄の記載は、次の表のとおりとする。

								請の場合	1 免許の申	区 別。
			民)	3)	27	2)	16	10	2	
			(注4)	32 (注3) 33 34 35	28 29 30 (注3) 31 (注	21 22 23 24 25 26	17 18 (注2) 19 20 (注	11 (注1) 12 13 14 15	3 4 5 6 7 8 9	
(注4)		(注 3)					(注2)		(注1)	
受信障害送者しく。	幹放送以外の無線通 の送信をする無線局 場合に限ろ	る。 基幹放決	放送試験局	試験局以外	又は特定地	以外の地上	特定地上	等の場合に限る。		
※日で成分。 受信障害対策中継放 送若しくはコミュニ	幹放送以外の無線通信 の送信をする無線局の 場合に限る	。 基幹放送に加えて基	放送試験局の場合に限	試験局以外の地上基幹	又は特定地上基幹放送	以外の地上基幹放送局	特定地上基幹放送局	二限る。	特定地上基幹放送局	考

別表第二号第1 [同左]

[1枚目~5枚目 同左]

31 30 32 通信の相手方 通信事項コード 無線局の区別 圕 Ŭ (日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

									請の場合	1 免許の申	区別
					3)	27	2)	16	10	2	
					ω	28	Ν.	17	11	ω	Ē
					32 (注3)	29 30	21 2	18 (注2)	(注1)	4	載
					3		22	2 共)		Ŋ	į.
						(注3)	23		12	6	7 3
						<u>~</u>	24	19	13	7	欄
						31	25	20	14	∞	:
						(*	26	(X)	15	9	
		(注3)						(注2)		(注1)	
場合に限る。	幹放送以外の送信をす	基幹放送	%	放送試験局	試験局以外の地上基幹	又は特定地	以外の地上	特定地上	等の場合に限る。	特定地上	
。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	幹放送以外の無線通信の送信や十2年組目の	基幹放送に加えて基		放送試験局の場合に限	の地上基幹	又は特定地上基幹放送	以外の地上基幹放送局	特定地上基幹放送局	限る。	特定地上基幹放送局	秃

	3 再免許の申請の場合	2 請 変 更 の 申 を 行 う 場 合
(注3) 31(注3) 32) 33 34 35(注4)	1 2 3 4 5 6 7 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 12 (注1) 13 14 15 (注 2) 24 (注3) 26 (注4) 28 (注5) 30 (注6) 当該変更に係る記載欄
スパラーを出しますがただの人間では特定地上基幹放送 試験局以外の地上基幹放送 試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送以外の無線通信 の送信をする無線局の場合に限る。 場合に限る。 場合に限る 場合に限る 接 苦しくはコミュニティ放送を行う地上基 幹放送局又は地上基 幹放送局又は地上基 幹放送局又は地上基 幹放送局の場合に限	(注1) 特定地上基幹放送局 等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局 以外の地ト基幹放送局	ティ放送を行う地上基 幹放送局以外の地上基 幹放送局又は地上基幹 放送試験局の場合に限 る。 (注1) 予備免許中の変更を 除く。 (注2) 16 の欄から 23 の欄 までに変更がある場合 に限る。 (注3) 25 の欄に変更がある 場合に限る。 (注4) 27 の欄に変更がある 場合に限る。 (注5) 29 の欄に変更がある 場合に限る。 (注6) 31 の欄又は 32 の欄 に変更がある場合に限る。
	3 再免許の申請の場合	2 変更の申 潜又は届出 さ行う場合
(注3) 31 (注3) 32	1 2 3 4 5 6 7 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 12 (注1) 13 14 15 (注 2) 24 (注3) 26 (注4) 28 (注5) 30 (注6) 当該変更に係る記載欄
スにや元とはずみを所 又は特定地上基幹放送 試験局以外の地上基幹 放送試験局の場合に限 る。 (注3) 基幹放送に加えて基 幹放送以外の無線通信 の送信をする無線局の 場合に限る。	(注1) 特定地上基幹放送局 等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局 以外の地ト基幹放送局	(注1) 予備免許中の変更を 除く。 (注2) 16 の欄から 23 の欄 までに変更がある場合 に限る。 (注3) 25の欄に変更がある 場合に限る。 (注4) 27の欄に変更がある 場合に限る。 (注5) 29の欄に変更がある 場合に限る。 (注5) 29の欄に変更がある 場合に限る。 (注6) 31 の欄又は 32 の欄 に変更がある場合に限 る。

 $[2\sim22$ 思

23 [器]

[表界]

[(1)・(2) 略]

別紙(3)は、次の様式により記載すること。

人又は団体	(注1) 議決権(氏名又は名称
の意思決定機関	(株式会社にあつては議決権	住 所
肌において議算	っては議決権、	職業
人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下こ	その他の法人又は団体にあつては当	議決権の総数に対する議決 権の比率 (%)
。以下こ	ては当該	備考

別表において同じ。)の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会 定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表 別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出するこ .にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決 おいて「社員又は理事等」 という。))について記載すること。

(注2) 大きること。 設立中の法人又は団体にあつては、 (注1) によるほか、発起人全員について

(注3) .00分の1以上となる予定がある場合は、その旨を併せて記載すること。 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が

法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注5) 団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において

(注6) は団体の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱代専 ついては役名の後に「(常)」の文字を付記すること。 「雑貨商店主」のように記載すること、 この場合において、 法人又

備考の欄は、次の事項を記載すること。

- E 2 E 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、 出資金、寄付金等の出資の種類
 - 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- |資の予定のものについてはその旨

[2~22 同左]

23 [同左]

[表同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 議決権の総数

	備考	総数(]	(4.1)	E 2	4 \$	产车	* 1	光 作	4		0.000
		(I)	単元未満株式⑴		権株式	完全議決		議決権制限株式(C)	無議決権株式(B)		2000 1 mm 1 mm 20 m
	1 単元の株式数		:式(II)	その他(G)	特定外国株式等(F)	相互保有株式(E)	自己保有株式(D)	!株式(C)	:式(B)	区分	
										株式数 (株)	
- 11 - 11 - 11										議決権の数 (個)	

(注1) あつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行 う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体に

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) いう。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を 項について議決権を行使することができない株式 (同法第189条第1項に定める 記載し、当該株式は議決権の数に含めない。 、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」と (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事

- (注4) 項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下 議決権の数に含める。 この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は (C)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事
- (注5) 除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第 308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において 保有株式」という。)の総数を記載すること。 (D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式 (単元未満株式を 一曲己
- (注6) 則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営 (E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規

載すること。 株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記 を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する

- (注7) 特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第116条第4 拒否した株式及び同法第125条第2項において準用する同法第116条第4項(116条第2項(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同 項)の規定により議決権を有しないこととなる株式(以下この別表において 法第116条第1項又は同条第2項)の規定により株主名簿への記載又は記録を (F)の欄は、放送法第125条第1項又は同条第2項において準用する同法第 「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。
- (注8) 株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること (G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する
- (注9) (1)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。 (1)を証する書類 (例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議
- (注12) の状況を記載すること(ウにおいて同じ。)。 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあっては、設立時発行株式

主たる出資者及び議決権の数

又在人家在实	平夕 □	イ 主たる出
4 4 3	イタギ	主たる出資者及び議
H D		議決権の数
	群株	
権の比率(%)	議決権の総数に対する議決	
	本	

- (注1) おいて議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表におい は株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関に 段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。 て「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつて
- (注2) て記載すること。 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員につい
- が100分の1以上となる場合は、それについて併せて記載すること。 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率

(注3)

- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。
- (注5) は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又
- (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあっては「何事業」、個人にあっては「何㈱代 「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法

人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- (7) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- 出資予定のものについてはその旨
- 外資議決権比率に関する事項

(7) 申請者が上場会社等以外である場合

	1					I
->		法人	<u>₩</u> □	O Bul	日本の国籍を有す る者 (J)	
□⟩	割を	緩 火間 ひ10	4	緩 決 210	(E	×
ᄪ		権の分の		権の分の	産業を	\$
•	満を占める者 (L)	議決権の総数 の10分の1未	上を占める者 (K)	議決権の総数 の10分の1以	在	,
/	-,	71 71	-,		,	名又は名称
/						· P (A)
/						人番号 阅
						共数 應①
						決権の数億回
						/叢決権の総数%団
/						- 30 12 - 1 1 2 4 14 31
						権を有する外国 法人等 氏 日本法人の議 名 日本法人の議 又 決権の総数に 以 対する議決権 名 の比率(%)
						おのる率(少)人総議の(少)
						2 数 決国 譲 に 権
						の光楽%田
						— (i
						(1) (%)
						本の国籍の確認方法
	ĺ			ĺ		析

- (注1) 上場会社等とは、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして放送法施行規則第128条(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同令第87条)で定める株式を発行している会社をいう((イ)において同じ。)。
- (注2) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう ((イ)において同じ。)。

- (注3) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること ((イ)において同じ。)。
- (注4) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。
- (注5) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。
- (注6) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注7) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式 (アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を滅じて計算した数を記載すること。
- (注8) 印の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するウの(ア)の(D)の比率を記載すること。
- (注9) (i)及び(i)の欄は、(ii)の比率を合算した比率がなお5分の4を上回らない場合に次のとおり記載すること。(ii)の比率を合算した比率に(i)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回れば、それ以上については記
- (7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等について記載すること。当該日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人

載を要しない。

等について記載すること。

- (4) (7)によつてもなお側の比率を合算した比率に(1)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回らない場合には、一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該外国法人等が占める日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合の当該外国法人等について記載すること。
- (注10) (I)の欄は、1から(G)の比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (7) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(I)に0と記載すること。
- (4) 一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、1から当該一の日本法人に係る(6)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、0と記載すること。
- 打1) (E)及び(G)から(I)までの欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。

(注12) 備考の欄は、イの(注7)(7)、(/)及び(回に準じて記載すること。また、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注13) (J)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注14) (K)及び(L)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。

(注15) (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(イ) 申請者が上場会社等である場合

	外資系日本法人	国法人等				
→	議決権の総数の10 分の1以上を占め る者	議決権の総数の10 00分の1未満を占 める者の合計 (計 者)	議決権の総数の10 00分の1以上を占 める者		x \$	氏 住
/						釆
/ 7					E(A)	
_						法
				(D) j		株議
7					火重り女側 /護決権の	数 (D)
7						
				する議決権の比率 (%) (G)	権を有する外国法人等権を有する外国法人等人。 及り、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	外資系日本法人の議決
				(H)	の比率的	$\stackrel{\textstyle \frown}{\Xi}$
_				-		(E)
/					老	蒲

(注1) 外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体につ

- (4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。
- (注1) 議決権の取扱いは、次のアから工までに定めるところにより計算し、記載する こと
- ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の 名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする

いても記載すること。

- (注2) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。
- (注3) (B)から(B)までの欄は、⑦の(注5)から(注8)までに準じて記載すると。
- (注4) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。
- (7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。 なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が 二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (() 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合、
- (注5) (I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (7) (6)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- (() 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G) の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- (注6) (E)及び(G)から(I)までの欄は、(7)の (注11) に準じて記載すること
- (注7) 備考の欄は、イの(注7)(7)、(//及び口に準じて記載すること。また、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の
- (注8) (川の欄は、譲決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

確認方法を記載すること。

(注9) (C)及びD)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(4) [同左]

[表同左]

A

- (注1) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載する アト
- 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする

その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。 が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、 頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)に係る議決権の行使につ 項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店 いて、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者 また、一の者が、未公開株式 (金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第2条第16

> に登録されていない株式をいう。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき 引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿 。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取

7~1

(注2) · (注3)

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載するこ フリガナ 住所 役名 担当部門 兼職 特定役員への該当の有無 瘟

(注1)~ (注 5) 器

口浦

[削る]

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

[ア 黙]

[一多]

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役 るといった。 員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付す

[24~29 略]

33の欄は、次により記載すること。

[新設]

合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.3%となり、四捨 数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし 五入前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、 分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、 . 記載すること(例:33. 33321%の場合は33. 3332%まで記載すること <u>:だ し、受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず</u> 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること 33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載すること。 その位未満の端数は切り捨て 四捨五人せず、割合が3 この場合において、小 四捨五入する前の割

フリガナ

住所 役名

特定役員への該当の有無

日本の国籍の有無

備光

口作

口浦

口作

口浦

妣 [24~29 同左] [(7)~(18) 同左] [(5) 同左] フリガナ [(注2)・(注3) (注7) (注6) (注1)~(注5) [同左] 1 1 1 若しくは団体であるときはその旨 の有する議決権とみなして計算すること。 指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人 ―の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該―の者 [同左] 回左] 員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付す るほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。 住所 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役 [同左] 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。 役名 担当部門 同左] 兼殿 特定役員への該当の有無 口浦 日本の国籍の有無

推入

- ついて記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者に 定款を提出すること。
- (注2) 由享有基準」という。)第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号。以下「表現の自 規定する業務執行決定役員をいう。 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現
- を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所
- (注4) の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「附」の文字を、常勤
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 又は旅券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあ 日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が 備老の欄は、 予定のものについてはその旨を記載すること。
- 請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるもの 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申 これに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること

つては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつて

- ているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。 に限る。)のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載し
- 34及び35の欄は、次により記載すること。
- の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記 位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.3%となるときは四捨五入をせず、3分の がわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例: 数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であること 載すること(例:33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること 載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3 19. 999456%の場合は19. 9994%まで記載すること。)。受信障害対策中継放送を行う無線局 未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記 位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小 法人又は団体の場合に限って記載することとし、 小数点第3位を四捨五入して小数点第

議決権の総数

作	発	
議決権制限株式(C)	無議決権株式(B)	区 分
		株式数 (株)
		議決権の数 (個)

[新設]

() 1 1	備考	総数((A)	共	採	済
		:(I)	単元未満株式田		権株式	完全議決	
マュスナ帯はインシュ県生の整束無の牙甲ロ共軍	1 単元の株式数		弐(II)	その他(G)	特定外国株式等(F)	相互保有株式(E)	自己保有株式(D)
イィス十年に、							

- (注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) 即の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- (注4) ①の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注 5) 即の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除 く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308 条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保 有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) <u>即の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則</u>
 <u>(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を</u>
 実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式 (以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。
- 注7) 即の欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において準用する場合を含む。)又は第125条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録を担否している株式及び同法第116条第4項(第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。
- (注8) ©の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式 以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) (II)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること
- (注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主

について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が

(注12) 分かる資料)を添付すること。 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄

○記載を要しない。─ 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあっては、設立時発行株式の 状況を記載すること (イにおいて同じ。)。

イ 外資議決権比率に関する事項

コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

		本法人	ш :	外資系			樂	į <	国注] 🌣									
(注1)	□⊳	者	分の1	議決権		(P)	ある者	00 <i>∯</i> Œ	議決権	める者	00 <i>分</i> C	議決権			Þ	ব			
外国法人等とは	<u> </u>		以上を占め	議決権の総数の10	(J)	※	める者の合計	00分の 1 未満を	議決権の総数の10	,,	00分の1以上を占	議決権の総数の10			Ę	>			
人等と			8	010				<u>Ir</u>)10		IT.	010			*	ž M	7 \	xl A	H 6
とは、	/					_		_							71				···
法第	\angle					_	_	_	_							(B)	ήп Н	《 悉	- 洋
OI														_	_			サ ブ	
条第1													数多图	(D)	<u>画</u> り			氏権 / 薬	議(回)
項第	/						_	_	_	_	_		A (S (C)			· mm	_		
1号から第3号まで							/				/		(G)	する議決権の比率	議決権の総数に対			権を有する外国法人等	外資系日本法人の議決
でに掲げ														Ξ	%)		芒	9	(E)
N	Ĺ.,					_	_	_	_		/				Ξ	8	(G)	×	Œ
第3号までに掲げる者をいい					/	/	/	/	_										備兆

(注2)

ついては、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなさ 日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等に

申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は

(仏)において同じ。) 、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する

れる法人又は団体についても記載すること、

- 社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定め がある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること (別において同じ。)。
- 注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) Bの欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) ©の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) ①の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有 しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を滅じて 計算した数を記載すること。
- 注7) <u>(E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(7)の(D)の比率を記載すること。</u>
- 注8) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。
- ① 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該 外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。 なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が 二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (// 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- (注9) (1)の欄は、(B)の比率に(B)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- [G]の比率が2分の1を超える場合は、EDの比率にGDの比率を乗ずることなく、EDの比率をそのまま(H)の欄に記載すること。
- / 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G) の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国 法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- 注10) ①及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入 し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の 比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値 を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数

未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%ま せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位 場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入 で記載すること。) 点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である

- (注11) 加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。 する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに 備考の欄は、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当
- 算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者 (J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合 に記載すること。
- (注13) 料)を添付すること。 、て記載があるもの。)、 (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主につ 有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資

· 粉洪を行う其詮粉洪昌に係ろ申請の場合

全国		(A)
区 分 ※決権の総数の1000分の1以上 を占める者 を占める者の合計 (計 者) (計 者) (計 者) (所 表) (所 表) (ュニティ放送を行う基幹放送局に係る甲請の場合
名又は名称 (2) 強合 (3) 機引	Ħ	る甲
原金の意味を表現している。	生	請の場
	法	
式数第〇まる。	採	
決権の数側回	議	
/ 議決権の総数%団 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(D)	
A 所 人 式 決 又 (A)	備考	

後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合

、して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した

小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満で 算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して の位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994 五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、 ある場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨 るまで記載すること。

- (注3) 算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者 [F]の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合 に記載すること。
- 料)を添付すること。 ハて記載があるもの。) 、 [C]及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主につ 有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資
- ているときは、 <u> こ限る。)のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載し</u> 清に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるもの 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申 「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

32 [略]
33 [略]
34 [略]
34 [略]
34 [略]
35 [略]
36 [略]
37 [略]
38 [略]
38 [略]
38 [略]
48 [略]
49 [略]
58 [第]
59 [第]
50 [第]
51 [第]
52 [第]
53 [8]
54 [8]
55 [8]
56 [8]
57 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8]
58 [8] のとして認めた場合は、それによることができる。) 線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるも

[1枚目・2枚目 器

3枚回

19 18 移動範囲 無線局の区別 基本コード 付加コード 瘇 妣

30 [同左] 31 [同左] 32 [同左] 別表第二号第 2

[同左]

[同左] [1枚目・2枚目 同左]

3枚目

 ŭ	畑	
19 移動範囲	· · ·	18 無線局の区別
	基本コード	
	付加コード	
	備考	

) 船舶又は航空 機の所有者 (設置場所又は 常置場所とする 所有者 □免許人 □その他(場合)

Ľ (日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

圕

区別	記載する欄	
1 免許の申請の	6 7	(注) 認定開設者が認定計画
場合	8 9 10 11 12 13 14 15	に従つて開設する特定基
	16 17 18 19 20 21 22	地局を除く。
2 変更の申請又	1 (注1) 2 3 4 5	(注1) 予備免許中の変更を
は届出を行う場	6 7 16 (注2) 18 (注3)	深へ。
□⊳	当該変更に係る記載欄	(注2) 17の欄に変更がある
		場合に限る。
		(注3) 19 の欄から 22 の欄
		までに変更がある場合
		に限る。
3 再免許の申請	1 2 3 4 5 6 7 8	
の場合	14 15 21	

- [2~5 略]

 <u>6</u> 5の欄は、次によること。

 [1] 法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
 [1] 法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
 [2] 申請者が個人であつて、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない無線局に係る申請
 を行う場合は、□にレ印を付けて、申請者が日本の国籍を有することを証する書類を添付
 すること。

[7~20 略]

21 21 の欄は、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、

21 備考	(設置場所又は 常置場所とする 場合)	20 船舶又は航空 機の所有者	
	所有者	区分	
	□免許人 □その他(□船舶 □航空機	
)		

Ŭ

(日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区思	記載する欄	主
1 免許の申請の	2 3 4 (注) 5 6 7	(注) 認定開設者が認定計画
場合	8 9 10 11 12 13 14 15	に従つて開設する特定基
	16 17 18 19 20 21	地局を除く。
2 変更の申請又	1 (注1) 2 3 4 5	(注1) 予備免許中の変更を
は届出を行う場	6 7 16 (注2) 18 (注3)	深へ。
□⊳	当該変更に係る記載欄	(注2) 17の欄に変更がある
		場合に限る。
		(注3) 19 の欄から 21 の欄
		までに変更がある場合
		に限る。
3 再免許の申請	1 2 3 4 5 6 7 8	
の場合	14 15	

「7~2 回在」

6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する口にレ印をつけること。

[新設] [7~20 同左]

(別紙) の該当する口にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

議決権の総数別	124

- (注1) 最近日現在の議決権 (株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権
- 利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。(注2) 似の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) 』の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。
- (注4) ∅の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に 該当しない者を記載すること。
- (注5) 即の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は 団体(国又は地方公共団体を含む。)を記載すること。
- (注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。
- 注7) ①の欄は、®に記載した株式数叉は護決権の数に対する①、®又は®の比率を 記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- (注8) 門を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- (2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

					$ \mathcal{A} $
フィノ	(注1) 2		氏 名	フリガナ	代表者
·計畫	X			,	
マア 計事 キストソ	法人又は団体にあつては、		注力		
	١.		女		
	代表者が複数名選任されている場合は、	口有 口無	口本の国籍の有無	ロ十つ団終らか食	
			THH.		
	全員につ		ſĹ	Ħ	
	S				•

(注3) (注2) 所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が

は代表者就任承諾書を添付すること。

日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者について

外国人等役員比率 役員の総数のうち、日本の国籍を有しない者の人数 役員の総数 (代表者 その他役員 图 名

外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載す

(注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること、

22 の欄は、次によること。

22

[(1)~(16) | 器]

 23
 [略]

 24
 [略]

 25
 [略]

 25
 [略]

 別表第二号第5
 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において「衛星基幹放
 きる。) 総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることがで 送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(

园园

[1枚目~2枚目 器

3枚回

37 基幹放送の業務を 維持するに足りる技 術的能力	号の基幹放送局設備 の範囲	設備の概要 36 放送法第2条第24	35 基幹放送の業務に 用いられる電気通信	34 無線設備の工事費	33 放送区域等	32 無線局の区別	

咖

ŭ

21 21の欄は、次によること。 [(1)~(16) 同左]

 22
 [同左]

 23
 [同左]

 24
 [同左]

 別表第二号第5

[同左]

3枚目 [1枚目~2枚目 同左]

[同左]

匠 畑 32 37 基幹放送の業務を 35 設備の概要 術的能力 維持するに足りる技 の範囲 号の基幹放送局設備 用いられる電気通信 放送法第2条第24 基幹放送の業務に 無線設備の工事費 放送区域等 無線局の区別

% %			藏 次惟剖 宣
9			米子 存生 >
%			40 外国人等直接保有
%			められる役員の割合
			39 外国人等により占
	実績	延	
資産、負債及び収支の	□100 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の	(10)	
	事業収支見積り	□(9)	
	将来の事業予定	□ (8)	
	及び当該事業の業務の概要	K	
う事業と併せ行う事業	放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業	□(7)	
	試験の方法及び具体的計画	□(6)	38 事業計画等
具体的計画	試験、研究又は調査の方法及び具体的計画	□(5)	
	役員に関する事項	□(<u>4</u>)	
攻	主たる出資者及びその議決権の数	☐(3)	
を及びその調達の方法	事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法	□(2)	
	経営形態及び資本又は出資の額		
	氏)	(別紙)	

(日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする

_	当該変更に係る記載欄	合 32 (注3) 38 (注4)	は届出を行う場 7 14 17 (注2)	2 変更の申請又 1 (注1) 2 3	39 40	2) 37(注2)	34 (注2) 35 (注	30 (注1) 31 32	22 23 24 25 26	14 15 16 17 18	場合 10 11 12 (注1)	免許の申請の 2 3 4 5 6	区别記載す
	現	4)	18 (注2)	4 5 6		38 (注2)	(2) 36 (注	2 33 (注2)	27 28 29	19 20 21	13 (注1)	7 8 9	る欄
合に限る。	までに変見	(注2) 18の欄カ	を除へ。	(注1) 予備免請	の場合に限る。	(注2) 衛星基韓	に限る。	を する 無線	外の無線道	に加えて基	の場合は、	(注1) 衛星基韓	備
	でに変更がある場	18 の欄から 31 の欄		予備免許中の変更	88	衛星基幹放送局等		をする無線局の場合	外の無線通信の送信	に加えて基幹放送以	の場合は、基幹放送	衛星基幹放送局等	

	į.	実績	
免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の	<u>.</u> 許の期間における事業:	□(10) 矣	
	事業収支見積り	□(9) 事	
	将来の事業予定	(8) 並	
	及び当該事業の業務の概要	及び	
放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業	(送局設備供給役務の提)	□(7)	
画	試験の方法及び具体的計画	□(6) 融	38 事業計画等
法及び具体的計画	試験、研究又は調査の方法及び具体的計画	□(5) 融	
	役員に関する事項	口(4) 役	
決権の数	主たる出資者及びその議決権の数	□(3) <u>±</u>	
事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法	 業開始までに要する用]	□(2) 事	
資の額	経営形態及び資本又は出資の額	□(1) 緻	
		(別紙)	

		_\	~	2						٠.	_		F
			は届出を行う場	変更の申請又	 					場合	免許の申請の	区別	
	账	32	7	1	2)	34	30	22	14	10	2		
	当該変更に係る記載欄	(注3)	14	(注1)	37	(注2)	(注1)	23	15	11	ω		
	ごに係		17			Ü	Ċ	24	16	12	4	1載	
	る問	38 ((注2)	2	(注2)	35	31	25	17	(注1	Ö	4	
	載欄	(注4)		ω	38	(注2)	32	26	18	$\overline{}$	6	2	
		Ŭ	18 (4	(注2)		33	27	19	13 (7	欄	
			(注2)	OJ	2)	36 ((注2)	28	20	(注1)	∞		
			$\overline{}$	6		(¥	$\overline{}$	29	21	$\overline{}$	9		
		(注2)		(注1)		(注2)					(注1)		
に限る。	までに変更がある場合	18 の欄から 31 の欄	聚 个。	予備免許中の変更を	場合に限る。	衛星基幹放送局等の	線局の場合に限る。	線通信の送信をする無	えて基幹放送以外の無	場合は、基幹放送に加	衛星基幹放送局等の	<u>備</u> 考	

	38 (注1) 39 40
に限る。	35 (注1) 36 (注1) 37 (注1)
をする無線局の場合	(注2) 31 32 33 (注1)
外の無線通信の送信	27 (注1) 28 (注1) 29 30
に加えて基幹放送以	23 (注1) 24 (注1) 25 26
の場合で、基幹放送	19 20 21 (注1) 22 (注1)
(注2) 衛星基幹放送局等	2) 14 15 16 17 18 (注1)
の場合に限る。	の場合 11 (注1) 12 (注2) 13 (注
(注1) 衛星基幹放送局等	3 再免許の申請 1 2 3 4 5 6 7 8
に限る。	
大な変更があるとき	
事業収支見積りに重	
により事業計画又は	
の場合は、当該変更	
(注4) 衛星基幹放送局等	
合に限る。	·
までに変更がある場	
(注3) 33の欄から38の欄	·

[2~38 點]

39 38の欄の(別紙) は、次によること。

[(1)・(2) 略]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

C 1,	議決権の総数に対する 議決権の比率 (%)		東	日々つけをお 住市 職業 議決権
------	--------------------------	--	---	------------------

- (注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。
- (注 3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が 100分の1以上となる予定がある場合は、その旨を併せて記載すること。

		\Box	(注1)	38	1)	33 (注1)	32 33		
線局の場合に限る。	31	2)	(注:	30	29	·	(注1)		
線通信の送信をする無	28	1	(注	27	26	25	1)		
えて基幹放送以外の無	(`	24	1)	(H)	23	`	(注1)		
場合で、基幹放送に加	22	1)	(<u>*</u>	21	20	19	1)		
(注2) 衛星基幹放送局等の	(``	18	17	16	15	14	2)		
場合に限る。	()	13	2)	(j	12	<u>:</u> 1)	11 (注1)	の場合	0
(注1) 衛星基幹放送局等の	∞	7	6	21	4	ω	1 2	再免許の申請	ω
があるときに限る。									
支見積りに重大な変更									
り事業計画又は事業収									
場合で、当該変更によ									
(注4) 衛星基幹放送局等の									
に限る。									
までに変更がある場合									
(注3) 33の欄から38の欄									

[2~38 同左]

39 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 議決権の総数

										1
備考	総数(1)		(A)	八式	分件	行	発			1 PYEH
•	:(I)	単元未満株式(1)		権株式	完全議決		議決権制限株式(C)	無議決権株式(B)		長をラスー用・/ 会立 多く
1 単元の株式数		:式(H)	その他(G)	特定外国株式(F)	相互保有株式(E)	自己保有株式(D)	(株式(C)	:式(B)	区分	
									株式数 (株)	
									議決権の数 (個)	

- (注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあっては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注 5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は 団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注 6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱似専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(似)の文字を、常勤の役員
- 主7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

こついては役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

- 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
-) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- 出資の予定のものについてはその旨

- (注3) (別の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式 (同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式 (以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- (注4) (C)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) 即の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) 印の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。
- (注7) (F)の欄は、放送法第125条第1項又は同条第2項において準用する同法第116条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式(以下この別表において「特定外国株式」という。)の数を記載すること。
 (注8) (G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式
- 以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) (川の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) (1)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- (注12) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあっては、設立時発行株式の状況を記載すること(ウにおいて同じ。)。

イ 主たる出資者及び議決権の数

当人	議決権の比率 (%)	戦未	IEDI	な石木が石谷
本	議決権の総数に対する	茶梅	细术	サタトロタゴ

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては抹主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

- (注2) 設立中の法人又は団体にあっては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
-) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
-) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- 発起人又は発起人代表であるときはその旨
-) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨) 出資の予定のものについてはその旨
- 外資議決権比率に関する事項

. "
申請者が
以外である場合

		日本法人		H *											
	(G)	*	Æ	の国籍					[
#	3)		')	日本の国籍を有する者					2	₽					
				*											
									夲	名	¥	M	坐	果	
7												(A)	严	帝	
										(B)	中	維	\succ	捝	
										(C)	(R)	数	共	茶	
								(D)	(画)	数	9	権	栄	議	
					(E)	%	数	慦	9	権	栄	議	\	(D)	
					洴	大	悶	雜	9	籍	H	9	*	ш	
/													妣	備	

- (注1) 上場会社等とは、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして放送法施行規則第128条で定める株式を発行している会社をいう((イ)にお
- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は 社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定め

がある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること (4)において同

(A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注3)

- (注4) 関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。 (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
- (6)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注5) (注6) 計算した数を記載すること。 しないこととされる株式 (アの(0)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有
- (注7) まで記載すること。 載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位 (E)の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するウの(7)の(D)の比率を記
- 備考の欄は、イの(注7)(7)、(イ)及び(コ)に準じて記載すること。
- (注9) (注8) 者に該当しない者を記載すること。 (F)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる
- (注10) 又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。 (G)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人
- (注11) り、それ以上については記載を要しない。 (F)及び(G)の欄は、(E)を合算した比率が3分の2を上回るまで記載すれば足
- (注12) 等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。 (0)及び(1))を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書
- 申請者が上場会社等である場合

国法人等] ≯		(/) 申請者
議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計 者)	議決権の総数の1000分の1以上 を占める者	X H	申請者が上場会社等である場合
		氏名又は名称	
		生所(A)	
		法人番号图	
		株式数無①	
		護決権の数個印	
		回/護決権の総数%回	
			

4 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

Ħ	フリガナ	
名	ガナ	
Ή	Ŧ	
Ħ	H H	
Ŕ	ገሆ	
7	4	
拉	D+	
	¥ .	
판	717 FE	•
 床	*	
収	пth	
7用		
ń.	#	

[(注1)~(注4) 略]

[削る]

<u>(注 5)</u> 備考の欄は、次の事項を記載すること。

[声る]

[器]

39の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。

衛星基幹放送局等

切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。 割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は 記載事項を証するものと 囚捨五入する前の割合が 3 分の 1 未満であることが確認できないときは. の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、 N数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前 四緒五人せず

リガナ ₩ 严 贫 **₩** 苗 账 喍 門日本の国籍の有無

> (注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう

(注2) (A)の欄は、イの(注 5)に準じて記載すること。

(注3) (B)から(E)までの欄は、(7)の (注4) から (注7) までに準じて記載するこ

(注4) 備考の欄は、イの(注7)(7)、(/)及び(4)に準じて記載すること。

(注5) 算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計)」に記載すること。 ①『の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合 章して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者

等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。 (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書

		_	┌╴
	氏 名	フリガナ	別紙(4)は、次の様式により記載するこ
		1	Τ,
	Ĥ	₹	Þα
	,	-1)様코
	7 1×	<u>#</u>	212
	×	7	7
	7.	4) 記載
	Ī	÷	4
	Ш	K	(1
	핃	*	°
		H	
	¥	*	
	利 取	有	
	日本の国籍の有		
口有	5	† 9	
有	E	Ħ	
	稽(科	
浦	Ė) †	
	排	Ħ	
	HIL	ĨŦ.	
		lı.	
	ĺι	Ħ	l¦

[(注1)~(注4)

日本の国籍の有無の欄は、代表者に該当する場合に記載すること

(注5) (注6) [同左]

同左]

若しくは団体であるときはその旨 ■ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人

[同左]

株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付する ほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

 $[(5)\sim(9)$ 同左]

[新設]

(注3) (注5) (注4) の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。 記載し、定款を提出すること。 載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付する ついて記載すること。ただし を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記 を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者に 定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い 口有 口無

(2) 人工衛星局及び宇宙局

こと。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

		A
	フリガナ 氏 名	代表者
	住 所	
	役名	
□有 □無	日本の国籍の有無	
	備光	

- (注1) 法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。
- (注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- 主3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が 日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか代表者予定者については 代表者就任承諾書を添付すること。

イ役員

外国人等役員比率	役員の総数のう	役員の総数
州	5,	名似
% (日本の国籍	(代表者
(B) / (A)	を有し	名、
	ない者の人数	その他役員
	名®	名)

- (注1) 外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- (注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。 40の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。

衛星基幹放送局等

小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前

[新設]

の割合が 3 分の 1 未満である場合において、小数点第 3 位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が 3 分の 1 未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が 3 分の 1 未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること (例:33.33321%の場合は33.333%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

 備考	総数([(A)	八式	資料	行	発			1881
	;(I)	単元未満株式(II)		権株式	完全議決		議決権制限株式(C)	無議決権株式(B)		成の一田。ノデラダ
1 単元の株式数		弐(II)	その他(G)	特定外国株式(F)	相互保有株式(E)	自己保有株式(D)	!株式(C)	式(B)	区分	
									株式数 (株)	
									議決権の数 (個)	

- (注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) 即の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、 単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)の総数を記

当該株式は議決権の数に含めない。

- (注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- 決権の数に含める。
 (注 5) 即の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- 注6) ①の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則 第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能 な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「 相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。
- 主7) 印の欄は、放送法第125条第1項又は第2項において準用する同法第116条第 2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式(以下この別

表において「特定外国株式」という。)の数を記載すること。

- (注8) (①の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) ⑪の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主 について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が
- 分かる資料)を添付すること。 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄

(注12)

- ○記載を要しない。(注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の 状況を記載すること (イにおいて同じ。)。
- イ 外資議決権比率に関する事項

	国法人等	🌣	
다 라	議決権の総数の1000分の1未満を占 める者の合計 (計 者) (F)	護決権の総数の1000分の1以上を占 める者	x H
/			氏名又は名称
/			住所(V)
			法人番号图
			株式数ო①
			護決権の数個印
			回/護決権の総数%田
$\overline{/}$			編

- (注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。
- (注 2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社 員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがあ る場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を 記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる 事務所の所在地を記載すること。
- (注4) Bの欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただ し、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

- (注5) (①の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) <u>D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。</u>
- (注7) ① (注7) ② (注8) ② (注9) ②
- (注8) [F]の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注9) (C)及びD)を証する書類 (例:株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- 2) 人工衛星局及び宇宙局

法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学 校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

、議決権に関する事項

			思樂	YV.	
外国法人等创	日本法人⑪	日本の国籍を有する者(0)	議決権の総数®	発行済株式の総数個	区 分
					株式数 (株) /議決権の数 (個)
					比率 ® ®

E1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体に

う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。 あつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行

- 川の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること
- (注2) ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議 』の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議すること
- (注4) に該当しない者を記載すること。 決権を除いた議決権の総数を記載すること。 00の欄は、日本の国籍を有する者であって法第5条第1項第2号に掲げる者
- ◎の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又
- (注5) は団体(国又は地方公共団体を含む。)を記載すること。
- (注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。
- (注7) 第1位まで記載すること. 比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点 ①の欄は、 (B) に記載した株式数又は議決権の数に対する (C) 、 (D) 又は (E) の
- があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付 すること。 『を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載
- 41 42

44 43

器 器 器

[略] 1 届出者(注3)	別表第三号の四 無線局の運用開始等に係る届出書の様式(第24条第3項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)	[3~5 略]	- るための番号の利用等に関する法律第2条第15項	[5] 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す	[(1)~(4) 略]	2 1の欄は、次によること。	[注 1 略]	[2・3 略]	法人番号	表者氏名	氏名又は名称及び代 フリガナ	〒(–)	住 所 都道府県一市区町村コード 〔 〕 〕	1 申請者(注2)	(後日祖市点女が1)の女人で1~2万のカックフトでありて参して、ち4ヶでもの17年、ちゅう。1 「路]	(関係)	タロ	ı	(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。	(1)~(4) 略]	4 1の欄は、次によること。	[3 略]	日本産業規格A列4番の用概に貼付すること。 (2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾 氏名」 のトラにおえオステト	Nim.
[同左] 1 [同左]	別表第三号の四 [同左]	[3~5 同左]		[新設]	[(1)~(4) 同左]	2 [同左]	[注 1 同左]	[2・3 同左]		表者氏名	氏名又は名称及び代 フリガナ	〒 (−)	住 所 都道府県一市区町村コード []	1 [同左]	[同左]	別表第三号の三 [同左]	[5・6 同左]		新設」	[(1)~(4) 同左]	4 [同左]	[3 同左]		2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

住 所 都道原県-市区町村コード () 民名又は名称及び代 フリガナ (2・3 同左] [1(1)~(4) 同左] [1(1)~(4) 同左] [新設] [[6 所] 新道原県-市区町村コード () (日 所) 新道原県-市区町村コード () (日 所) 東省氏名 (日 方) 本道原県-市区町村コード () (日 方) 東省氏名 (日 方) 本道原県-市区町村コード () (日 方) 東省氏名 (日 -) フリガナ (日 -) 東省氏名 (日 -) フリガナ [(1)~(3) 同左] [前記] () 同志	氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名 表者氏名 法人番号 法人番号 [2・3 略] [注1・2 略] 3 1の欄は、次によること。 [(1)~(3) 略] (<u>4</u>) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す	1 届出者(注3)	3 1の欄は、吹によること。 [(1)~(4) 略] [(2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	主 所 都
 都道府県一市区町村コー 〒 (-) 都道府県一市区町村コー 〒 (-) フリガナ フリガナ 	(名又は名称及 (者氏名 (者氏名 (五) (五) (五) (五) (1、2 同左] (同左] (1)~(3) 同左 (新設]		[旧在] (1)~(4) 「 新設] ・5 同』	三 所
	1	市区町村コー		都道府県-市区町村コー 〒 (-)

届出者 (注3) 1 届出者 注 所 都道府県—市区町村コード [] (往 所	門	出ます。 電波法第 27 条の 35 の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記の □電波法第 27 条の 35 とおり届け出ます。	だに代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) [527条の34の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け	②にめの番号の利用等に関する法律第2条第13項に死たする法人番号で記載すること。	製・	[2·3 [淮1·2	氏名又は名称及び代 フリガナ 氏名又は表者氏名	[同左] [同左]	ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 [4~6 略] [4~6 略] 別表第三号の六 包括免許(施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限 別表第三号の六る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式(第24条の2第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによること ができる)
(注2) 都道府県一市区町村コード []	빰	出ます。 電波法第27条の35の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記 をおり届け出ます。	同左] 口電波法第27条の34の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり尼	同左] [同左]	5] 同在]	同左]	EA又は名称及び代 フリガナ 表者氏名 ()	都道府県一市区町村コード 〔 〕	同左]

8] ・2 略] ・0欄は、次によること。 ・の欄は、次によること。 ・の欄は、次によること。 ・の欄は、次によること。 ・次() 略] ・法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す ・法のの番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 ・だし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。	大名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名 フリガナ 法人番号 と近人番号 包括登録に係る無線局の開設に係る事項(注4)	氏名又は名称及び代 表者氏名 表者氏名 2 包括登録に係る無線原 「寿同左」	〒(-) 長者氏名 長者氏名 包括登録に係る無線局の開設に係る事項 <u>(注3)</u>
略」	5登録に係る無線局の開設に係る事項_	ł	\局の開設に係る事項 <u>(注3)</u>
「注1・2 略]		回	
1・2 略] [注1・2 同 1 0 欄は、次によること。			
1の欄は、次によること。 3 [同左] ([(1)~(4) 略] [(1)~(4) 略] [(1)~(4)~(4) [(1)~(4)~(4) [(1)~(4)~(4) [(1)~(4)~(4) [(1)~(4)~(4) [(1)~(4)~(4) [(1)~(4)~(4)~(4) [(1)~(4)~(4)~(4) [(1)~(4)~(4)~(4)~(4) [(1)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4	$1 \cdot 2$		
(1)~(4) 略] [(1)~(4) 上人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す [新設]るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。			
法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。	[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]	
るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。			
	10 th	I	

1 [同左] 住所 都道府県-市区町村コード [] 〒(-)	1 申請(届出)者(注3) 住所 都道府県-市区町村コード [] 〒(-)
	口電波法第 19 条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。 (注 2)
	する書類を添えて下記のとおり届け出ます。 口電波法第 17 条第 3 項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、 無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下 記のとおり届け出ます。
	□電波法第 17 条第 2 項第 2 号の規定により、基幹放送局について、同法第 6 条第 2 項第 3 号、第 4 号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定
	「1900分派を担当を入っ」で「ファン、EIAおり来およりおり、1900分で、無線局免許手続規則第 52 条第 1 項において準用する第 13 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
(王2)	第 17 条第2項第1号の規定に ス無緯目み除く) についた
続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。	□電波法第 17 条第 1 項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり申請
下記のと 19 条の	つたので、無線局免許手続規則第 12 条第1項に規定すす。
します。 口電波法第 17 条第 2 項又は第 3 項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において進用する第 12 条第 1 項に規定する書類	ので、無線局免許手続規則第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。口電波法第 9 条第 5 項第 2 号の規定により、基幹放送局について、同法第 6 条第 2 項第 3 号、第 4 号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる事項に
兄計手続規則第 12 余第 1 頃に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。 口電波法第 17 条第 1 項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続 規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり申請	第 12 条第 1 頃に規定する書類を添えて「記のとおり届け出ます。 □電波法第 9 条第 5 項第 1 号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第 5 条第 2 項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第 6 条第 1 項第 10 号に掲げる事項に変更があつた
	波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線で、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設法等9条第2項の規定により、無線局の工事設
5 [四年]	- 無極向の変更寺申請書及の変更庙田書の様式、(第12条第2項及い第28条第1項大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによる。)

法人番号 2・3 略] [注1・2 略]	氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名	1 申請者(注3)	<u>載し、当該様式の注において当該様式の内容を証する書類と 5書類を添付すること。</u> 「 「 特定無線局の変更等申請書の様式(第 25 条の 2 第 1 項及 この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることが	番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定す 去人番号が不明の場合は記載を要しない。 局における電波法第6条第2項第9号に掲げる事 項(第25条第1項において準用する場合を含む。 変更に係る様式において、変更箇所に※印を付し	法人番号 [2・3 略] [注1・2 略] 3 1の欄は、次によること。 [(1)~(4) 略] [<u>5</u>] 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における	氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名
	氏名又は名称及び代表者氏名 フリガナ	「回左」	- ととさ - <u>5</u> (総合 別表第四 - [同左]	とは局年		氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名

ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 [4~6 略]	(2) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。	[(1)~(4) 略]	3 1の欄は、次によること。	[注1・2 略]	[2·3 郡]	法人番号	表者氏名	氏名又は名称及び代 フリガナ	〒 (住 所 都道府県-市区町村コード []	1 申請(届出)者(注3)	[略]	局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)	別表第四号の三 登録局の変更登録の申請書(届出書)の様式(第25条の25第3項)(総合通信	[4~6 略]	るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。	(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す	[(1)~(4) 略]	3 1の欄は、次によること。
[4~6 同左]	[新設]	[(1)~(4) 同左]	3 [同左]	[注1・2 同左]	[2・3 同左]		 表者氏名	氏名又は名称及び代		住 所	1 [同左]	[同左]		別表第四号の三 [同左]	[4~6 同左]		[新設]	[(1)~(4) 同左]	3 [同左]
								フリガナ	T (都道府県一市区町村コード []									

別表第五号 無線局の免許承継申請書 (届出書)の様式 (第20条の2第2項、第20条の3第3 の様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 項、第20条の3の2第3項及び第20条の3の3第2項関係) (総務大臣又は総合通信局長がこ

1 申請 (届出) 者 (注3)

H	THE VEHI	
	住 所	都道府県-市区町村コード []
		₸ (
	氏名又は名称及び代 フリガナ	フリガナ
	表者氏名	
	法人番号	
_,	2~6 點]	

[注1・2 略]

1の欄は、次によること

[(1)~(3) 器]

ただし るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す

法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3の欄は、次によること。

- 場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限って記載することとし、国籍等の欄の無の口 国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請(届出)者が個人の 基幹放送局の申請に限つて記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外 国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、 設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外 法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、 言障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う こレ印を付けたときは、日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。
- 別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は. の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特 地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他 すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該 ないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出 基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第5条第2項各号のいずれにも該当1

別表第五号 [同左]

[同左]

[旧在]	
住 所	都道府県―市区町村コード [
	(−) ±
氏名又は名称及び代 フリガナ	ナゲ バム
表者氏名	

[2~6 同左]

[注1・2 同左]

[同左]

[新設] [(1)~(3) 同左]

[4 同左]

- (1) 法第5条に規定する欠格事由について、該当する口にレ印を付けること。ただし、開 <u>ない。</u>なお、<u>申請者</u>が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて<math><u>記載するこ</u>国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及 設しようとする無線局の種類が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外 線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また び移動受信用地上基幹放送を除く。 基幹放送をする無線局については外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要し 以下この注において同じ。)をする無線局以外の無
- 書面を添付すること、 及び議決権の割合の欄に記載をした場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を証する 外国性の有無の欄、又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄のうち特定役員

紙の提出を要しない。

ア 議決権に関する事項

区 分 株式数 (株) /議決権の数 (個) 比率 (% 発行済株式の総数

- (注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。
- (注2) 別の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) 』の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。
- (注4) ○○の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。
- (注5) 即の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人 又は団体(国又は地方公共団体を含む。)を記載すること。
- (注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。
- [8] 自を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

代表者

	氏 名	フリガナ	1
	注用	P	
	女		
口有 口無	日本の国籍の有無	+	
	金		

- (注1) 法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。
- (注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に 住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- 注3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者につ

いては代表者就任承諾書を添付すること。

ウ 役員

役員の総数 名 🖟	(代表者 名、その他役員	名)
役員の総数のうち、	日本の国籍を有しない者の人数	名 (B)
外国人等役員比率	% ((B) / (A))	

- (注1) 外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- (注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するこ
- (3) 基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること(法人又は団体の場合に限り、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申請の場合を除く。)。

議決権の総数

備考	総数(]		(A)	其	資料	行	谿]
	(I)	単元未満株式田		権株式	完全議決		議決権制限株式(C	無議決権株式(B		
1 単元の株式数		k式(H)	その他(G)	特定外国株式等(F)	相互保有株式(E)	自己保有株式(0)	見株式(C)	k式(B)	区分	
									株式数 (株)	
									議決権の数 (個)	

- (注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- (注2) Mの欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) 即の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- 主4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- 注5) ①の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「

[新設]

- (注6) いて「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。 可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表にお 則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが 自己保有株式」という。)の総数を記載すること。 (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規
- る場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表 を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125条第2項において準用す る場合を含む。)又は第125条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録 こおいて「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。 (F)の欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において準用す
- (注8) 式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。 (G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株
- (注9) (II)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) 1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 況が分かる資料)を添付すること。 主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株
- 欄の記載を要しない。 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の
- の状況を記載すること(イにおいて同じ。 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式

イ 外資議決権比率に関する事項

法人等	外国斗		П
議決権の総数の100 0分の1未満を占め る者の合計	議決権の総数の100 0分の1以上を占め る者	N \$	ミュニティ
数の100	数の100	氏名又は名称	な送を行う
		住所(S)	基幹
		法人番号®	放送
		株式数無①	局以
		議決権の数働回回ノ議決権の総数%団	外の:
		回/議決権の総数%団外 権民名又は名称问	地上
		外資系日本法人の議決(E) (E) 備権を有する外国法人等の × 拷権を有する外国法人等の × 拷氏 外資系日本法人の率 (%) 又 議決権の総数に対(%) (I) する議決権の比率(H) 名 (%) (G) (G)	′ 放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合
		土田 ない	

Ŷ		外資系日本法人	
	□⊳	議決権の総数の10 分の1以上を占め る者	(計
4		権の症1以_	
11	#	総を大教を)
たこせった出す		り10	
	\overline{Z}		
£ + £	Z		
и П A	\angle		
r F			
현	L		
P.	Κ,		
II Ş.	И,		_
、 (する) (1)			
こで作った。早にプルカったったコトを写しを外しを大			
Z I			,
† ₩			
-	7		
		_	

(注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいい(()において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する月本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合 は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の 定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること(//)にお いて同じ。)。
- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 即の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注 6) <u>(① の欄は、申請者が株式会社である場合は、(①から株主総会の護決権を有しないこととされる株式(アの(②の議決権制限株式を除く。)の数を滅じて計算した数を記載すること。</u>
- 主7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(7)の(D)の比率を 記載すること。
- (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。
- 7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当 該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- 2 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であって、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1

- 末満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合 (1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- (注9)
 (i)の欄は、(i)の比率に(i)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

 (7)
 (i)の比率が2分の1を超える場合は、(i)の比率に(i)の比率を乗ずることなく
- 、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。 (/) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に
- | 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(印の比率に| (10)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の| 外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、| (印の比率に(印の比率を合算した比率を乗ずることなく、(印の比率をそのまま(日) の欄に記載すること。
- (注10) (印及び6)から(1)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四拾五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り拾てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。
- (注11) 備考の欄は、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。
- (注12) []]の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について 合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。
- 注13) ①及びD)を証する書類 (例:株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。) 、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- (1) 衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹放送局 に係る申請の場合

	国法人等] >	
슘 計	議決権の総数の1000分の1未満 を占める者の合計 (計 者) (F)	議決権の総数の1000分の1以上 を占める者	区 分
/			氏名又は名称
			住所 (V)
/			法人番号曲
			株式数無①
			議決権の数個印
			回/護決権の総数%田
			

- (注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。
- 注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- 注3) Mの欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあってはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (4) 図の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 注 5) (0)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- E6) 即の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を 有しないこととされる株式 (アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減 じて計算した数を記載すること。
- 主7) ①の欄は、アの川に記載した議決権の総数に対するイの(4)の⑪の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四 <u>特工人して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五</u> 人した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五人せずに計算した 各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四 捨五人して小数点第2位まで記載すること。ただし、衛星基幹放送又は移

動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五人する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五人する前の比率が3分の1未満であることがおかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合において、小数点第3位を四き五人する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五人する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五人して20.00%となるときは、四捨五人せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。

- (注8) (F)の欄は、護決権の総数の1000分の1末満を占める外国法人等について 合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。
- (注9) ①及びDを証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

ウ 役員に関する事項

	(7)
フリガナ	地上基幹力
住所	上基幹放送局の場合
役名	場合
特定役員への該当の有無	
н Ж	

- フリガナ 氏
 住所
 役名
 特定役員への該当の有無 時度
 日本の国籍の有無 日本の国籍の有無
 備考 日本の国籍の有無

 氏
 名者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そ
- 注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役 員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

の定めに従い記載し

定款を提出すること。

- 注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国 に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- (注5)
 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

 (注6)
 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- 注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定 役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載 のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付 すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以

別表第五号の二 認定計画の承継申請書(届出書)の様式(第25条の8の2において準用する第 20条の2、第20条の3及び第20条の3の2関係) めた場合は、それによることができる。) 2~6 點] [6~9 器] 表者氏名 氏名又は名称及び代 Ĥ 法人番号 申請(届出)者(注2) 严 \equiv (注5) (注4) フリガナ (注1) 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合 鱼 明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記 の写し) 外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類) の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄 の定めに従い記載し 載された書類)を添付すること。 る者について記載すること。 を添付すること 1住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。 常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること. 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国 株式会社にあつては役員、 本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。 \dashv I フリガナ 都道府県一市区町村コード を添付すること。 肥 贫 鱼 定款を提出すること 担当部門日本の国籍の有無 法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証 方だし、 その他の法人又は団体にあつてはこれに準ず (総務大臣がこの様式に代わるものとして認 口性 定款に別段の定めがある場合は、 口浦 別表第五号の二 認定計画の承継申請書 (届出書) の様式 (第25条の8 において準用する第20条 [同左] の2、第20条の3及び第20条の3の2関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた 場合は、それによることができる。) $[2\sim 6$ Ĥ 表者氏名 氏名又は名称及び代 [6~9 同左] [同左] 严 同左] ---フリガナ 都道府県一市区町村コード

[2~4 略] [注1 略] [注1 略] 2 1の欄は、次によること。 [(1)~(3) 略] [<u>(1)~(8) 略]</u> <u>④</u> 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。		[略] 1 届出者(注2) 住所 都道府県―市区町村コード [] 〒(—)	ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 [3~8 略] 別表第五号の三 登録局の登録承継届出書の様式(第25条の15第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)	 [注1 略] 2 1の欄は、次によること。 [(1)~(3) 略] (<u>4</u>) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
[2~4 同左] [注1 同左] 2 [同左] [(1)~(3) 同左] [新設] [新設]	氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名	[同左] 1 [同左] 在 所 都道府県一市区町村コード [] 〒 (一)	[3~8 同左] 別表第五号の三 [同左]	[注1 同左] 2 [同左] [(1)~(3) 同左] [新設]

	[注1 同左] 2 [同左]	[注1 略]2 1の欄は、次によること。	, Z
	[2・3 同左]	2 · 3 略]	
		法人番号	
	表者氏名	表者氏名	
フリガナ	氏名又は名称及び代	氏名又は名称及び代 フリガナ	
]
₸(–)		₸(–)	
都道府県一市区町村コード []	住 所	住 所 都道府県一市区町村コード 〔 〕	
	1 [同左]	申請者(注2)	
	[同左]		[基]
		がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)	250
	別表第六号の七 [同左]	別表第六号の七 登録局の登録状の訂正申請書の様式(第25条の22第2項関係)(総合通信局長	別表負
	[3~5 同左]	[3~5 略]	
		ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。	
		るための番号の利用等に関する法律第2条第15項	
		(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す	
	[(1)~(4) 同左]	[(1)~(4) 略]	
	2 [同左]	2 1の欄は、次によること。	۲.
	[注1 同左]	[注1 略]	<u> </u>
	[2・3 同左]	2 • 3 - 路]	
		法人番号	
	表者氏名	表者氏名	
フリガナ	氏名又は名称及び代	氏名又は名称及び代 フリガナ	
			1
〒 (−)		₸ (–)	
都道府県-市区町村コード [住 所	住 所 都道府県一市区町村コード [
	1 [同左]	申請者(注2)	
	[同左]		[器]
		の様式に代わるものとして認めた場合は、それによることがで	通信
	別表第六号の五 [同左]	別表第六号の五 無線局の免許状の訂正申請書の様式(第 22 条第2項関係)(総務大臣又は総合	別表負

のように記入すること。 [3 ・4 略] [3 1の欄は、次によること。 5 (1)~(4) 略] [(1)~(4) 略] 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 [5 るための番号が不明の場合は記載を要しない。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。	法人番号 [2・3 [2・3 略] [2・3 [2・3 略] [注1 [注1 略] [注1 2 収入印紙については、次によること。 2 [(1)・(2) 略] [(1)・(2) 略] [新 (3) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」 [新	任 所 都道府県一市区町村コード	[同左]	[(1)~(4) 略] [(1)~(4) 略] [(1)~(4)~(4)~(4)~(4) [(1)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4)~(4
3・4 同左] [同左] [(1)~(4) 同左] [新設]	·3 同左] 1 同左] [同左] [(1)·(2) 同左]	任 所 都道桥県-市区町村コード		[(1)~(4) 同左] [新設] 3~5 同左] <キラの八 [同左]

別表第七号 無線局の廃止届出書の様式(第 24 条の3第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長 別表第七号の二 特定無線局の廃止届出書の様式 (第 24 条の4第2項関係) 屋 の様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) [注1 略] [注1 略] 2・3 略] 2・3 略 表者氏名 氏名又は名称及び代 Ĥ [3・4 點] 法人番号 表者氏名 氏名又は名称及び代 À 法人番号 届出者(注2) 届出者(注2) [(1)~(4) 略] 1の欄は、次によること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 1の欄は、次によること。 るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること 肥 严 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す フリガナ \dashv I 都道府県一市区町村コード フリガナ \dashv I 都道府県―市区町村コード (総合通信局長がこ 別表第七号 別表第七号の二 [同左] [同左] [2・3 同左] [注1 同左] [注1 同左] [2・3 同左] À [3・4 同左] 表者氏名 氏名又は名称及び代 Ĥ 表者氏名 氏名又は名称及び代 [新設] [同左] [(1)~(4) 同左] [同左] [同左] 肥 [同左] 足 [同左] [同左] フリガナ $\stackrel{\dashv I}{\frown}$ フリガナ -|| () 都道府県一市区町村コード 都道府県一市区町村コード

氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名	住所 都道府県一市区町村コード []	特定基地局の開設計画の認定申請書の様 代わるものとして認めた場合は、それに (注2)	[(1)~(4) 略] (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 [3・4 略]	法人番号 [2・3 略] [注1 略] 2 1の欄は、次によること。	氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名	住所 都道府県-市区町村コード [] 〒 (–)	別表第七号の三 登録局の廃止届出書の様式(第25条の24第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) [略] 1 届出者(注2)	略] 番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続におけ の番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人 、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 略]
氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名	住所 都道府県一市区町村コード [] 〒 (一)	別表第八号 特定基地局の開設計画の認定申請書の様 この様式に代わるものとして認めた場合は、それに [同左] 1 [同左]	[(1)~(4) 同左] <u>別寸</u> [新設] と。 [3・4 同左]	[2·3 同左] [注1 同左] 2 [同左]	氏名又は名称及び代 フリガナ 表者氏名	住所 都道府県一市区町村コード [] 〒 (ー)	の様 別表第七号の三 [同左] [同左] 1 [同左]	1 14

場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例: 33.3321%の場合は33.332%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。		日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。 ② 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」 のように記入すること。 2 1の欄は、次によること。 [(1)~(4) 略] ⑤ 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための乗号の利用築に関する法律笛?多笛15項に相定する法人乗号を記載すること。	4 外国人等直接保有議決権割合 外国人等直接保有議決権割合(移動受信用地上基幹放送に係る特定基地 別の開設計画の認定申請に限る。) % 5 [略] 注1 収入印紙については、次によること。 (1) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、	法人番号
	[3・4 同左] [新設]	2 [同左] [(1)~(4) 同左] [新設]	[新設] 3	[2 同左] [新設]

- (注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤 の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。
- (注5) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有するできるでは、日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- 6 4の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四拾五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.3321%の場合は33.3322%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

議決権の総数

1										J
	備考	総数(出)	(A)	其	栋。	済	光行	¥		1 NEH
		.(H)	単元未満株式(G)	一角でよく	方士 展久 落群斗	小心淋浴	議決権制限株式(C	無議決権株式(B		西名で、田 ・ 小田 沙へ
1 - (17 > 41 - 1/1) - 41 - 1/14 - 47 - 1/2	1 単元の株式数		:式(G)	その他(F)	相互保有株式(E)	自己保有株式(D)	(株式(C)	:式(B)	区分	
F 41 Tr 445 11 - 1									株式数 (株)	
									議決権の数 (個)	

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体に あつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。

- (注2) Aの欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- 主3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- 主4) (0の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項 について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議

[新設]

決権の数に含める。

- (注5) 有株式」という。)の総数を記載すること。 条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保 ①の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除 以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308
- 相互保有株式」という。) について、総数を記載すること。 な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において) 第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能 印の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則
- 株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。 (F)の欄は、自己保有株式又は相互保有株式に該当する株式以外の完全議決権
- (注8)
- (G)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。 田の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注10) 分かる資料)を添付すること こついて記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主
- (注11) の記載を要しない。 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄
- 式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。 注案に表に関するます。 法第27条の14の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株

	国法人等	1 >		外資請
파	議決権の総数の1000分の1未満 を占める者の合計 (計 者) (F)	議決権の総数の1000分の1以上 を占める者	IX St	外資議決権比率に関する事項
			氏名又は名称	
			所 (A)	
			法人番号图	
			株式数爾①	
			議決権の数個印	
			①/議決権の総数%団	
				

- (注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。
- (注 2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注3) Mの欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は 団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 🛭 🖺 の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただ
- (注5) ①の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

法人番号が不明の場合は記載を要しない

- (注 6) ⑪の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注7) 即の欄は、アの田に記載した議決権の総数に対するイの回の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合は33.332%まで記載すること。)
- (注8) [F]の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注9) (①及び①を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式 (<u>第25条の4第4項</u>関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定基地局開設計画

[1~14 略]

[注1~9 略]

10 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び低から(11)までについて記載するこ

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式 (<u>第25条の4第3項</u>関係) (総務大臣がこの様式 に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定基地局開設計画

[1~14 同左]

[注1~9 同左]

10 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び(15)から(7)まで、並びに別表第二号第5の38の欄のうち、別紙(3)及び(4)について記載すること。

[11~15 略]

別表第八号の三 無線設備等保守規程の認定申請書の様式 (第 25 条の 26 第 2 項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

器

1 収入印紙については、次によること。

- (1) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、 日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
- (2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」 のように記入すること。
- 1の欄は、次によること。

[(1)~(4) 略]

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[3~5 器]

別表第八号の四 無線設備等保守規程の変更認定申請書及び変更届出書の様式 (第 25 条の 27 第 2項及び第 25 条の 28 第 2 項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

74 m/s

[注1 略]

2 1の欄は、次によること。

[(1)~(4) 器]

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[3~5 器]

別表第八号の六 無線設備等保守規程の廃止届出書の様式 (第 25 条の 31 第 2 項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

器

注1 1の欄は、次によること。

[(1)~(4) 器]

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

い・3 居」

別表第十一号 外国の無線局等の運用許可申請書の様式(第 30 条の2第4項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[11~15 同左]

別表第八号の三 [同左]

[同左]

収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

[同左]

[(1)~(4) 同左]

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号(以下この注、別表第5号の12、別表第5号の13及び別表第5号の15において「法人番号」という。)を

記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

[3~5 同左]

別表第八号の四 [同左]

[同左]

[注1 同左]

[同左]

[(1)~(4) 同左] (5) 法人番号の欄は、法)

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、<u>法人番号</u>を記載すること。ただし、法 人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

[3~5 同左]

別表第八号の六 [同左]

[同左]

E1 [同左]

[(1)~(4) 同左]

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、<u>法人番号</u>を記載すること。ただし、法 人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

[2・3 同左]

別表第十一号 [同左]

								1	[器]	4 W	別表														[略]
3 1の欄は、次によるこ[(1)~(4) 略]	[注1・2 略]	[2~7 略]	法人番号	表者氏名	氏名又は名称及び代		住所	届出者(注3)		1 条の5において準用すっぺものとして認めた場	別表第十二号 無線局の運	[3~5 器]	ただし、法人番号:	るための番号の利!	ĺ	_	2 1の欄は、次によること。	[注 1 略]	[2・3 略]	法人番号	表者氏名	氏名又は名称及び代		住 所	申請者(注2)
め; た。					フリガナ		都道府県一市区町村コード 〔 〕 〕			31 条の5において準用する場合を含む。)関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)	無線局の運用の特例に係る届出書の様式(第31条の3第3項(第31条の4及び第		ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。	るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。	注		87 LV.					フリガナ	〒 (−)	都道府県一市区町村コード []	
3 [同左] [(1)~(4) 同左]	[注1・2 同左]	[2~7 同左]		表者氏名	氏名又は名称及び代	7	住 所	1 [同左]	[同左]		別表第十二号 [同左]	[3~5 同左]		F 27 - 3 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	-	_	2 [同左]	[注1 同左]	[2・3 同左]		表者氏名	氏名又は名称及び代		住 所	[同左] 1 [同左]
					フリガナ	╡ (–)	都道府県―市区町村コード 〔															フリガナ	〒 (−)	都道府県一市区町村コード(
							J]	

備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記	[4~6 略]	ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。	るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。	10
注記である。	[4~6 同左]			L 初 t 发 J

基 幹 放送 の業務に係る特定役員及び 支配関係 の定義 並 び に 表 現の自由 [享有 基 準 0 特 例 に関する省

令の一部改正)

第 兀 条 基 幹 放 送 \mathcal{O} 業 務 に 係 る 特 定 役 員 及 び 支 配 関 係 \mathcal{O} 定 義 並 び に 表 現 \mathcal{O} 自 由 享 有 基 準 \mathcal{O} 特 例 に 関 す

る省・ -令 (平成二十 七 年 総 務省 令第二十六号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 正 す る。

次 0 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に掲げる規定の傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に順次対応する改正 後欄に掲 げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改工前
(定義)	(定義)
第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 笠	第二条 [同上]
[一~二十五 略]	[一~二十五 同上]
二十六 コミュニティ放送 法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。	をいう。 二十六 コミュニティ放送 放送法施行規則別表第五号(注)十に規定するコミュニティ放送
[二十七~三十六 略]	[二十七~三十六 同上]
。 三十七 国内基幹放送事業者 法第百十六条の四第一項に規定する国内基幹放送事業者をいう ・	。 三十七 国内基幹放送事業者 法第百十六条の三第一項に規定する国内基幹放送事業者をいう
いう。 三十八 認定経営基盤強化計画 法第百十六条の五第四項に規定する認定経営基盤強化計画を	いう。 三十八 認定経営基盤強化計画 法第百十六条の四第四項に規定する認定経営基盤強化計画
(認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例)	(認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例)
幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の三第一項に規定する指定放送対象地域であり、第十条 一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(その国内基)等	幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の二第一項に規定する指定放送対象地域であ第十条 一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(その国内基
るものに限る。)に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合	るものに限る。)に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合
における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前	における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前
二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす	二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす
[2 略]	[2 同上]
備考 表中の []の記載は注記である。	

附則

(施行期日)

第 7 条 改 正 法 \mathcal{O} 省 と 令 7 は う。 電 波 附 法 則 及 第 び 放 条 送 第 法 \mathcal{O} 号 に 部 掲 を げ 改 る 正 規 す 定 る \mathcal{O} 法 施 律 行 \mathcal{O} 次 日 条 か 第 5 施 項 行 及 す び る。 第 \equiv 条 第 項 に お 1

(経過措置)

第 る。 条 改 \mathcal{O} 正 区 法 分 に 附 応 則 じ 第 三 当 条 0 該 規 各 定 号 に に 定 ょ る \Diamond る 届 様 出 式 は 各 次 \mathcal{O} 別 各 表 号 \mathcal{O} 注 に 撂 記 げ に る 係 者 る 様 式 法 及 人 又 び 書 は 類 寸 を 体 含 で む あ る 以 Ł 下 \mathcal{O} $\sum_{}$ に \mathcal{O} 限

条 に お 1 て 同 じ に ょ ŋ 行 う £ \mathcal{O} と す る

以 放 送 下 法 新 第 九 施 十 三 行 規 則 条 第 لح 7 項 う。 \mathcal{O} 認 定 を 別 受 表 け 第 7 六 号 1 る \mathcal{O} 者 様 式 第 放 --- 送 条 法 \mathcal{O} 第 規 定 九 + に 三 ょ る 条 第 改 正 項 後 第 \mathcal{O} + 放 送 号 に 法 掲 施 げ 行 規 る 則 事

百 五. 放 送 + 九 法 条 第 第 百 五. 項 + 第 九 五. 条 号 第 か ら 項 第 \mathcal{O} 七 認 号 定 ま を で 受 に け 掲 て げ 1 る る 事 者 項 に 新 限 施 る 行 規 則 別 表 第 六 + 号 \mathcal{O} 様 式 放 送 法

第

項

12

限

る。

定 無 線 基 に ょ 幹 局 る 放 電 送 改 波 局 正 後 法 第 電 \mathcal{O} 無 五. 波 条 線 法 第 第 局 六 免 許 項 条 各 第 手 号 続 に 項 規 掲 に 則 げ 規 以 定 る す 下 無 線 る 基 新 局 を 幹 免 除 放 許 < ° 送 規 則 局 を لح \mathcal{O} 1 う。 1 免 う。 許 を 次 受 号 別 け に て 表 お 第 1 1 る て 号 者 同 じ \mathcal{O} 第 様 三 式 条 以 電 \mathcal{O} 外 波 規 \mathcal{O}

法 第 六 条 第 項 第 十 号 に 掲 げ る 事 項 に 限 る

兀 基 幹 放 送 局 \mathcal{O} 免 許 を 受 け 7 1 る 者 新 免 許 規 則 別 表 第 号 0) 様 式 電 波 法 第 六 条 第 項 第 九 号

に掲げる事項に限る。)

五. 電 波 法 第 + 七 条 \mathcal{O} + 兀 第 項 \mathcal{O} 認 定 放 送 法 第 条 第 + 兀 号 に 規 定 す る 移 動 受 信 用 地 上 基 幹

放 送 12 係 る t \mathcal{O} 12 限 る を 受 け 7 1 る 者 新 免 許 規 則 別 表 第 八 号 \mathcal{O} 様 式 電 波 法 第 + 七 条 \mathcal{O}

十四第一項第二号に掲げる事項に限る。)

2 前 項 \mathcal{O} 場 合 に お 1 7 同 項 第 号 第 号 又 は 第 五 号 12 撂 げ る 者 に あ 0 て は 同 項 に 定 \Diamond る 様 式

通 及 び そ \mathcal{O} 写 L 通 を 総 務 大 臣 に 同 項 第 三 号 又 は 第 兀 号 12 掲 げ る 者 に あ 0 7 は 同 項 に 定 8 る

様 式 通 及 U そ \mathcal{O} 写 L 通 を 所 轄 総 合 通 信 局 長 沖 縄 総 合 通 信 事 務 所 長 を 含 む を 経 由 L て 総 務

大 臣 に そ れ ぞ れ 提 出 L な け れ ば な 5 な

3 総 務 大 臣 は 前 項 \mathcal{O} 様 式 を 受 理 L た لح き は そ \mathcal{O} 写 L 通 に 0 1 7 提 出 書 類 \mathcal{O} 写 L で あ る لح を

証 明 L て 提 出 L た 者 に 返 す ŧ \mathcal{O} と す る

(還元目的積立金に関する経過措置)

第 三 条 改 正 法 附 則 第 八 条 に 規 定 す る 総 務 省 令 で 定 8 る لح $\sum_{}$ ろ 12 ょ ŋ 計 算 L た 額 は 放 送 法 施 行 規 則

別 表 第 兀 号 \mathcal{O} 注 兀 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き 令 和 兀 年 兀 月 日 に 始 ま る 事 業 年 度 \mathcal{O} 収 入 支 出 決 算 表 \mathcal{O} 欄 外 に 記

載 L た 後 期 繰 越 金 \mathcal{O} 額 か 5 日 本 放 送 協 会 以 下 協 会 と 1 う \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 安 定 が 損 な わ れ る

لح \mathcal{O} な 1 ょ · う、 適 正 な 財 政 運 営 を 行 う に つ き 必 要 と 認 8 5 れ る 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 額 \mathcal{O} 合 計 額 を 減 じ

て得た額とする。

令 和 五. 年 兀 月 --- 日 に 始 ま る 事 業 年 度 に お け る 予 算 書 上 0) 般 勘 定 \mathcal{O} 事 業 支 出 \mathcal{O} 額 に 百 分 \mathcal{O} 八 を

乗 じ 7 得 た 額 \mathcal{O} 範 井 内 で 協 会 が 必 要 لح 認 \Diamond た 額

前 号 \mathcal{O} 事 業 年 度 に お け る 予 算 書 上 \mathcal{O} 般 勘 定 \mathcal{O} 事 業 収 支差 金 \mathcal{O} 額 が 零 を 下 口 る 額 で あ る と き \mathcal{O}

当 該 下 口 る 額 \mathcal{O} 範 囲 内 に お け る当 該 予 算 書 上 \mathcal{O} 般 勘 定 \mathcal{O} 資 本 収 支 \mathcal{O} 前 期 繰 越 金 受 入 れ \mathcal{O} 額

第 兀 条 前 条 第 号 \mathcal{O} 事 業 年 度 に お け る 放 送 法 第 七 十 三 条 0) 第 三 項 に 規 定 す る 予 想 積 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 額 は 前

条

の規定により計算した額とみなす。

第 五 条 協 会 \mathcal{O} 令 和 兀 年 兀 月 日 に 始 ま る 事 業 年 度 に 係 る 放 送 法 第 七 + 兀 条 第 項 に 規 定 す る 財 務 諸

表 協 会 \mathcal{O} 令 和 五 年 兀 月 --- 日 12 始 ま る 事 業 年 度 に 係 る 放 送 法 第 七 + 条 第 項 12 規 定 す る 収 支 予 算

事 業 計 画 及 び 資 金 計 画 並 び に 協 会 \mathcal{O} 令 和 五. 年 兀 月 日 に 始 ま る 事 業 年 度 に 係 る 放 送 法 第 七 + ___ 条 第

項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き 作 成 す る 収 支 予 算 事 業 計 画 及 U 資 金 計 画 に 0 1 て は 新 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 に カン

かわらず、なお従前の例による。